

東通原子力発電所
原子炉施設保安規定認可申請書
審査資料

令和 2 年 8 月 1 8 日

東京電力ホールディングス株式会社

目 次

資料①「保安規定第3条と設置許可本文十一号 との整合性について」	1
資料②「保安規定第3条以外と設置許可との整合性について」	46
資料③「施設管理について」	70
資料④「検査の独立性の確保について」	74
資料⑤「その他について」	81

東通原子力発電所

保安規定第3条と設置許可本文十一号との
整合性について

令和2年8月

東京電力ホールディングス株式会社

保安規定第3条と設置許可本文十一号との整合性【東京電力HD】

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526既認可)
1.			第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。	・保安規定第3条と設置許可本文十一号のそれぞれの目的を記載していることによる差異。	第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。
2.	第一章 総則 (目的)	第1章総則 (目的)	1 目的	1. 目的	・差異なし (以下、空欄は差異なしであり、記載を割愛する)	1. 目的
3.	第一条 この規則は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする。	1 第一条に規定する「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第2条第7項に規定する原子力施設をいう。	本品質マネジメントシステム計画は、 発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。) に従って、発電所における保安活動に係る 品質マネジメントシステム (以下「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するとともに、安全文化及び安全のためのリーダーシップによって原子力の安全を確保することを 目的とする。	発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項(以下「品質管理に関する事項」という。)は、 発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(以下「品質管理基準規則」という。) に基づく 品質マネジメントシステム を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	・「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項(以下「品質管理に関する事項」という。)」については、保安規定第3条に反映していないが、1.目的には保安規定第3条と設置許可本文十一号のそれぞれの目的を記載することになるため、記載が異なる。 ・品質管理の解釈まで含めた品質マネジメントシステムとしているため、保安規定第3条では、品質管理基準規則解釈の要求事項(青色マーキング箇所)も含めて記載している。 ・保安規定第3条では、「に基づく」と「に従って」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・「安全文化及び～」については、原子力安全のためのマネジメントシステムとして「IAEA安全基準」に示される考え方を反映した。	本品質マネジメントシステム計画は、 柏崎刈羽原子力発電所(以下「発電所」という。) の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に従って、発電所における保安活動に係る 品質マネジメントシステム (以下「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するとともに、安全文化及び安全のためのリーダーシップによって原子力の安全を確保することを目的とする。
4.	(適用範囲)		2 適用範囲	2. 適用範囲		2. 適用範囲
5.	第三条 次章から第六章までの規定は、原子力施設(使用施設等であって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。)第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)について適用する。 2 第七章の規定は、使用施設等(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。)について適用する。		本品質マネジメントシステム計画は、 発電所の保安活動に適用する。	品質管理に関する事項は、 柏崎刈羽原子力発電所の保安活動に適用する。	・保安規定第3条では、「品質管理に関する事項」を「品質マネジメントシステム計画」と記載した。	本品質マネジメントシステム計画は、 発電所の保安活動に適用する。
			<p>凡例</p> <p> : 本文十一号の内容を反映している箇所</p> <p> : 品質管理基準規則・解釈の内容を反映している箇所</p> <p>赤字 : 2F/KK 保安規定 5/26 認可版との相違箇所</p>			
6.	(定義)		3 用語の定義	3. 定義		3. 用語の定義
7.	第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。 2 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	1 本規則において使用する用語は、原子炉等規制法及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則において使用する用語の例による。	以下を除き品質管理基準規則の定義に従う。	品質管理に関する事項における用語の定義は、 以下を除き品質管理基準規則に従う。	・「品質管理に関する事項における用語の定義は、」については、保安規定に反映していないが、誤解は生じないと考えるため、現状の保安規定条文の記載を継承した。	以下を除き品質管理基準規則の定義に従う。
8.	一「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。					
9.	二「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。					
10.	三「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。					

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
11.	四「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。	2 第2項第4号に規定する「原子力事業者等」とは、原子炉等規制法第57条の8に規定する者をいう。 3 第2項第4号に規定する「自らの組織の管理監督を行うための仕組み」には、組織が品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。				
12.	五「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。	4 第2項第5号に規定する「要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。				
13.	六「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。	5 第2項第6号及び第7号に規定する「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。				
14.	七「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。	6 第2項第7号に規定する「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう(第53条第1項において同じ。)				
15.	八「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品(以下「機器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。					
16.						
17.						
18.						
19.						
20.						
21.	九「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務(以下「個別業務」という。)及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。					
22.			(1) 原子炉施設：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。	(1) 原子炉施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。		(1) 原子炉施設：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。
23.			(4.1(1)に規定)	(2) 組織 当社の品質マネジメントシステムに基づき、原子炉施設を運営管理(運転開始前の管理を含む。)する各部門の総称をいう。	・保安規定においては、4.1(1)に「保安に関する組織」の定義を記載しているため、本項(第3条 3.目的)には記載しない。	
24.			(2) ニューシア：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報		・設置許可本文十一号には記載されていないが、保安規定の審査基準に基づき、	(2) ニューシア：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
			を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。		保安規定においてはニューシアの定義を記載した。	を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。
25.			(3) BWR 事業者協議会：国内 BWR プラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。(以下、本条及び第107条において同じ。)		・設置許可本文十一号には記載されていないが、保安規定の審査基準に基づき、保安規定においてはBWR 事業者連絡会の定義を記載した。	(3) BWR 事業者協議会：国内 BWR プラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。(以下、本条及び第107条において同じ。)
26.	第二章 品質マネジメントシステム	第2章 品質マネジメントシステム	4. 品質マネジメントシステム	4. 品質マネジメントシステム		4. 品質マネジメントシステム
27.	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	第4条(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	4.1 一般要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	・保安規定第3条では、「品質マネジメントシステムに係る要求事項」と「一般要求事項」は同義と考え現状の記載を継承した。	4.1 一般要求事項
28.	第四条 原子力事業者等(使用者であって、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない。	1 第1項に規定する「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。 2 第1項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。	(1) 第4条(保安に関する組織)に定める組織(以下「組織」という。)は、本品品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの実効性を維持するため、継続的に改善する。	(1) 組織は、品質管理に関する事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。	・保安規定第3条においては、保安規定第4条に保安に関する組織が定められているため、当該条文を引用した。 ・「品質管理に関する事項」については、No5の差異説明を参照。 ・「文書化」については、設置許可本文十一号に記載されていないが、マネジメントシステムに必要と判断し追加した。 ・保安規定第3条では、「その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。」と「その品質マネジメントシステムの実効性を維持するため、継続的に改善する。」は同義と考え現状の記載を継承した。	(1) 第4条(保安に関する組織)に定める組織(以下「組織」という。)は、本品品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの実効性を維持するため、継続的に改善する。
29.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。	3 第2項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、第2項第1号から第3号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、以下の事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下「重要度分類指針」という。)を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。	・「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下「重要度分類指針」という。)を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。」については、設置許可本文十一号に記載されていないが、マネジメントシステムに必要と判断し追加した。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、以下の事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下「重要度分類指針」という。)を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。
30.	一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度		a) 業務・原子炉施設又は組織の重要度及びこれらの複雑さの程度	a) 原子炉施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	・保安規定第3条では、「個別業務」と「業務」は同義と考え現状の記載を継承した。	a) 業務・原子炉施設又は組織の重要度及びこれらの複雑さの程度
31.	二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	4 第2項第2号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。	b) 原子炉施設の品質又は業務に関連する原子力安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	b) 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	・「機器等」とは、品質管理基準規則第2条第1項第8号において、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品と定義されていることから、原子炉施設に含まれると考え、保安規定第3条では「原子炉施設」としている。 ・保安規定は「保安活動」を定めるものであり(第1条)、業務とは保安活動を構成する個々のプロセスを実施することであるため、第3条において「業務」と同義と考え、当該用語についての従来からの記載を継承した。	b) 原子炉施設の品質又は業務に関連する原子力安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
32.	三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響	5 第2項第3号に規定する「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をいう。	c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響	c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響	・「保安活動」と「業務」についてはNo31の差異説明を参照。	c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響
33.						
34.	3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令(以下単に「関係法令」という。)を明確に認識し、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記しなければならない。		(4) 組織は、原子炉施設に適用される法令・規制要求事項を明確に認識し、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき各基本マニュアル等に明記する(7.2.1参照)。	(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令(以下「関係法令」という。)を明確に認識し、品質管理基準規則が要求する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記する。	・「品質マネジメント文書」は「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき管理することから、設置許可本文十一号には記載されていないが、マネジメントシステムとして必要と判断し追加した。 ・保安規定第3条では、「品質管理基準規則が要求する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)」と「各基本マニュアル等」は同義と考え、記載した。 ・「規制要求事項」については、設置許可本文十一号に記載されていないが、マネジメントシステムに必要と判断し追加した。また、「関係法令」と「法令」は同義と考え、保安規定第3条においては「法令・規制要求事項」と記載した。	(4) 組織は、原子炉施設に適用される法令・規制要求事項を明確に認識し、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき各基本マニュアル等に明記する(7.2.1参照)。
35.	4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行わなければならない。		(5) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを「原子力品質保証規程」に定め、次の事項を実施する。	(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。	・「決定」した内容は文書に定めることから、保安規定第3条においては、「決定し、」と「定め、」は同義と考え、具体的な規程・マニュアル名称とともに記載した。	(5) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを「原子力品質保証規程」に定め、次の事項を実施する。
36.	一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。		a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。	a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。		a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。
37.	二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。	6 第4項第2号に規定する「プロセスの順序及び相互の関係」には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。	b) これらのプロセスの順序及び相互関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を図1のとおりとする。	b) プロセスの順序及び相互の関係を明確にする。	・保安規定第3条においては、品質規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映。 ・当社の保安規定では、「プロセスの順序及び相互の関係」を図1に示していることから、「・・・(中略)・・・を明確にする。」と「・・・(中略)・・・を図1のとおりとする。」は同義と考え現状の記載を継承した。	b) これらのプロセスの順序及び相互関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を図1のとおりとする。
38.	三 プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。	7 第4項第3号に規定する「原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標」には、原子力規制検査等に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)第5条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。	c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもの実効性の確保に必要なパフォーマンスを示す指標(以下「PI(Performance Indicator)」という。),並びに判断基準及び方法を明確にする。このPIには、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含める。	c) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。	・保安規定第3条においては、品質規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映。 ・保安規定第3条では、「組織の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)」と「パフォーマンスを示す指標(以下「PI(Performance Indicator)」という。)」は同義と考え現状の記載を継承した。	c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもの実効性の確保に必要なパフォーマンスを示す指標(以下「PI(Performance Indicator)」という。),並びに判断基準及び方法を明確にする。このPIには、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含める。
39.	四 プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること(責任及び権限の明確化を含む。)		d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保する。これには、責任及び権限の明確化を含める。	d) プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。)	・保安規定第3条では、「プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。)」と「これらのプロセスの	d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保する。これには、責任及び権限の明確化を含める。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
	む。)				運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保する。これには、責任及び権限の明確化を含める」は同義と考え現状の記載を継承した。	
40.	五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		e) これらのプロセスの運用状況を監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。	e) プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	・保安規定第3条では、「監視測定することが困難である場合は、この限りではない」と「適用可能な場合には(測定し、分析する。)」は同義と考え現状の記載を継承した。	e) これらのプロセスの運用状況を監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。
41.	六 プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	8 第4項第6号に規定する「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	f) これらのプロセスについて、計画の目的を達成するため、かつ、実効性を維持するために必要な処置(プロセスの変更を含む。)をとる。	f) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずる。	・プロセスの計画は、その目的、意図を含めて策定するものであることから、保安規定第3条では、「意図した結果を得」を「計画の目的を達成する」とした。 ・保安規定第3条では、「措置を講ずる」と「処置をとる」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映。	f) これらのプロセスについて、計画の目的を達成するため、かつ、実効性を維持するために必要な処置(プロセスの変更を含む。)をとる。
42.	七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと統合的なものとする。		g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと統合がとれたものにする。	g) プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと統合的なものとする。	・保安規定第3条では、「組織の体制」と「組織」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「統合的なもの」と「統合がとれたもの」は同義と考え現状の記載を継承した。	g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと統合がとれたものにする。
43.	八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。	9 第4項第8号に規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	h) 原子力安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力安全に与える潜在的な影響と、原子力安全に係る対策がセキュリティに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	h) 原子力安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力安全が確保されるようにする。	・保安規定第3条においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映。	h) 原子力安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力安全に与える潜在的な影響と、原子力安全に係る対策がセキュリティに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。
44.						
45.						
46.	5 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない。	10 第5項に規定する「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。 ・原子力安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員	(6) 組織は、安全文化として目指している状態を含め「健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル」を定めるとともに、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、健全な安全文化を育成し、及び維持する。	(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。	・保安規定第3条においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)(追加21項目に該当する箇所)を反映。 ・保安規定第3条においては、具体的な規程・マニュアル名称を記載するとともに、規程・マニュアルに基づくことを記載している。	(6) 組織は、安全文化として目指している状態を含め「健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル」を定めるとともに、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、健全な安全文化を育成し、及び維持する。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
		に共有されている。 ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・原子力の安全には、セキュリティが関係する可能性があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。				
47.						
48.	6 原子力事業者等は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。		(7) 組織は、業務・原子炉施設に係る要求事項(法令・規制要求事項を含む。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することを決めた場合には、当該プロセスの管理を確実にする。	(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	・「機器等」についてはNo31の差異説明を参照。 ・「個別業務」についてはNo30の差異説明を参照。 ・「関係法令」についてはNo34の差異説明を参照。 ・保安規定第3条では、「当該プロセスが管理されているようにする」と「当該プロセスの管理を確実にする」は同義と考え、当該用語についての現状の記載を継承した。	(7) 組織は、業務・原子炉施設に係る要求事項(法令・規制要求事項を含む。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することを決めた場合には、当該プロセスの管理を確実にする。
49.	7 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。		(3) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。		(3) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。
50.	(品質マネジメントシステムの文書化)	(品質マネジメントシステムの文書化)	4.2 文書化に関する要求事項	4.2 品質マネジメントシステムの文書化		4.2 文書化に関する要求事項
51.			4.2.1 一般	4.2.1 一般		4.2.1 一般
52.	第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。		品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。これらの文書は、保安活動の重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連を c)及び d)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。	組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。	・保安規定第3条においては、具体的な文書体系、規程・マニュアル名称を図・表として記載。 ・保安規定第3条では、「保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し」と「これらの文書は、保安活動の重要度に応じて作成し」は同義と考え記載した。 ・「記録」については、設置許可本文十一号に記載されていないが、マネジメントシステムとして必要と判断し追加した。	品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。これらの文書は、保安活動の重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連を c)及び d)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。
53.	一 品質方針及び品質目標		a) 品質方針及び品質目標	(1) 品質方針及び品質目標		a) 品質方針及び品質目標
54.	二 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニュアル」という。)		b) 原子力品質保証規程	(2) 品質マニュアル	・保安規定第3条においては具体的な規程・マニュアル名称を記載。	b) 原子力品質保証規程
55.	三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書		d) 組織内のプロセスの実効的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した文書及び記録 ① 以下の文書(表) ②発電所品質保証計画書 ③要領、要項、手引等の手順書 ④部門作成文書 ⑤外部文書 ⑥上記①②③④⑤で規定する記録	(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書	・保安規定第3条では、「実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにする」と「組織内のプロセスの実効的な計画、運用及び管理を確実に実施する」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定においては、具体的な規程・マニュアル名称、文書の種類を記載。 ・「記録」についてはNo52の差異説明を参照。	d) 組織内のプロセスの実効的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した文書及び記録 ①以下の文書(表) ②発電所品質保証計画書 ③要領、要項、手引等の手順書 ④部門作成文書 ⑤外部文書 ⑥上記①②③④⑤で規定する記録
56.	四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)		c) 品質管理基準規則が要求する「手順書等」である以下の文書及び記録(表)	(4) 品質管理基準規則が要求する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	・保安規定第3条では、「手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)」と「「手順書等」」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定においては、具体的な規程・マニュアル名称を記載。	c) 品質管理基準規則が要求する「手順書等」である以下の文書及び記録(表)
57.	(品質マニュアル)	(品質マニュアル)	4.2.2 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル		4.2.2 品質マニュアル
58.			(1)組織は、品質マニュアルとして本品質マネジメントシステム計画に定める要求事項を含む「原子力品質保証規程」を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。		・本項については、設置許可本文十一号に記載されていないが、マネジメントシステムとして必要と判断し追加した。	(1)組織は、品質マニュアルとして本品質マネジメントシステム計画に定める要求事項を含む「原子力品質保証規程」を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考)保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
59.	第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。		(2) 「原子力品質保証規程」には、次の事項を含める。	組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。	・保安規定第3条においては、具体的な規程・マニュアル名称を記載。 ・保安規定第3条では、「次に掲げる事項を定める。」と「次の事項を含める。」は同義と考え記載した。	(2) 「原子力品質保証規程」には、次の事項を含める。
60.	一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
61.	二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		b) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	(2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		b) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項
62.	三 品質マネジメントシステムの適用範囲		c) 品質マネジメントシステムの適用範囲	(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲		c) 品質マネジメントシステムの適用範囲
63.	四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報		d) 品質マネジメントシステムについて確立された「手順書等」又はそれらを参照できる情報	(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	・「手順書等」は、規則が要求する手順書、指示書、図面等を示し、具体的な内容を個別のマニュアルに定めているため、その紐付けを「それらを参照できる情報」として区別して追記。	d) 品質マネジメントシステムについて確立された「手順書等」又はそれらを参照できる情報
64.	五プロセスの相互の関係		e) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係	(5) プロセスの相互の関係	・保安規定第3条では、「プロセスの相互の関係」と「品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」は同義と考え記載した。	e) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係
65.	(文書の管理)	(文書の管理)	4.2.3 文書管理	4.2.3 文書の管理	・保安規定第3条では、「文書の管理」と「文書管理」は同義と考え現状の記載を継承した。	4.2.3 文書管理
66.	第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。	1 第1項に規定する「品質マネジメント文書を管理しなければならない」には、次の事項を含む。 ・組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止 ・文書の組織外への流出等の防止 ・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持	(1) 組織は、品質マネジメントシステムに必要な文書を、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。これには次の事項を含める。 a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止 b) 文書の組織外への流出等の防止 c) 4.2.1c)及びd)①の文書の制定及び改訂に係るレビューの結果、当該レビューの結果に基づき講じた処置並びに当該制定及び改訂を承認した者に関する情報の維持 また、記録は、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。	(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。	・保安規定第3条では、「品質マネジメント文書」と「品質マネジメントシステムに必要な文書」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条においては、規程・マニュアル名称を記載するとともに、規程・マニュアルに基づくことを記載している。 ・「保安規定上の位置付けを明確にするとともに」、「保安活動の重要度に応じて」、「また、記録は～」については、設置許可本文十一号に記載されていないが、マネジメントシステムとして必要と判断し追加した。 ・保安規定第3条においては、品質規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映	(1) 組織は、品質マネジメントシステムに必要な文書を、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。これには次の事項を含める。 a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止 b) 文書の組織外への流出等の防止 c) 4.2.1c)及びd)①の文書の制定及び改訂に係るレビューの結果、当該レビューの結果に基づき講じた処置並びに当該制定及び改訂を承認した者に関する情報の維持 また、記録は、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。
67.	2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成しなければならない。	2 第2項に規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。	(2) 組織の要員が判断及び決定に当たり適切な文書を利用できるよう、次の活動に必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。これには、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含める。	(2) 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。	・保安規定第3条では、「適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。」と「適切な文書を利用できるよう、次の活動に必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条においては、具体的な規程・マニュアル名称を記載。 ・保安規定第3条においては、品質規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映。	(2) 組織の要員が判断及び決定に当たり適切な文書を利用できるよう、次の活動に必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。これには、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含める。
68.	一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。		a) 発行前に、文書の妥当性をレビューし、承認する。	a) 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認する。	・保安規定第3条では、「品質マネジメント文書を発行するに当たり」と「発行前に」は同義と考え現在の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「審査」と「レビュー」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「発行を承認する」と「承認する」は同義と考え現在の記載を継承した。	a) 発行前に、文書の妥当性をレビューし、承認する。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
69.	二 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。	3 第2項第2号に規定する「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、第1号と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。	b) 文書の改訂の必要性についてレビューする。また、改訂に当たっては、a)と同様にその妥当性をレビューし、承認する。	b) 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する。	・保安規定第3条では、「品質マネジメント文書」と「文書」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「評価」と「レビュー」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・品質管理基準規則解釈第7条第3項を踏まえ、保安規定第3条では「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」と「改訂に当たっては、a)と同様にその妥当性をレビューし、承認する」は同義と考え記載した。	b) 文書の改訂の必要性についてレビューする。また、改訂に当たっては、a)と同様にその妥当性をレビューし、承認する。
70.	三 前二号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。	4 第2項第3号に規定する「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。	c) a)及びb)のレビューを行う際には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。	c) 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。	・保安規定第3条では、「品質マネジメント文書の審査及び評価」とa)及びb)のレビュー」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「審査及び評価」と「レビュー」は同義と考え現状の記載を継承した。	c) a)及びb)のレビューを行う際には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。
71.	四 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。		d) 文書の変更の識別及び最新の改訂状況の識別を確実にする。	d) 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにする。	・「品質マネジメント文書」については、No69の差異説明を参照。 ・保安規定第3条では、「改訂内容の識別」は「変更の識別」と同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「できるようにする」は「確実にする」と同義と考え現状の記載を継承した。	d) 文書の変更の識別及び最新の改訂状況の識別を確実にする。
72.	五 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。		e) 該当する文書の適切な版が、必要に応じて、必要となる場所で使用しやすい状態にあることを確実にする。	e) 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保する。	・「品質マネジメント文書」については、No69の差異説明を参照。 ・保安規定第3条では、「改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保する」と「該当する文書の適切な版が、必要に応じて、必要となる場所で使用しやすい状態にあることを確実にする」は同義と考え現状の記載を継承した。	e) 該当する文書の適切な版が、必要に応じて、必要となる場所で使用しやすい状態にあることを確実にする。
73.	六 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。		f) 文書は、読みやすくかつ容易に内容を把握することができるようにする。	f) 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにする。	・「品質マネジメント文書」については、No69の差異説明を参照。	f) 文書は、読みやすくかつ容易に内容を把握することができるようにする。
74.	七 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。		g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。	g) 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理する。	・保安規定第3条では、「組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、」と「品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「その配付を管理する」と「その配付が管理されていることを確実にする」は同義と考え現状の記載を継承した。	g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。
75.	八 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。		h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを保持する場合には、その目的にかかわらず、これを識別し管理する。	h) 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理する。	・「品質マネジメント文書」については、No69の差異説明を参照。 ・保安規定第3条では、「使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは」と「使用されないようにする。また、これらを保持する場合には」は同義と考え現状の記載を継承した。	h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを保持する場合には、その目的にかかわらず、これを識別し管理する。
76.	(記録の管理)	(記録の管理)	4.2.4 記録の管理	4.2.4 記録の管理		4.2.4 記録の管理
77.	第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求		(1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証す	(1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質	・保安規定第3条では、「品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項」と	(1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証す

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
	事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。		る記録を明確にし、保安活動の重要度に応じて管理する。 (2) 記録は、読みやすく、容易に内容を把握することができるとともに、識別可能かつ検索可能なように作成する。	マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	「要求事項」は同義と考え現状記載を継承した。 ・「識別可能」については、設置許可本文十一号に記載されていないが、マネジメントシステムとして必要と判断し追加した。	る記録を明確にし、保安活動の重要度に応じて管理する。 (2) 記録は、読みやすく、容易に内容を把握することができるとともに、識別可能かつ検索可能なように作成する。
78.	2 原子力事業者等は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成しなければならない。		(3) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。	(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。	・保安規定第3条においては、具体的な規程・マニュアル名称を記載。 ・保安規定第3条では、管理を伴う「保存」は「保管」と同義と判断し、現状の記載を継承した。 ・「保管期間」については、設置許可本文十一号に記載されていないが、マネジメントシステムとして必要な事項と判断し追加した。	(3) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。
79.	第三章 経営責任者等の責任	第3章 経営責任者等の責任	5. 経営責任者等の責任	5. 経営責任者等の責任		5. 経営責任者等の責任
80.	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ	5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ		5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ
81.	第九条 経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証しなければならない。		社長は、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立及び実施させるとともに、その実効性の維持及び継続的な改善を、次の業務を行うことにより実証する。	社長は、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。	・「継続的に改善」については、設置許可本文十一号に記載されていないが、マネジメントシステムとして必要と判断し追加した。	社長は、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立及び実施させるとともに、その実効性の維持及び継続的な改善を、次の業務を行うことにより実証する。
82.	一 品質方針を定めること。		a) 品質方針を設定する。	(1) 品質方針を定める。	・保安規定第3条では、「定める」と「設定する」は同義と考え現状の記載を継承した。	a) 品質方針を設定する。
83.	二 品質目標が定められているようにすること。		b) 品質目標が設定されることを確実にする。	(2) 品質目標が定められているようにする。	・保安規定第3条では、「定められているようにする」は「設定されることを確実にする」と同義と考え現状の記載を継承した。	b) 品質目標が設定されることを確実にする。
84.	三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。	1 第3号に規定する「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。	c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。	(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする。	・保安規定第3条では、「貢献できるようにする」は「貢献できるようにすることを確実にする」と同義と考え記載した。	c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。
85.	四 第十八条に規定するマネジメントレビューを実施すること。		d) マネジメントレビューを実施する。	(4) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施する。	・保安規定第3条において項番の引用(5.6.1)は不要と考え、記載していない。	d) マネジメントレビューを実施する。
86.	五 資源が利用できる体制を確保すること。		e) 資源が利用できることを確実にする。	(5) 資源が利用できる体制を確保する。	・保安規定第3条では、「利用できる体制を確保する」と「利用できることを確実にする」は同義と考え現状の記載を継承した。	e) 資源が利用できることを確実にする。
87.	六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		f) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を確保することの重要性を組織内に周知する。	(6) 関係法令を遵守することその他原子力安全を確保することの重要性を要員に周知する。	・「関係法令」については、No34の差異説明を参照。 ・「規制要求事項」については、No34の差異説明を参照。 ・保安規定第3条では、「遵守することその他原子力安全を確保することの重要性を要員に周知する」と「満たすことは当然のこととして、原子力安全を確保することの重要性を組織内に周知する」は同義と考え現状の記載を継承した。	f) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を確保することの重要性を組織内に周知する。
88.	七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有す		g) 担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させ	(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に	・保安規定第3条では、「保安活動に関する担当業務を」と「担当する業務につい	g) 担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させ

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考)保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
	ることを要員に認識させること。		る。	認識させる。	て]は同義と考え現状の記載を継承した。	る。
89.	八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に実行されるようにすること。		h) 全ての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に実行されるようにする。	(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に実行されるようにする。		h) 全ての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に実行されるようにする。
90.	(原子力の安全の確保の重視)	(原子力の安全の確保の重視)	5.2 原子力安全の確保の重視	5.2 原子力安全の確保の重視		5.2 原子力安全の確保の重視
91.	第十条 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。	1 第十条に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。	社長は、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し(7.2.1及び8.2.1参照)、かつ、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	・保安規定第3条では、「機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し」と「業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し」は同義と考え現状の記載を継承した。	社長は、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し(7.2.1及び8.2.1参照)、かつ、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。
92.	(品質方針)	(品質方針)	5.3 品質方針	5.3 品質方針		5.3 品質方針
93.	第十一条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。	1 第11条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化の育成、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。	社長は、品質方針(健全な安全文化の育成及び維持に関するものを含む。)について、次の事項を確実にする。 なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するものは、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすことを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。	・保安規定第3条では、「品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする」と「品質方針について、次の事項を確実にする」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条においては、品質方針の解釈(青色マーキング箇所)を反映。	社長は、品質方針(健全な安全文化の育成及び維持に関するものを含む。)について、次の事項を確実にする。 なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するものは、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすことを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。
94.	一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	2 第1号に規定する「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」には、組織運営に関する方針と整合的なものを含む。	a) 組織の目的及び状況に対して適切である。 f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。	(1) 組織の目的及び状況に対して適切なものである。	・保安規定第3条においては、品質方針の解釈(青色マーキング箇所)を反映。	a) 組織の目的及び状況に対して適切である。 f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。
95.	二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に経営責任者が責任を持って関与すること。		b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善に対するコミットメントを含む。	(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与する。 (5)再掲 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与する。	・「コミットメント」とは、「責任ある関与」「責任ある関与を明言した約束」((独)国立国語研究所 外来語の言い換え提案)との意味があることから、「責任を持って関与する」と「コミットメント」は同義とした。 ・設置許可本文十一号の(2)と(5)を統合して保安規定第3条b)に記載。	b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善に対するコミットメントを含む。
96.	三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。		c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。	(3) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものである。	・保安規定第3条では、「品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものである」と「品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・「評価」については、No69の差異説明を参照。	c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。
97.	四 要員に周知され、理解されていること。		d) 組織全体に伝達され、理解される。	(4) 要員に周知され、理解されている。	・保安規定第3条では、「要員に周知」と「組織全体に伝達」は同義と考え現状の記載を継承した。	d) 組織全体に伝達され、理解される。
98.	五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与すること。		(b)項に統合)	(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与する。	・b)項に統合して記載。	
99.			e) 適切性の持続のためにレビューされる。		・本項については、設置許可本文十一号に記載されていないが、マネジメントシステムとして必要と判断し、現状の記載を継承した。また、JEAC4111で使用している「適切性」という言葉を使用している。	e) 適切性の持続のためにレビューされる。
100.			5.4 計画	5.4 計画		5.4 計画
101.	(品質目標)	(品質目標)	5.4.1 品質目標	5.4.1 品質目標		5.4.1 品質目標
102.	第十二条 経営責任者は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な	1 第1項に規定する「品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が	(1) 社長は、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施	(1) 社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているように	・保安規定においては、具体的な規程・マニュアル名を記載するとともに、規程・マニュアルに基づくことを記載してい	(1) 社長は、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
	目標を含む。)が定められているようにしなければならない。	定められている」には、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法	設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)b参照)が設定されることを確実にする。 また、品質目標には、達成するための計画として次の事項を含める。 a) 実施事項 b) 必要な資源 c) 責任者 d) 実施事項の完了時期 e) 結果の評価方法	する。	る。 ・保安規定第3条では、「部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする」と「組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標が設定されることを確実にする」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映	設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)b参照)が設定されることを確実にする。 また、品質目標には、達成するための計画として次の事項を含める。 a) 実施事項 b) 必要な資源 c) 責任者 d) 実施事項の完了時期 e) 結果の評価方法
103.	2 経営責任者は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない。	2 第2項に規定する「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。	(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。	・保安規定第3条では、「その達成状況を評価し得るものであって、かつ、」と「その達成度が判定可能で、」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「整合的なものとなるようにする」と「整合がとれていること」は同義と考え現状の記載を継承した。	(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。
104.	(品質マネジメントシステムの計画)	(品質マネジメントシステムの計画)	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画		5.4.2 品質マネジメントシステムの計画
105.	第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。		(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が、4.1に規定する要求事項を満たすように策定されていることを確実にする。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。	・保安規定第3条では、「品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする」と「品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が、4.1に規定する要求事項を満たすように策定されていることを確実にする」は同義と考え現状の記載を継承した。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が、4.1に規定する要求事項を満たすように策定されていることを確実にする。
106.	2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。	1 第2項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、実施される場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合が取れているようにするために、「変更管理基本マニュアル」に基づき管理することを確実にする。この変更には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じうる軽微な変更を含む。)を含める。 品質マネジメントシステムの変更の計画、実施に当たっては、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。	(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されるようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	・保安規定第3条では、「実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されるようにする」と「実施される場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合が取れているようにする」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条においては、具体的な規程・マニュアル名を記載するとともに、規程・マニュアルに基づくことを記載している。 ・保安規定第3条においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映 ・保安規定第3条では、「次に掲げる事項を適切に考慮する」と「次の事項を適切に考慮する」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・設置許可本文十一号の「この場合において、～」は、保安規定第3条では「品質マネジメントシステムの変更の計画、～」と表現する。	(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、実施される場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合が取れているようにするために、「変更管理基本マニュアル」に基づき管理することを確実にする。この変更には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じうる軽微な変更を含む。)を含める。 品質マネジメントシステムの変更の計画、実施に当たっては、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。
107.	一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果	2 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む(第23条第3項第1号において同じ)。 ・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置	a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(組織の活動として実施する、当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)	a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果	・保安規定第3条においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映	a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(組織の活動として実施する、当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)
108.	二 品質マネジメントシステムの実効性の維持		b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持	b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持		b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持
109.	三 資源の利用可能性		c) 資源の利用可能性	c) 資源の利用可能性		c) 資源の利用可能性
110.	四 責任及び権限の割当て		d) 責任及び権限の割当て	d) 責任及び権限の割当て		d) 責任及び権限の割当て

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考)保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
111.			(3) 社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、リスク情報が活用され品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを確実にする。		・保安規定第3条においては、具体的な規程・マニュアル名称を記載するとともに、規程・マニュアルに基づくことを記載している。 ・本項については、設置許可本文十一号に記載されていないが、リスクを考慮したマネジメントシステム運営のために必要と判断し記載した。	(3) 社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、リスク情報が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを確実にする。
112.			5.5 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション		5.5 責任、権限及びコミュニケーション
113.	(責任及び権限)	(責任及び権限)	5.5.1 責任及び権限	5.5.1 責任及び権限		5.5.1 責任及び権限
114.	第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。	1 第14条に規定する「部門及び要員の責任」には、 担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第14条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	社長は、全社規程である「職制および職務権限規程」を踏まえ、 責任(担当業務に応じて組織の内外に対し業務の内容について説明する責任を含む。)及び権限 が第5条(保安に関する職務)、第9条(原子炉主任技術者の職務等)及び第9条の2(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等)に定められ、また、 部門相互間の業務の手順 が文書化され、 組織全体に周知されるとともに、関係する要員が責任を持って業務を遂行できることを確実にする。 また、社長は第4条(保安に関する組織)に定める組織以外の全社組織による、「職制および職務権限規程」に基づく保安活動への支援を確実にする。	社長は、部門及び要員の 責任及び権限 並びに 部門相互間の業務の手順 を定めさせ、 関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	・保安規定第3条においては、他の条文に責任及び権限が定められているため、当該条文を引用。 ・保安規定第3条においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映。 ・保安規定第3条においては、「社長は(〜できるように)する」と「社長は(〜できること)を確実にする」は同義と考え、現状の記載を継承した。 ・「また、社長は第4条〜」については、設置許可本文十一号に記載されていないが、マネジメントシステムに必要な事項と判断し追加した。 →「業務」についてはNo31の差異説明を参照。	社長は、全社規程である「職制および職務権限規程」を踏まえ、責任(担当業務に応じて組織の内外に対し業務の内容について説明する責任を含む。)及び権限が第5条(保安に関する職務)、第9条(原子炉主任技術者の職務等)及び第9条の2(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等)に定められ、また、部門相互間の業務の手順が文書化され、組織全体に周知されるとともに、関係する要員が責任を持って業務を遂行できることを確実にする。また、社長は第4条(保安に関する組織)に定める組織以外の全社組織による、「職制および職務権限規程」に基づく保安活動への支援を確実にする。
115.	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(品質マネジメントシステム管理責任者)	5.5.2 管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	・保安規定第3条では、「品質マネジメントシステム管理責任者」と「管理責任者」は同義と考え現状の記載を継承した。	5.5.2 管理責任者
116.	第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。		(1) 社長は、内部監査室長及び原子力・立地本部長を管理責任者に任命し、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限を与える。	社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる責任及び権限を与える。	・保安規定第3条においては管理責任者を具体的に明示。	(1) 社長は、内部監査室長及び原子力・立地本部長を管理責任者に任命し、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限を与える。
117.			(2) 内部監査室長の管理責任者としての責任及び権限		・保安規定第3条においては具体的な管理責任者を明示。	(2) 内部監査室長の管理責任者としての責任及び権限
118.	一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び、 その実効性を維持 することを確実にする。	(1) プロセスが確立され、実施されるとともに、 その実効性が維持 されているようにする。	・内部監査室長の責任及び権限を記載するため、保安規定第3条においては現状の記載を継承した(設置許可本文十一号とは同義と判断)。	a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び、その実効性を維持することを確実にする。
119.	二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。		b) 内部監査プロセスを通じて、 品質マネジメントシステムの運用状況及び改善の必要性の有無 について、社長に報告する。	(2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。	・内部監査室長の責任及び権限を記載するため、保安規定第3条においては現状の記載を継承した(設置許可本文十一号とは同義と判断)。 ・保安規定第3条では、「必要性について」と「必要性の有無について」は同義と考え、現状の記載を継承した。	b) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの運用状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。
120.	三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。		c) 内部監査プロセスを通じて、 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、組織全体にわたって、原子力安全の確保についての認識 を高めることを確実にする。	(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力安全の確保についての認識 が向上するようにする。	・内部監査室長の責任及び権限を記載するため、保安規定第3条においては現状の記載を継承した(設置許可本文十一号とは同義と判断)。 ・保安規定第3条においては内部監査室長の責任範囲を具体的に明示。 ・保安規定第3条では、「向上するようにする」と「高めることを確実にする」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・管理する立場の者としては、組織が「認識を高める」ことが責任事項であることから「確実にする」とした。	c) 内部監査プロセスを通じて、健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、組織全体にわたって、原子力安全の確保についての認識を高めることを確実にする。
121.	四 関係法令を遵守すること。		d) 内部監査プロセスを通じて、 組織全体にわたって、法令・規制要求事項を遵守 することを確実にする。	(4) 関係法令を遵守する。	・内部監査室長の責任及び権限を記載するため、保安規定第3条においてはa)〜c)の記載を踏襲した(設置許可本文十一号とは同義と判断)。	d) 内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
					<ul style="list-style-type: none"> 保安規定第3条においては内部監査室長の責任範囲を具体的に明示。 「関係法令」についてはNo34の差異説明を参照。 管理する立場の者としては、組織に「遵守させる」ことが責任事項であることから「確実にする」とした。 	
122.			(3) 原子力・立地本部長の管理責任者としての責任及び権限		<ul style="list-style-type: none"> 保安規定第3条においては具体的な管理責任者を明示。 	(3) 原子力・立地本部長の管理責任者としての責任及び権限
123.			a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス(内部監査プロセスを除く。)の確立, 実施及び, その実効性を維持 することを確実にする。	(1) 再掲 プロセスが確立され, 実施されるとともに, その実効性が維持 されているようにする。	<ul style="list-style-type: none"> 原子力・立地本部長の責任及び権限を記載するため, 保安規定第3条においては現状の記載を継承した(設置許可本文十一号とは同義と判断)。 	a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス(内部監査プロセスを除く。)の確立, 実施及び, その実効性を維持することを確実にする。
124.			b) 品質マネジメントシステム(内部監査プロセスを除く。) の運用状況及び改善の 必要性の有無 について, 社長に報告する。	(2) 再掲 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。	<ul style="list-style-type: none"> 原子力・立地本部長の責任及び権限を記載するため, 保安規定第3条においては現状の記載を継承した(設置許可本文十一号とは同義と判断)。 「必要性について」については, No119の差異説明を参照。 	b) 品質マネジメントシステム(内部監査プロセスを除く。)の運用状況及び改善の必要性の有無について, 社長に報告する。
125.			c) 健全な安全文化を育成し, 及び維持することにより, 組織全体(内部監査室を除く。) にわたって, 原子力安全の確保についての認識 を高めることを確実にする。	(3) 再掲 健全な安全文化を育成し, 及び維持することにより, 原子力安全の確保についての認識 が向上するようにする。	<ul style="list-style-type: none"> 保安規定第3条においては原子力・立地本部長の責任範囲を具体的に明示。 「向上するようにする」については, No120の差異説明を参照。 	c) 健全な安全文化を育成し, 及び維持することにより, 組織全体(内部監査室を除く。)にわたって, 原子力安全の確保についての認識を高めることを確実にする。
126.			d) 組織全体(内部監査室を除く。)にわたって, 法令・規制要求事項を遵守 することを確実にする。	(4) 再掲 関係法令を遵守する。	<ul style="list-style-type: none"> 原子力・立地本部長の責任及び権限を記載するため, 保安規定第3条においてはa)~c)の記載を踏襲した(設置許可本文十一号とは同義と判断)。 保安規定第3条においては原子力・立地本部長の責任範囲を具体的に明示。 「関係法令」についてはNo34の差異説明を参照。 「遵守する」については, No121の差異説明を参照。 	d) 組織全体(内部監査室を除く。)にわたって, 法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。
127.	(管理者)	(管理者)	5.5.3 管理者	5.5.3 管理者		5.5.3 管理者
128.	第十六条 経営責任者は, 次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に, 当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	1 第1項に規定する「管理者」とは, 職務権限を示す文書において, 管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお, 管理者に代わり, 個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて, その業務を行わせることができる。この場合において, 当該責任者の責任及び権限は, 文書で明確に定める必要がある。	(1) 社長は, 第5条に示す管理者(社長及び管理責任者を除く)に対し, 所掌する業務に関して, 次に示す 責任及び権限を与える ことを確実にする。	(1) 社長は, 次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に, 当該管理者が管理監督する業務に係る 責任及び権限を与える 。	<ul style="list-style-type: none"> 保安規定においては, 第5条にて管理者を明確にしているため, 当該条文を引用。 保安規定第3条では, 「管理者に, 当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える」と「管理者(社長及び管理責任者を除く)に対し, 所掌する業務に関して, 次に示す責任及び権限を与えることを確実にする」は同義と考え現状の記載を継承した。 	(1) 社長は, 第5条に示す管理者(社長及び管理責任者を除く)に対し, 所掌する業務に関して, 次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。
129.	一 個別業務のプロセスが確立され, 実施されるとともに, その実効性が維持されているようにすること。		a) プロセスが確立され, 実施されるとともに, 実効性を維持 する。	a) 個別業務の プロセスが確立され, 実施されるとともに, その実効性が維持 されているようにする。	<ul style="list-style-type: none"> 保安規定第3条では, 「個別業務のプロセス」と「プロセス」は同義と考え現状の記載を継承した。 保安規定第3条では, 「維持されているようにする」と「維持する」は同義と考え現状の記載を継承した。 	a) プロセスが確立され, 実施されるとともに, 実効性を維持する。
130.	二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。		b) 業務に従事する要員の, 業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。	b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。	<ul style="list-style-type: none"> 保安規定第3条では, 「要員」と「業務に従事する要員」は同義と考え現状の記載を継承した。 保安規定第3条では, 「個別業務等要求事項」と「業務・原子炉施設に対する要求事項」は同義と考え現状の記載を継承した。 保安規定第3条では, 「認識が向上するようにする」と「認識を高める」は同義と考え現状の記載を継承した。 	b) 業務に従事する要員の, 業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
131.	三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		c) 業務の 実施状況 について評価する(5.4.1及び8.2.3参照)。	c) 個別業務の 実施状況 に関する評価を行う。	・保安規定第3条では、「個別業務の実施状況に関する評価を行う」と「業務の実施状況について評価する」は同義と考え記載した。 ・保安規定においては関連する項番を記載。	c) 業務の実施状況について評価する(5.4.1及び8.2.3参照)。
132.	四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。		d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。	d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。		d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。
133.	五 関係法令を遵守すること。		e) 法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。	e) 関係法令を遵守する。	・「関係法令」についてはNo34の差異説明を参照。 ・「遵守する」については、No121の差異説明を参照。	e) 法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。
134.	2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。		(2) 管理者は、与えられた 責任及び権限の範囲 において、原子力安全のための リーダーシップを発揮し、以下の事項を確実に実施する。	(2) 管理者は、(1)の 責任及び権限の範囲 において、原子力安全のための リーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。	・保安規定第3条では、「(1)の責任及び権限の範囲」と「与えられた責任及び権限の範囲」は同義と考え記載した。	(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、以下の事項を確実に実施する。
135.	一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。		a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視及び測定する。	a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。	・保安規定第3条では、「監視測定する」と「監視及び測定する」は同義と考え記載した。	a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視及び測定する。
136.	二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。		b) 要員が原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取組を積極的に行えるようにする。	b) 要員が、原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取組を積極的に行えるようにする。		b) 要員が原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取組を積極的に行えるようにする。
137.	三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。		c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。	c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。		c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。
138.	四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。		d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。	d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。	・「要員」という用語が続けて使用されるため保安規定第3条からは、そのうちの1つを削除した。	d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。
139.	五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。		e) 要員が、積極的に業務の改善に対して貢献できるようにする。	e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。		e) 要員が、積極的に業務の改善に対して貢献できるようにする。
140.	3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。	2 第3項に規定する「自己評価」には、 安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。 3 第3項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう(第18条において同じ。)	(3) 管理者は、所掌する業務に関する自己評価をあらかじめ定められた間隔で実施する。この自己評価には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含める。	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。	・保安規定第3条では、「管理監督する業務に関する自己評価」と「所掌する業務に関する自己評価」は同義と考え記載した。 ・保安規定第3条においては、品質管理規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映	(3) 管理者は、所掌する業務に関する自己評価をあらかじめ定められた間隔で実施する。この自己評価には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含める。
141.	(組織の内部の情報の伝達)	(組織の内部の情報の伝達)	5.5.4 内部 コミュニケーション	5.5.4 組織の 内部 の情報の伝達	・保安規定第3条では、「情報の伝達」と「コミュニケーション」は同義と考え現状の記載を継承した。	5.5.4 内部 コミュニケーション
142.	第十七条 経営責任者は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにしなければならない。	1 第17条に規定する「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。 2 第17条に規定する「品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第18条に規定する	社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、 品質マネジメントシステムの実効性に関する情報 交換が行われることを確実にする。	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、 品質マネジメントシステムの実効性に関する情報 が確実に伝達されるようにする。	・保安規定第3条では、「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」と「組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「情報が確実に伝達されるようにする」と「情報交換が行われることを確実にする」は同義と考え現状の記載を継承した。	社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報交換が行われることを確実にする。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
		品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。				
143.			5.6 マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー		5.6 マネジメントレビュー
144.	(マネジメントレビュー)	(マネジメントレビュー)	5.6.1 一般	5.6.1 一般		5.6.1 一般
145.	第十八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。		(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切かつ妥当であること及び実効性が維持されていることを評価するために、「マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。 (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。	・保安規定第3条では、「品質マネジメントシステムの実効性を評価する」と「組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切かつ、妥当であること及び実効性が維持されていることを評価する」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条においては、具体的な規程・マニュアル名を記載するとともに、規程・マニュアルに基づくことを記載している。 ・保安規定第3条では、「あらかじめ定められた間隔」として「年1回以上」を明記する。 ・保安規定第3条における「品質マネジメントシステムの改善」には、「保安活動の改善」を含めている。	(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切かつ妥当であること及び実効性が維持されていることを評価するために、「マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。 (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。
146.			(3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する(4.2.4参照)。	(5.6.3(2)再掲) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	・設置許可は5.6.3(2)に記載しているが、記録の作成は一般事項と判断し本項に記載。 ・保安規定第3条では、「記録を作成し、これを管理する」と「記録を維持する」は同義と考え現状の記載を継承した。	(3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する(4.2.4参照)。
147.	(マネジメントレビューに用いる情報)	(マネジメントレビューに用いる情報)	5.6.2 マネジメントレビューへのインプット	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	・保安規定第3条では、「用いる情報」と「インプット」は同義と考え現状の記載を継承した。	5.6.2 マネジメントレビューへのインプット
148.	第十九条 原子力事業者等は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告しなければならない。		マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	・保安規定第3条では、「少なくとも次に掲げる情報を報告する」と「インプットには、次の情報を含める」は同義と考え現状の記載を継承した。	マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。
149.	一 内部監査の結果		a) 内部監査の結果	(1) 内部監査の結果		a) 内部監査の結果
150.	二 組織の外部の者の意見	1 第2号に規定する「組織の外部の者の意見」とは、外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。この場合において、外部監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。	b) 原子力安全の達成に関する外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)を受けた場合の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)	(2) 組織の外部の者の意見	・保安規定第3条では、「組織の外部の者の意見」と「原子力安全の達成に関する外部の者の意見」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映	b) 原子力安全の達成に関する外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)を受けた場合の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)
151.	三 プロセスの運用状況	2 第3号に規定する「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格Q9001(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	c) プロセスの運用状況	(3) プロセスの運用状況		c) プロセスの運用状況
152.	四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	3 第4号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随する	d) 使用前事業者検査等及び自主検査等の結果	(4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果		d) 使用前事業者検査等及び自主検査等の結果

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
		ものをいう(第48条において同じ。)				
153.	五 品質目標の達成状況		e) 品質目標の達成状況	(5) 品質目標の達成状況		e) 品質目標の達成状況
154.	六 健全な安全文化の育成及び維持の状況	4 第6号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の状況」には、内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。	f) 健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組の状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況	・保安規定第3条においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映	f) 健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組の状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)
155.	七 関係法令の遵守状況		g) 法令・規制要求事項の遵守状況	(7) 関係法令の遵守状況	・「関係法令」についてはNo34の差異説明を参照。	g) 法令・規制要求事項の遵守状況
156.	八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	5 第8号に規定する「不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況」には、組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。	h) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)	(8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	・保安規定第3条においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映	h) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)
157.	九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		i) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ	(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	・保安規定第3条では、「従前の～結果を受けて講じた措置」と「前回までの～結果に対するフォローアップ」は同義と考え現状の記載を継承した。	i) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ
158.	十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更	(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	・保安規定第3条では、「おそれ」と「可能性」は同義と考え現状の記載を継承した。	j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更
159.	十一 部門又は要員からの改善のための提案		k) 改善のための提案	(11) 部門又は要員からの改善のための提案	・マネジメントレビューへのインプットでは、部門又は要員からの提案であることは自明であるため、保安規定第3条では「部門又は要員からの」については記載していない。	k) 改善のための提案
160.	十二 資源の妥当性		l) 資源の妥当性	(12) 資源の妥当性		l) 資源の妥当性
161.	十三 保安活動の改善のために講じた措置の実効性	6 第13号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(第52条第1項第4号において同じ。)	m) 保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内部及び外部の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性	(13) 保安活動の改善のために講じた措置の実効性	・保安規定第3条では、「講じた措置」と「講じた措置」は同義と判断。 ・保安規定第3条においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映	m) 保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内部及び外部の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性
162.	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	・保安規定第3条では、「結果を受けて行う措置」と「アウトプット」は同義と考え現状の記載を継承した。	5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット
163.	第二十条 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定しなければならない。		(1) マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。	(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。 (3)再掲 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	・設置許可本文十一号の(1)と(3)を統合して保安規定第3条(1)に記載。 ・保安規定第3条では、「組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。」と「マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。」は同義と考え現状の記載を継承した。	(1) マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。
164.	一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	1 第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの実効性の維持に必要な改善	a) 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善		a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの実効性の維持に必要な改善
165.	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		b) 業務の計画及び実施に係る改善	b) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	・保安規定第3条では、「個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善」と「業務の計画及び実施に係る改善」は同義と考え現状の記載を継承した。	b) 業務の計画及び実施に係る改善

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
166.	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のための資源の必要性	c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	・保安規定第3条では、「必要な資源」と「資源の必要性」は同義と考え現状の記載を継承した。	c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のための資源の必要性
167.	四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善	2 第4号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。	d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善	・保安規定第3条においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映	d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)
168.	五 関係法令の遵守に関する改善		e) 法令・規制要求事項の遵守に関する改善	e) 関係法令の遵守に関する改善	・「関係法令」についてはNo34の差異説明を参照。	e) 法令・規制要求事項の遵守に関する改善
169.	2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(5.6.1(3)に規定)	(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	・保安規定第3条においては、記録の作成は一般事項と判断し5.6.1(3)に記載。	
170.	3 原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。		(5.6.3(1)に統合)	(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	・アウトプットとそれを受けた処置を一对として5.6.3(1)項に記載。	
171.	第四章 資源の管理	第四章 資源の管理	6. 資源の運用管理	6. 資源の管理	・保安規定第3条では、「管理」と「運用管理」は同義と考え現状の記載を継承した。	6. 資源の運用管理
172.	(資源の確保)	(資源の確保)	6.1 資源の提供	6.1 資源の確保	・保安規定第3条では、「確保」と「提供」は同義と考え現状の記載を継承した。	6.1 資源の提供
173.	第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。	1 第21条に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(本規程第2条4に規定する組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることをいう。 2 第2号に規定する「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」とは、JIS Q 9001の「インフラストラクチャ」をいう。 3 第3号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。	組織は、原子力安全を確実なものにするために必要な人的資源、インフラストラクチャ、作業環境及びその他必要な資源を明確にし、確保し、提供する。	組織は、原子力安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。	・設置許可本文十一号の6.1(1)～(4)を統合して保安規定第3条の6.1とした。 ・保安規定第3条では、「要員」と「人的資源」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」と「インフラストラクチャ」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「(明確に定め、これを確保し、及び)管理する」と「(明確にし、確保し、)提供する」は同義と考え現状の記載を継承した。	組織は、原子力安全を確実なものにするために必要な人的資源、インフラストラクチャ、作業環境及びその他必要な資源を明確にし、確保し、提供する。
174.	一 要員		(6.1に規定)	(1) 要員	・6.1項本文中に記載	
175.	二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系		(6.1及び6.3に規定)	(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系	・6.1項本文中に記載	
176.	三 作業環境		(6.1及び6.4に規定)	(3) 作業環境	・6.1項本文中に記載	
177.	四 その他必要な資源		(6.1に規定)	(4) その他必要な資源	・6.1項本文中に記載	
178.	(要員の力量の確保及び教育訓練)	(要員の力量の確保及び教育訓練)	6.2 人的資源	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	・「要員の力量の確保及び教育訓練」については、No181の差異説明を参照。	6.2 人的資源
179.			6.2.1 一般			6.2.1 一般
180.	第二十二条 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てなければならない。	1 第1項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。	組織は、業務の実施に必要な技能及び経験を有し、力量のある者を要員に充てる。この力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含める。	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。	・保安規定第3条では、「個別業務」と「業務」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・「力量」とは、「意図した結果を達成するために、知識及び技能を適用する能力」(JISQ9000)であることから、保安規定第3条では、「意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者」と「力量のある者」は同義と考える。 ・保安規定においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映。	組織は、業務の実施に必要な技能及び経験を有し、力量のある者を要員に充てる。この力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含める。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
181.			6.2.2 力量, 教育・訓練及び認識	(6.2 再掲)要員の力量の確保及び教育訓練	・保安規定第3条では、「要員の力量の確保」と「力量」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「教育訓練」と「教育・訓練」は同義と考え現状の記載を継承した。	6.2.2 力量, 教育・訓練及び認識
182.	2 原子力事業者等は, 要員の力量を確保するために, 保安活動の重要度に応じて, 次に掲げる業務を行わなければならない。		組織は, 要員の力量を確保するために, 保安活動の重要度に応じて, 次の事項を「教育及び訓練基本マニュアル」に従って実施する。	(2) 組織は, 要員の力量を確保するために, 保安活動の重要度に応じて, 次に掲げる業務を行う。	・保安規定第3条では、「次に掲げる業務を行う」と「次の事項を・・・(中略)・・・実施する」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定においては, 具体的な規程・マニュアル名称を追記した。	組織は, 要員の力量を確保するために, 保安活動の重要度に応じて, 次の事項を「教育及び訓練基本マニュアル」に従って実施する。
183.	一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		a) 要員に必要な力量を明確にする。	a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定める。	・保安規定第3条では、「要員にどのような力量が必要かを明確にする」と「要員に必要な力量を明確にする」は同義と考え現状の記載を継承した。	a) 要員に必要な力量を明確にする。
184.						
185.	二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	2 第2項第2号に規定する「その他の措置」には, 必要な力量を有する要員を新たに配属し, 又は雇用することを含む。	b) 要員の力量を確保するために, 教育・訓練を行うか, 又は他の処置(必要な力量を有する要員を新たに配属又は採用することを含む。)をとる。	b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずる。	・保安規定第3条では、「教育訓練その他の措置を講ずる」と「教育・訓練を行うか, 又は他の処置をとる」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定においては, 品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映した。	b) 要員の力量を確保するために, 教育・訓練を行うか, 又は他の処置(必要な力量を有する要員を新たに配属又は採用することを含む。)をとる。
186.	三 前号の措置の実効性を評価すること。		c) 教育・訓練又は他の処置の実効性を評価する。	c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価する。	・保安規定第3条では、「教育訓練その他の措置」と「教育・訓練又は他の処置」は同義と考え現状の記載を継承した。	c) 教育・訓練又は他の処置の実効性を評価する。
187.	四 要員が, 自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		d) 要員が, 原子力安全に対する自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し, 品質目標の達成及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。	d) 要員が, 自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにする。	・保安規定第3条では、「認識しているようにする」と「認識することを確実にする」は同義と考え現状の記載を継承した。	d) 要員が, 原子力安全に対する自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し, 品質目標の達成及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。
188.	イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献			(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	・保安規定第3条では、「品質目標の達成に向けた自らの貢献」と「品質目標の達成・・・(中略)・・・に向けて自らがどのように貢献できるか」は同義と考え現状の記載を継承した。	
189.	ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献			(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	・保安規定第3条では、「品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献」と「品質マネジメントシステムの実効性の維持に向けて自らがどのように貢献できるか」は同義と考え記載した。	
190.	ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性			(c) 原子力安全に対する当該個別業務の重要性	・保安規定第3条では、「当該個別業務の重要性」と「自らの活動の・・・(中略)・・・重要性」は同義と考え現状の記載を継承した。	
191.	五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し, これを管理すること。		e) 力量, 教育・訓練及び他の措置について該当する記録を維持する(4.2.4 参照)。	e) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し, これを管理する。	・保安規定第3条では、「要員の力量」と「力量」は同義と考える。 ・保安規定第3条では、「教育訓練その他の措置」と「教育・訓練及び他の措置」は同義と考える。 ・「・・・(に係る)記録を作成し, これを管理する。」については, No146の差異説明を参照。 保安規定第3条では, 「・・・(省略)・・・に係る記録を作成し, これを管理する」と「・・・(省略)・・・について該当する記録を維持する」は同義と考え現状の記載を継承した。	e) 力量, 教育・訓練及び他の措置について該当する記録を維持する(4.2.4 参照)。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考)保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
192.			6.3 インフラストラクチャ			6.3 インフラストラクチャ
193.			組織は、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャを関連するマニュアル等にて明確にし、提供し、維持する。		・本項については、設置許可本文十一号に記載されていないが、マネジメントシステムとして必要と判断し追加した。	組織は、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャを関連するマニュアル等にて明確にし、提供し、維持する。
194.						
195.			6.4 作業環境			6.4 作業環境
196.		(解釈 21 条 3 項再掲) 第3号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。	組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を関連するマニュアル等にて明確にし、運営管理する。この作業環境は、作業場所の放射線量を基本とし、異物管理や火気管理等の作業安全に関する事項及び温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含める。		・本項については、設置許可本文十一号に記載されていないが、マネジメントシステムとして必要と判断し追加した。 ・保安規定においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映した。	組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を関連するマニュアル等にて明確にし、運営管理する。この作業環境は、作業場所の放射線量を基本とし、異物管理や火気管理等の作業安全に関する事項及び温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含める。
197.	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7. 業務に関する計画の策定及び業務の実施	7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	・保安規定第3条では、「個別業務に関する計画」と「業務に関する計画」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「個別業務」と「業務」は同義と考え現状の記載を継承した。	7. 業務に関する計画の策定及び業務の実施
198.	(個別業務に必要なプロセスの計画)	(個別業務に必要なプロセスの計画)	7.1 業務の計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	・保安規定第3条では、「個別業務に必要なプロセスの計画」と「業務の計画」は同義と考え現状の記載を継承した。	7.1 業務の計画
199.	第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。	1 第1項に規定する「計画を策定する」には、第4条第2項第3号の事項を考慮して計画を策定することを含む。	(1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセスの計画を策定し、運転管理(緊急時の措置含む)、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、法令等の遵守、健全な安全文化の育成及び維持の各基本マニュアルに定める。また、各基本マニュアルに基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。この計画の策定においては、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響(4.1(2)c)参照)を考慮する。	(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。	・保安規定第3条では、「個別業務に必要なプロセス」と「保安活動に必要な業務のプロセス」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「そのプロセスを確立する」と「業務に必要なプロセスを計画し、構築する」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定においては、具体的な規程・マニュアル名称を記載した。 ・保安規定においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映した。	(1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセスの計画を策定し、運転管理(緊急時の措置含む)、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、法令等の遵守、健全な安全文化の育成及び維持の各基本マニュアルに定める。また、各基本マニュアルに基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。この計画の策定においては、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響(4.1(2)c)参照)を考慮する。
200.	2 原子力事業者等は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。	2 第2項に規定する「個別業務等要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。	(2) 業務の計画(計画を変更する場合を含む。)は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる(4.1(5)g)参照)。	(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。	・保安規定第3条では、「(1)の計画」と「業務の計画」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項」と「品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「整合性を確保する」と「整合をとる」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映した。	(2) 業務の計画(計画を変更する場合を含む。)は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる(4.1(5)g)参照)。
201.	3 原子力事業者等は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければならない。	3 第3項に規定する「個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(3) 組織は、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じうるプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む業務の計画の策定及び変更に当たって、次の各事項について適切に明確化する。	(3) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。	・保安規定第3条では、「個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)」と「業務の計画」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「次に掲げる事項を明確にする」と「次の各事項について適切に明確化する」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映した。	(3) 組織は、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じうるプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む業務の計画の策定及び変更に当たって、次の各事項について適切に明確化する。
202.	一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果		a) 業務の計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果(5.4.2(2)a)と同じ。	a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	・保安規定第3条では、「個別業務計画」と「業務の計画」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・5.4.2(2)a)の解釈が本項を呼び込んでいるため反映した。	a) 業務の計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果(5.4.2(2)a)と同じ。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
203.	二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項		b) 業務・原子炉施設に対する 品質目標及び要求事項	b) 機器等又は個別業務に係る 品質目標及び個別業務等要求事項	・保安規定第3条では、「機器等又は個別業務に係る・・・(省略)・・・」と「業務・原子炉施設に対する・・・(省略)・・・」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「個別業務等要求事項」と「要求事項」は同義と考え現状の記載を継承した。	b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項
204.	三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源		c) 業務・原子炉施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性	c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	・保安規定第3条では、「機器等又は個別業務」と「業務・原子炉施設」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源」と「特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性」は同義と考え現状の記載を継承した。	c) 業務・原子炉施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性
205.	四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)		d) その業務・原子炉施設のための 検証、妥当性確認、監視、測定、使用前事業者検査等及び自主検査等、並びにこれらの合否判定基準	d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認 及び監視測定並びに これらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準 (以下「合否判定基準」という。)	・「自主検査等」も含め業務の計画を策定することから、保安規定第3条ではこれを追加した。 ・保安規定第3条では、「個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)」と「合否判定基準」は同義と考え現状の記載を継承した。	d) その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、使用前事業者検査等及び自主検査等、並びにこれらの合否判定基準
206.	五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録		e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを 実証するために必要な記録 (4.2.4参照)	e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを 実証するために必要な記録	・保安規定第3条では、「個別業務に必要なプロセス」と「業務・原子炉施設のプロセス」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「当該プロセスを実施した結果」と「その結果」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「個別業務等要求事項に適合すること」と「要求事項を満たしていること」は同義と考え現状の記載を継承した。	e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照)
207.	4 原子力事業者等は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとしなければならない。		(4) この業務の計画のアウトプットは、組織の運営方法に 適したものとする。	(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に 適したものとする。	・保安規定第3条では、「組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。」と「この業務の計画のアウトプットは、組織の運営方法に適したものとする。」は同義と考え現状の記載を継承した。	(4) この業務の計画のアウトプットは、組織の運営方法に適したものとする。
208.			7.2 業務・原子炉施設に対する 要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等 要求事項に関するプロセス	・保安規定第3条では、「個別業務等要求事項」と「業務・原子炉施設に対する要求事項」は同義と考え現状の記載を継承した。	7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス
209.	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	7.2.1 業務・原子炉施設に対する 要求事項の明確化	7.2.1 個別業務等要求事項として 明確にすべき事項	・保安規定第3条では、「個別業務等要求事項」と「業務・原子炉施設に対する要求事項」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「明確にすべき事項」と「明確化」は同義と考え現状の記載を継承した。	7.2.1 業務・原子炉施設に対する 要求事項の明確化
210.	第二十四条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。		組織は、次の事項を「業務の計画」(7.1 参照)において明確にする。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。	・保安規定第3条では、「次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める」と「次の事項を「業務の計画」(7.1参照)において明確にする」は同義と考え現状の記載を継承した。	組織は、次の事項を「業務の計画」(7.1 参照)において明確にする。
211.	一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項		a) 明示されていないが、業務・原子炉施設に不可欠な 要求事項	a) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な 要求事項	・表現上の差異。 (保安規定第3条では、「組織の外部の者が」が記載されていないが、本項は、組織に対する要求事項を明確にすることから、記載していなくても、「組織の外部の	a) 明示されていないが、業務・原子炉施設に不可欠な 要求事項

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
					者が(明示してはいない)であることは明らかである。また、保安規定第3条では、必要な場合は内部の者であっても対象とするため、記載していない。 ・保安規定第3条では、「機器等又は個別業務に必要な要求事項」と「業務・原子炉施設に不可欠な要求事項」は同義と考え現状の記載を継承した。	
212.	二 関係法令		b) 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項	b) 関係法令	・「関係法令」については、No34の差異説明を参照。	b) 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項
213.	三 前二号に掲げるもののほか、原子力事業者等が必要とする要求事項		c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて	c) a)b) に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	・a)b)c)と、項目が列挙されており、c)がa)b)以外であることは記載するまでもないと考え、保安規定第3条では、「a)b)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項」と「組織が必要と判断する追加要求事項すべて」は同義と考え現状の記載を継承した。	c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて
214.	(個別業務等要求事項の審査)	(個別業務等要求事項の審査)	7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー	7.2.2 個別業務等要求事項の審査	・保安規定第3条では、「個別業務等要求事項」と「業務・原子炉施設に対する要求事項」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「審査」と「レビュー」は同義と考え現状の記載を継承した。	7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー
215.	第二十五条 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施しなければならない。		(1) 組織は、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。	(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	・保安規定第3条では、「機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する」と「業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定においては、具体的な規程・マニュアル名を記載するとともに、規程・マニュアルに基づくことを記載している。	(1) 組織は、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。
216.	2 原子力事業者等は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認しなければならない。		(2) レビューでは、次の事項を確実にする。	(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	・保安規定第3条では、「組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。」と「レビューでは、次の事項を確実にする。」は同義と考え現状の記載を継承した。	(2) レビューでは、次の事項を確実にする。
217.	一 当該個別業務等要求事項が定められていること。		a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。	a) 当該個別業務等要求事項が定められている。	・保安規定第3条では、「当該個別業務等要求事項」と「業務・原子炉施設に対する要求事項」は同義と考え現状の記載を継承した。	a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。
218.	二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。		b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。	b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されている。	・保安規定第3条では、「当該個別業務等要求事項」と「業務・原子炉施設に対する要求事項」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する」と「以前に提示されたものと異なる」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「その相違点が解明されている」と「それについて解決されている」は同義と考え現状の記載を継承した。	b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。
219.	三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力を有している。	c) 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有している。	・保安規定第3条では、「あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力」と「定められた要求事項を満たす能力」は同義と考え現状の記載を継承した。	c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力を有している。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
220.	3 原子力事業者等は, 第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し, これを管理しなければならない。		(3) このレビューの結果の記録, 及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4参照)。	(3) 組織は, (1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し, これを管理する。	・保安規定第3条では, 「あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力」と「定められた要求事項を満たす能力」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・「…(に係る) 記録を作成し, これを管理する。」については, No146の差異説明を参照。	(3) このレビューの結果の記録, 及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4参照)。
221.			(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には, 組織はその要求事項を適用する前に確認する。		・本項については, 設置許可本文十一号に記載されていないが, マネジメントシステムとして必要と判断した事項を追加した。	(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には, 組織はその要求事項を適用する前に確認する。
222.	4 原子力事業者等は, 個別業務等要求事項が変更された場合においては, 関連する文書が改訂されるようにするとともに, 関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。		(5) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には, 組織は, 関連する文書を改訂する。また, 変更後の要求事項が, 関連する要員に理解されていることを確実にする。	(4) 組織は, 個別業務等要求事項が変更された場合においては, 関連する文書を改訂されるようにするとともに, 関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	・保安規定第3条では, 「個別業務等要求事項」と「業務・原子炉施設に対する要求事項」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では, 「周知されるようにする」と「理解されていることを確実にする」は同義と考え現状の記載を継承した。	(5) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には, 組織は, 関連する文書を改訂する。また, 変更後の要求事項が, 関連する要員に理解されていることを確実にする。
223.	(組織の外部の者との情報の伝達等)	(組織の外部の者との情報の伝達等)	7.2.3 外部とのコミュニケーション	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等	・保安規定第3条では, 「組織の外部の者」と「外部」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では, 「情報の伝達等」と「コミュニケーション」は同義と考え現状の記載を継承した。	7.2.3 外部とのコミュニケーション
224.	第二十六条 原子力事業者等は, 組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために, 実効性のある方法を明確に定め, これを実施しなければならない。	1 第26条に規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために, 実効性のある方法」には, 次の事項を含む。	組織は, 原子力安全に関して組織の外部の者とのコミュニケーションを図るため, 以下の事項を含む実効性のある方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし, 実施する。	組織は, 組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために, 実効性のある方法を明確に定め, これを実施する。	・保安規定第3条では, 「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために」と「組織の外部の者とのコミュニケーションを図るため」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定においては, 具体的な規程・マニュアル名称を記載。	組織は, 原子力安全に関して組織の外部の者とのコミュニケーションを図るため, 以下の事項を含む実効性のある方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし, 実施する。
225.		・組織の外部の者と効果的に連絡し, 適切に情報を通知する方法	a) 組織の外部の者と効果的に連絡をとり, 適切に情報を通知する方法		・保安規定においては, 品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映した。	a) 組織の外部の者と効果的に連絡をとり, 適切に情報を通知する方法
226.		・予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法	b) 予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法		・保安規定においては, 品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映した。	b) 予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法
227.		・原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c) 原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の者へ確実に提供する方法		・保安規定においては, 品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映した。	c) 原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の者へ確実に提供する方法
228.		・原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し, 意思決定において適切に考慮する方法	d) 原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し, 意思決定において適切に考慮する方法		・保安規定においては, 品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映した。	d) 原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し, 意思決定において適切に考慮する方法
229.			7.3 設計・開発	7.3 設計開発	・保安規定第3条では, 「設計開発」と「設計・開発」は同義と考え現状の記載を継承した。	7.3 設計・開発
230.			組織は, 原子炉施設を対象として, 「設計管理基本マニュアル」に基づき設計・開発の管理を実施する。		・保安規定においては, 具体的な規程・マニュアル名称を記載するとともに, 規程・マニュアルに基づくことを記載している。	組織は, 原子炉施設を対象として, 「設計管理基本マニュアル」に基づき設計・開発の管理を実施する。
231.	(設計開発計画)	(設計開発計画)	7.3.1 設計・開発の計画	7.3.1 設計開発計画	・保安規定第3条では, 「設計開発計画」と「設計・開発の計画」は同義と考え現状の記載を継承した。	7.3.1 設計・開発の計画
232.	第二十七条 原子力事業者等は, 設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに	1 第1項に規定する「設計開発」には, 設備, 施設, ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において, 原子力安全のために重要な手順書	(1) 組織は, 原子炉施設の設計・開発の計画を策定し, 管理する。この設計・開発は, 設備, 施設, ソフトウェアの設計・開発並びに原子力安全のために重要な手順書等の新規制定及び重要な変更を対象と	(1) 組織は, 設計開発(専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに, 設計開発を管理する。	・保安規定第3条では, 「設計開発の計画(以下「設計開発計画」という。))と「設計・開発の計画」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・設計・開発の対象は原子炉施設(発電用	(1) 組織は, 原子炉施設の設計・開発の計画を策定し, 管理する。この設計・開発は, 設備, 施設, ソフトウェアの設計・開発並びに原子力安全のために重要な手順書等の新規制定及び重要な変更を対象と

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
	に、設計開発を管理しなければならない。	等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。 2 第1項に規定する「設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(第4条第2項第3号の事項を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。	する。また、計画には、不適合及び予期せぬ事象の発生を未然に防止するための活動(4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。)を含める。		原子炉及びその附属施設)であり、記載していても、「専ら～」を含んでいることは明らかであることから、保安規定第3条では記載していない。 ・保安規定においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映した。	する。また、計画には、不適合及び予期せぬ事象の発生を未然に防止するための活動(4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。)を含める。
233.	2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。		(2) 設計・開発の計画において、組織は次の事項を明確にする。	(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	・「設計開発計画」についてはNo232の差異説明を参照。 保安規定第3条では、「設計開発計画」と「設計・開発の計画」は同義と考え現状の記載を継承した。	(2) 設計・開発の計画において、組織は次の事項を明確にする。
234.	一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度		a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度	a) 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	・「設計開発」についてはNo229の差異説明を参照。 保安規定第3条では、「設計開発」と「設計・開発」は同義と考え現状の記載を継承した。	a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度
235.	二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制		b) 設計・開発の段階 c) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認並びに管理体制	b) 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	・b)については、設置許可本文十一号に記載されていないが、マネジメントシステムとして必要と判断し追加した。 ・「設計開発」についてはNo229の差異説明を参照。 保安規定第3条では、「設計開発」と「設計・開発」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法」と「各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認」は同義と考え現状の記載を継承した。	b) 設計・開発の段階 c) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認並びに管理体制
236.	三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限		d) 設計・開発に関する責任(説明責任を含む。)及び権限	c) 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	・「設計開発」についてはNo229の差異説明を参照。 保安規定第3条では、「設計開発」と「設計・開発」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「・・・(省略)・・・に係る部門及び要員の責任及び権限」と「・・・(省略)・・・に関する責任及び権限」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・「(説明責任を含む。)」については、設置許可本文十一号に記載されていないが、マネジメントシステムとして必要と判断し追加した。	d) 設計・開発に関する責任(説明責任を含む。)及び権限
237.	四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		e) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d) 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	・「設計開発」についてはNo229の差異説明を参照。 保安規定第3条では、「設計開発」と「設計・開発」は同義と考え現状の記載を継承した。	e) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源
238.	3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理しなければならない。		(3) 組織は、実効的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。	(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	・保安規定第3条では、「情報の伝達」と「コミュニケーション」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「割当てがなされるようにする」と「割当てを確実にする」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「設計開発」と「設	(3) 組織は、実効的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
					計・開発」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条においては、「各者間の連絡」と「グループ間のインターフェース」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「管理する」と「運営管理する」は同義と考え現状の記載を継承した。	
239.	4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更しなければならない。		(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。	(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	・保安規定第3条では、「(1)により策定された設計開発計画」と「策定した計画」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・「設計開発」については No229 の差異説明を参照。 保安規定第3条では、「設計開発」と「設計・開発」は同義と考え現状の記載を継承した。	(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。
240.	(設計開発に用いる情報)	(設計開発に用いる情報)	7.3.2 設計・開発へのインプット	7.3.2 設計開発に用いる情報	・保安規定第3条では、「設計開発に用いる情報」と「設計・開発へのインプット」は同義と考え現状の記載を継承した。	7.3.2 設計・開発へのインプット
241.	第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(1) 業務・原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。インプットには次の事項を含める。	(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	・保安規定第3条では、「個別業務等要求事項」と「業務・原子炉施設の要求事項」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「設計開発に用いる情報」と「インプット」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・「…(に係る)記録を作成し、これを管理する。」については、No146の差異説明を参照。 保安規定第3条では、「記録を作成し、これを管理する」と「記録を維持する」は同義と考え現状の記載を継承した。	(1) 業務・原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。インプットには次の事項を含める。
242.	一 機能及び性能に係る要求事項		a) 機能及び性能に関する要求事項	a) 機能及び性能に係る要求事項	・保安規定第3条では、「係る」と「関する」は同義と考え現状の記載を継承した。	a) 機能及び性能に関する要求事項
243.	二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの		b) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報	b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	・保安規定第3条では、「従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの」と「適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報」は同義と考え現状の記載を継承した。	b) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報
244.	三 関係法令		c) 適用される法令・規制要求事項	c) 関係法令	・「関係法令」については、No34の差異説明を参照。	c) 適用される法令・規制要求事項
245.	四 その他設計開発に必要な要求事項		d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項	d) その他設計開発に必要な要求事項	・保安規定第3条では、「その他設計開発に必要な要求事項」と「設計・開発に不可欠なその他の要求事項」は同義と考え現状の記載を継承した。	d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項
246.	2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。		(2) 業務・原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反することがないようにする。	(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	・保安規定第3条では、「設計開発に用いる情報」と「業務・原子炉施設の要求事項に関連するインプット」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「その妥当性を評価し」と「その適切性をレビューし」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・「要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反することがないようにする。」については、設置許可本文十一号に記載されていないが、マネジメントシステムとして必要と判断し追加した。また、この観点を含めレビューすることから、「適切性」とした。	(2) 業務・原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反することがないようにする。
247.	(設計開発の結果に係る情報)	(設計開発の結果に係る情報)	7.3.3 設計・開発からのアウトプット	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	・保安規定第3条においては、「結果に係る情報」と「アウトプット」は同義と考え現状の記載を継承した。	7.3.3 設計・開発からのアウトプット

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
248.	第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。	(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、承認する。	(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	・保安規定第3条では、「設計開発の結果に係る情報」と「設計・開発からのアウトプット」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「設計開発に用いた情報」と「設計・開発へのインプット」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「検証することができる形式により管理する」と「検証を行うのに適した形式とする」は同義と考え現状の記載を継承した。	(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、承認する。
249.	2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。			(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	・保安規定においては、(1)項に記載した。 ・保安規定第3条では、「当該設計開発の結果に係る情報を承認する」と「承認する」は同義と考え現状の記載を継承した。	
250.	3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態とする。	(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	・保安規定第3条では、「設計開発の結果に係る情報」と「設計・開発からのアウトプット」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「次に掲げる事項に適合するものとする」と「次の状態とする」は同義と考え現状の記載を継承した。	(2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態とする。
251.	一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。		a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。	a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものである。	・保安規定第3条では、「設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものである」と「設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす」は同義と考え現状の記載を継承した。	a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。
252.	二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。		b) 調達、業務の実施及び原子炉施設の使用に対して適切な情報を提供する。	b) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものである。	・保安規定第3条では、「機器等の使用及び個別業務の実施のために」と「業務の実施及び原子炉施設の使用に対して」は同義と考え現状の記載を継承した。	b) 調達、業務の実施及び原子炉施設の使用に対して適切な情報を提供する。
253.	三 合否判定基準を含むものであること。		c) 関係する使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。	c) 合否判定基準を含むものである。	・保安規定第3条では、「合否判定基準を含むものである」と「関係する使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している」は同義と考え現状の記載を継承した。	c) 関係する使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。
254.	四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。		d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。	d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確である。	・保安規定第3条では、「機器等」と「原子炉施設」は同義と考え現状の記載を継承した。	d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。
255.	(設計開発レビュー)	(設計開発レビュー)	7.3.4 設計・開発のレビュー	7.3.4 設計開発レビュー	・「設計開発」については No229 の差異説明を参照。 保安規定第3条では、「設計開発」と「設計・開発」は同義と考え現状の記載を継承した。	7.3.4 設計・開発のレビュー
256.	第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施しなければならない。		(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1 参照)体系的なレビューを行う。	(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。	・「設計開発」については No229 の差異説明を参照。 保安規定第3条では、「設計開発」と「設計・開発」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「設計開発計画に従って」と「計画されたとおりに」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する」と「レビューを行う」は同義と考え現状の記載を継承した。	(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1 参照)体系的なレビューを行う。
257.	一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について		a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。	a) 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価する。	・保安規定第3条では、「設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について	a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
	評価すること。				て」と「設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうか」は同義と考え現状の記載を継承した。	
258.	二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。		b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。	b) 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案する。	・保安規定第3条では、「設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案する。」と「問題を明確にし、必要な処置を提案する。」は同義と考え現状の記載を継承した。	b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。
259.	2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。		(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。	(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。	・保安規定第3条では、「設計開発レビュー」と「レビュー」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「設計開発段階に関連する部門の代表者」と「設計・開発段階に関連する部門を代表する者」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「当該設計開発に係る専門家」と「当該設計・開発に係る専門家」は同義と考え現状の記載を継承した。	(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。
260.	3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。			(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	・保安規定においては、(2)項に記載した。 ・「設計開発レビュー」についてはNo259の差異説明を参照。 ・保安規定第3条では、「当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置」と「必要な処置」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・「…(に係る)記録を作成し、これを管理する。」については、No146の差異説明を参照。	
261.	(設計開発の検証)	(設計開発の検証)	7.3.5 設計・開発の検証	7.3.5 設計開発の検証	・「設計開発」についてはNo229の差異説明を参照。 保安規定第3条では、「設計開発」と「設計・開発」は同義と考え現状の記載を継承した。	7.3.5 設計・開発の検証
262.	第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発計画に従って検証を実施しなければならない」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含む。	(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照)、プロセスの次の段階に移行する前に検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。	(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。	・保安規定第3条では、「設計開発の結果」と「設計・開発からのアウトプット」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「個別業務等要求事項に適合している状態を確保する」と「設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にする」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「設計開発計画に従って」と「計画されたとおりに」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映した。	(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照)、プロセスの次の段階に移行する前に検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。
263.	2 原子力事業者等は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。			(2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	・保安規定においては、(1)項に記載した。 ・保安規定第3条では、「設計開発の検証」と「この検証」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「当該検証の結果に基づき講じた措置」と「必要な処置」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・「…(に係る)記録を作成し、これを管理する。」については、No146の差異説明を参照。 保安規定第3条では、「記録を作成し、こ	

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
					れを管理する」と「記録を維持する」は同義と考え現状の記載を継承した。	
264.	3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。		(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。	(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	・保安規定第3条では、「当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。」と「設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。」は同義と考え現状の記載を継承した。	(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。
265.	(設計開発の妥当性確認)	(設計開発の妥当性確認)	7.3.6 設計・開発の妥当性確認	7.3.6 設計開発の妥当性確認	・保安規定第3条では、「設計開発」と「設計・開発」は同義と考え現状の記載を継承した。	7.3.6 設計・開発の妥当性確認
266.	第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	(1) 結果として得られる業務・原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。この妥当性確認は、原子炉施設の設置後でなければ実施することができない場合は、当該原子炉施設の使用を開始する前に実施する。	(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。	・保安規定第3条では、「設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために」と「結果として得られる業務・原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。）」と「設計・開発の妥当性確認」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映した。	(1) 結果として得られる業務・原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。この妥当性確認は、原子炉施設の設置後でなければ実施することができない場合は、当該原子炉施設の使用を開始する前に実施する。
267.	2 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。		(2) 実行可能な場合にはいつでも、業務の実施及び原子炉施設の使用の前に、妥当性確認を完了する。	(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	・「実行可能な場合にはいつでも」とは、妥当性確認は、設計・開発の対象施設を使用する前に実施することが原則であるが、施設を設置あるいは使用後でないとは有効な妥当性確認ができない場合には、設計・開発の計画の段階で、妥当性確認の実施時期を適切に定めて実施する、という意味なので、現状の記載を継承した。 (例えば蒸気駆動のポンプなどを考慮) ・保安規定第3条では、「機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、」と「業務の実施及び原子炉施設の使用の前に、」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「設計開発妥当性確認」と「妥当性確認」は同義と考え現状の記載を継承した。	(2) 実行可能な場合にはいつでも、業務の実施及び原子炉施設の使用の前に、妥当性確認を完了する
268.	3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。	(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	・保安規定第3条では、「設計開発妥当性確認」と「妥当性確認」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置」と「必要な処置」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・「…(に係る)記録を作成し、これを管理する。」については、No146の差異説明を参照。 保安規定第3条では、「記録を作成し、これを管理する」と「記録を維持する」は同義と考え現状の記載を継承した。	(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。
269.	(設計開発の変更の管理)	(設計開発の変更の管理)	7.3.7 設計・開発の変更管理	7.3.7 設計開発の変更の管理	・「設計開発」についてはNo229の差異説明を参照。 保安規定第3条では、「設計開発」と「設計・開発」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「変更の管理」と「変更管理」は同義と考え現状の記載を継承した。	7.3.7 設計・開発の変更管理
270.	第三十三条 原子力事業者等は、		(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録	(1) 組織は、設計開発の変更を行った場	・保安規定第3条では、「設計開発の変	(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通) を維持する(4.2.4参照)。	設置許可本文十一号 (東京, 20200401届出) 合においては, 当該変更の内容を識別することができるようにするとともに, 当該変更に係る記録を作成し, これを管理する。	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526既認可) を維持する(4.2.4参照)。
	設計開発の変更を行った場合においては, 当該変更の内容を識別することができるようにするとともに, 当該変更に係る記録を作成し, これを管理しなければならない。				更を行った場合においては, 当該変更の内容を識別することができるようにする」と「設計・開発の変更を明確にし」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・「…(に係る)記録を作成し, これを管理する。」については, No146の差異説明を参照。 保安規定第3条では, 「記録を作成し, これを管理する」と「記録を維持する」は同義と考え現状の記載を継承した。	
271.	2 原子力事業者等は, 設計開発の変更を行うに当たり, あらかじめ, 審査, 検証及び妥当性確認を行い, 変更を承認しなければならない。		(2) 変更に対して, レビュー, 検証及び妥当性確認を適切に行い, その変更を実施する前に承認する。	(2) 組織は, 設計開発の変更を行うに当たり, あらかじめ, 審査, 検証及び妥当性確認を行い, 変更を承認する。	・保安規定第3条では, 「組織は, 設計開発の変更を行うに当たり, あらかじめ, 審査, 検証及び妥当性確認を行い, 変更を承認する」と「変更に対して, レビュー, 検証及び妥当性確認を適切に行い, その変更を実施する前に承認する」は同義と考え現状の記載を継承した。	(2) 変更に対して, レビュー, 検証及び妥当性確認を適切に行い, その変更を実施する前に承認する。
272.	3 原子力事業者等は, 前項の審査において, 設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行わなければならない。		(3) 設計・開発の変更のレビューには, その変更が, 当該の原子炉施設を構成する要素(材料又は部品)及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。	(3) 組織は, 設計開発の変更の審査において, 設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	・保安規定第3条では, 「設計開発の変更の審査」と「設計・開発の変更のレビュー」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では, 「原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)」と「当該の原子炉施設を構成する要素(材料又は部品)及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価」は同義と考え現状の記載を継承した。	(3) 設計・開発の変更のレビューには, その変更が, 当該の原子炉施設を構成する要素(材料又は部品)及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。
273.	4 原子力事業者等は, 第二項の審査, 検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し, これを管理しなければならない。		(4) 変更のレビュー, 検証及び妥当性確認の結果の記録, 及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。	(4) 組織は, (2)の審査, 検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し, これを管理する。	・保安規定第3条では, 「(2)の審査」と「変更のレビュー」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では, 「その結果に基づき講じた措置」と「必要な処置」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・「…(に係る)記録を作成し, これを管理する。」については, No146の差異説明を参照。 保安規定第3条では, 「記録を作成し, これを管理する」と「記録を維持する」は同義と考え現状の記載を継承した。	(4) 変更のレビュー, 検証及び妥当性確認の結果の記録, 及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。
274.			7.4 調達	7.4 調達		7.4 調達
275.			組織は, 「調達管理基本マニュアル」及び「原子燃料調達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。		・保安規定においては, 具体的な規程・マニュアル名称を記載するとともに, 規程・マニュアルに基づくことを記載している。	組織は, 「調達管理基本マニュアル」及び「原子燃料調達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。
276.	(調達プロセス)	(調達プロセス)	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス		7.4.1 調達プロセス
277.	第三十四条 原子力事業者等は, 調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が, 自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにしなければならない。		(1) 組織は, 規定された調達要求事項に, 調達製品が適合することを確実にする。	(1) 組織は, 調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が, 自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	・マネジメントシステムの対象, マネジメントシステムを通じたアウトプットは業務の実施, 原子炉施設であり, その実現のために必要とするものを「調達」することから, 保安規定第3条の「調達製品」は設置許可本文十一号の「調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)」と同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では, 「自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)」と「規定された調達要求事項」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では, 「適合するようにする」と「適合することを確実にする」は同義と考え現状の記載を継承した。	(1) 組織は, 規定された調達要求事項に, 調達製品が適合することを確実にする。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
278.	2 原子力事業者等は, 保安活動の重要度に応じて, 調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において, 一般産業用工業品については, 調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように, 管理の方法及び程度を定めなければならない。	1 第2項に規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には, 力量を有する者を組織の外部から確保する際に, 外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。 2 第2項に規定する「管理の方法」とは, 調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証, 調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。 3 第2項に規定する「調達物品等の供給者等から入手し, 当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように, 管理の方法及び程度を定めなければならない」には, 例えば, 次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し, 原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し, 供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。	(2) 保安活動の重要度に応じて, 供給者及び調達製品に対する管理の方法及び程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に, 業務委託の範囲を明確に定めることを含む。)を定める。この場合, 一般産業用工業品については, 評価に必要な情報を供給者等から入手し, 当該一般産業用工業品が原子炉施設として使用できることを確認できるように, 管理の方法及び程度を定める。	(2) 組織は, 保安活動の重要度に応じて, 調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において, 一般産業用工業品については, 調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように, 管理の方法及び程度を定める。	・保安規定第3条では, 「調達物品等の供給者」と「供給者」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では, 「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」と「調達製品に対する管理の方法及び程度」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定においては, 品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映した。 ・保安規定第3条では, 「調達物品等の供給者等から必要な情報を」と「評価に必要な情報を供給者等から」は同義と考え記載した。 ・保安規定第3条では, 「調達物品等要求事項に適合している」と「原子炉施設として使用できる」は同義と考え記載した。 (あらかじめ一般産業用工業品としての要求事項を整理するのではなく, 原子炉施設として必要な要求事項を整理して調達を行うため, 一般産業用工業品であっても, 原子炉施設として使用できることを確認することとしている。)	(2) 保安活動の重要度に応じて, 供給者及び調達製品に対する管理の方法及び程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に, 業務委託の範囲を明確に定めることを含む。)を定める。この場合, 一般産業用工業品については, 評価に必要な情報を供給者等から入手し, 当該一般産業用工業品が原子炉施設として使用できることを確認できるように, 管理の方法及び程度を定める。
279.	3 原子力事業者等は, 調達物品等要求事項に従い, 調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し, 選定しなければならない。		(3) 組織は, 供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として, 供給者を評価し, 選定する。選定, 評価及び再評価の基準を定める。	(3) 組織は, 調達物品等要求事項に従い, 調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し, 選定する。	・保安規定第3条では, 「調達物品等要求事項」と「組織の要求事項」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では, 「調達物品等を供給する能力を根拠として」と「調達製品を供給する能力を判断の根拠として」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では, 「調達物品等の供給者」と「供給者」は同義と考え現状の記載を継承した。	(3) 組織は, 供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として, 供給者を評価し, 選定する。選定, 評価及び再評価の基準を定める。
280.	4 原子力事業者等は, 調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。			(4) 組織は, 調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	・保安規定においては, (3)項に記載した。 ・保安規定第3条では, 「評価及び選定に係る判定基準」と「選定, 評価及び再評価の基準」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・「再評価の基準」については, 設置許可本文十一号に記載されていないが, マネジメントシステムとして必要と判断し追加した。	
281.	5 原子力事業者等は, 第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し, これを管理しなければならない。		(4) 評価の結果の記録, 及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。	(5) 組織は, (3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し, これを管理する。	・保安規定第3条では, 「(3)の評価の結果」と「評価の結果」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では, 「当該評価の結果に基づき講じた措置」と「評価によって必要とされた処置」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・「…(に係る)記録を作成し, これを管理する。」については, No146の差異説明を参照。 保安規定第3条では, 「記録を作成し, こ	(4) 評価の結果の記録, 及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
					れを管理する」と「記録を維持する」は同義と考え現状の記載を継承した。	
282.	6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子力施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定めなければならない。		(5) 組織は、適切な調達の実施に必要な事項(調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者等と共有する場合に必要な措置に関する方法を含む。)を定める。	(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子炉施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	・保安規定第3条は原子炉設置者としての活動を規定しており、情報を共有する対象は主として原子炉設置者であることから、「原子炉設置者等」とした。 ・保安規定第3条では、「技術情報(原子炉施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項」と「技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者等と共有する場合に必要な措置に関する方法」は同義と考え現状の記載を継承した。	(5) 組織は、適切な調達の実施に必要な事項(調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者等と共有する場合に必要な措置に関する方法を含む。)を定める。
283.	(調達物品等要求事項)	(調達物品等要求事項)	7.4.2 調達要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項	・保安規定第3条では、「調達物品等要求事項」と「調達要求事項」は同義と考え現状の記載を継承した。	7.4.2 調達要求事項
284.	第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。		(1) 組織は、調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当する事項を含める。	(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	・保安規定第3条では、「調達物品等に関する情報」と「調達製品に関する要求事項」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「次に掲げる調達物品等要求事項」と「次の事項」は同義と考え現状の記載を継承した。	(1) 組織は、調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当する事項を含める。
285.	一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		a) 製品、業務の手順及びプロセス並びに設備の承認に関する要求事項	a) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	・保安規定第3条では、「調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項」と「業務の手順及びプロセス並びに設備の承認に関する要求事項」は同義と考え現状の記載を継承した。	a) 製品、業務の手順及びプロセス並びに設備の承認に関する要求事項
286.	二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		b) 要員の力量に関する要求事項	b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	・保安規定第3条では、「調達物品等の供給者の要員」と「要員」は同義と考え現状の記載を継承した。	b) 要員の力量に関する要求事項
287.	三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項		c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項	c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	・保安規定第3条では、「調達物品等の供給者の品質マネジメントシステム」と「品質マネジメントシステム」は同義と考え現状の記載を継承した。	c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項
288.	四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	1 第1項第4号に規定する「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。	d) 不適合の報告(偽造品、不正品等の報告を含む。)及び処理に関する要求事項	d) 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	・保安規定第3条では、「調達物品等の不適合の報告」と「不適合の報告」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映した。	d) 不適合の報告(偽造品、不正品等の報告を含む。)及び処理に関する要求事項
289.	五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		e) 健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	・保安規定第3条では、「調達物品等の供給者」が主語となることは自明と考えた。	e) 健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項
290.	六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項		f) 一般産業用工業品を原子炉施設に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	・保安規定第3条では、「機器等」と「原子炉施設」は同義と考え記載した。	f) 一般産業用工業品を原子炉施設に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
291.	七 その他調達物品等に必要な要求事項		g) その他調達製品に必要な要求事項	g) その他調達物品等に必要な要求事項	・保安規定第3条では、「その他調達物品等」と「その他調達製品」は同義と考え記載した。	g) その他調達製品に必要な要求事項
292.	2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関する事項を含めなければならない。	2 第2項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。	(2) 組織は、供給者の工場等で使用前事業者検査等及び自主検査等又はその他の業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関する事項を調達要求事項に含める。	(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関する事項を含める。	・保安規定第3条では、「調達物品等要求事項として、・・・(中略)・・・に関する事項」と「供給者の・・・(中略)・・・に関する事項」を調達要求事項に含める」は同義と考え記載した。 ・保安規定第3条では、「調達物品等の供給者」と「供給者」は同義と考え記載した。	(2) 組織は、供給者の工場等で使用前事業者検査等及び自主検査等又はその他の業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関する事項を調達要求事項に含める。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
293.	3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。		(3) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。	(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	・保安規定第3条では、「調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する」と「供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする」は同義と考え現状の記載を継承した。	(3) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。
294.	4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。		(4) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	・保安規定第3条では、「調達物品等」と「調達製品」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「調達物品等の供給者」と「調達製品の供給者」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「調達物品等要求事項」と「調達要求事項」は同義と考え現状の記載を継承した。	(4) 組織は、調達製品を受領する場合には、「調達製品の供給者」に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。
295.	(調達物品等の検証)	(調達物品等の検証)	7.4.3 調達製品の検証	7.4.3 調達物品等の検証	・保安規定第3条では、「調達物品等」と「調達製品」は同義と考え現状の記載を継承した。	7.4.3 調達製品の検証
296.	第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。		(1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検証方法を定めて、実施する。	(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	・保安規定第3条では、「調達物品等」と「調達製品」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「調達物品等要求事項に適合しているようにする」と「規定した調達要求事項を満たしていることを確実にする」は同義と考え現状の記載を継承した。	(1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検証方法を定めて、実施する。
297.	2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。		(2) 組織は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品の供給者からの出荷の可否の決定の方法を調達要求事項の中で明確にする。	(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	・保安規定第3条では、「調達物品等の供給者の工場等において」と「供給者先で」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「調達物品等の検証」と「検証」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「当該検証の実施要領」と「その検証の要領」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「調達物品等要求事項」と「調達要求事項」は同義と考え現状の記載を継承した。	(2) 組織は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品の供給者からの出荷の可否の決定の方法を調達要求事項の中で明確にする。
298.			7.5 業務の実施	7.5 個別業務の管理	・保安規定第3条では、「個別業務」と「業務」は同義と考え現状の記載を継承した。	7.5 業務の実施
299.	(個別業務の管理)	(個別業務の管理)	7.5.1 業務の管理	7.5.1 個別業務の管理	・保安規定第3条では、「個別業務」と「業務」は同義と考え現状の記載を継承した。	7.5.1 業務の管理
300.	第三十七条 原子力事業者等は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施しなければならない。		組織は、「業務の計画」(7.1 参照)に基づき、管理された状態で業務を実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	・保安規定第3条では、「個別業務計画」と「業務の計画」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)」と「管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める」は同義と考え現状の記載を継承した。	組織は、「業務の計画」(7.1 参照)に基づき、管理された状態で業務を実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。
301.	一原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	1 第1号に規定する「原子力施設の保安のために必要な情報」には、次の事項を含む。 ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果	a) 以下の事項を含む原子炉施設の保安のために必要な情報が利用できる。 i. 保安のために使用する機器等又は実施する業務の特性 ii. 当該機器等の使用又は業務の実施により達成すべき結果	(1) 原子炉施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にある。	・保安規定においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映している。 ・保安規定第3条では、「利用できる体制にある」と「利用できる」は同義と考え現状の記載を継承した。	a) 以下の事項を含む原子炉施設の保安のために必要な情報が利用できる。 i. 保安のために使用する機器等又は実施する業務の特性 ii. 当該機器等の使用又は業務の実施により達成すべき結果
302.	二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。	(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にある。	・保安規定第3条では、「手順書等」と「作業手順」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条の「作業手順が利用できる」には「体制」が含まれており、設置	b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
					許可本文十一号の「手順書等が必要な時に利用できる体制にある。」と同義と考えている。	
303.	三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		c) 適切な設備を使用している。	(3) 当該個別業務に見合う設備を使用している。	・保安規定第3条では、「当該個別業務に見合う設備を使用している」と「適切な設備を使用している」は同義と考え現状の記載を継承した。	c) 適切な設備を使用している。
304.	四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。	(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用している。	・監視機器及び測定機器を利用できるようにするためには、「利用できる体制」を整えており、保安規定第3条では、「監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用している」と「監視機器及び測定機器が利用でき、使用している」は同義と考え、現状の記載を継承した。	d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。
305.	五 第四十七条の規定に基づき監視測定を実施していること。		e) 監視及び測定が実施されている。	(5) 8.2.3に基づき監視測定を実施している。	・8.2.3項は「8.2.3 プロセスの監視測定」のことであり、同義と考え、現状の記載を継承した。	e) 監視及び測定が実施されている。
306.	六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。		f) プロセスの次の段階に進むことの承認が実施されている。	(6) 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っている。	・保安規定第3条では、「品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っている」と「プロセスの次の段階に進むことの承認が実施されている」は同義と考え現状の記載を継承した。	f) プロセスの次の段階に進むことの承認が実施されている。
307.	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	・保安規定第3条では、「個別業務」と「業務」は同義と考え現状の記載を継承した。	7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認
308.	第三十八条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が顕在化しない場合を含む。)においては、妥当性確認を行わなければならない。		(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不適合その他の事象が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。	(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が顕在化しない場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	・保安規定第3条では、「個別業務」と「業務」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「プロセスの結果」と「業務の実施の過程で結果として生じるアウトプット」は同義と考えている。 ・保安規定第3条では、「それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が顕在化しない場合を含む。)においては、」と「それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不適合その他の事象が顕在化しない場合には、」は同義と考えている。	(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不適合その他の事象が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。
309.	2 原子力事業者等は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証しなければならない。		(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。	(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	・保安規定第3条では、「(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果」と「これらのプロセスが計画どおりの結果」は同義と考え現状の記載を継承した。	(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。
310.	3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 妥当性確認の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。	(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	・「…記録を作成し、これを管理する。」については、No146の差異説明を参照。 保安規定第3条では、「記録を作成し、これを管理する」と「記録を維持する」は同義と考え現状の記載を継承した。	(3) 妥当性確認の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。
311.	4 原子力事業者等は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にしなければならない		(4) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。	(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	・保安規定第3条では、「(1)の妥当性確認の対象とされたプロセス」と「これらのプロセス」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しな	(4) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
	い。				いと認められるものを除く。)を明確にする」と「次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する」は同義と考え現状の記載を継承した。	
312.	一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準	a) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	・保安規定第3条では、「審査」と「レビュー」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「判定基準」と「明確な基準」は同義と考え現状の記載を継承した。	a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準
313.	二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法		b) 設備の承認及び要員の力量の確認	b) 妥当性確認に用いる 設備の承認及び要員の力量を確認 する方法	・「設備の承認及び要員の力量の確認」を行う際には、予め確認する「方法」を定めているため、同義と考え、現状の記載を継承した。	b) 設備の承認及び要員の力量の確認
314.	三 妥当性確認の方法	1 第4項第3号に規定する「妥当性確認」には、 対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。	c) 所定の方法及び手順の適用 d) 妥当性の再確認 (対象となるプロセスを変更した場合の再確認及び一定時間経過した後に行う定期的な再確認を含む。)	c) 妥当性確認の方法	・「妥当性の再確認」を行う場合には、予め確認する「方法」を定めているため、同義と考え、現状の記載を継承した。 ・なお、保安規定においては、品質規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映している。	c) 所定の方法及び手順の適用 d) 妥当性の再確認(対象となるプロセスを変更した場合の再確認及び一定時間経過した後に行う定期的な再確認を含む。)
315.						
316.						
317.	(識別管理)	(識別管理)	7.5.3 識別 及びトレーサビリティ	7.5.3 識別管理 及びトレーサビリティの確保	・保安規定第3条では、「識別管理及びトレーサビリティの確保」と「識別及びトレーサビリティ」は同義と考え現状の記載を継承した。	7.5.3 識別 及びトレーサビリティ
318.	第三十九条 原子力事業者等は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならない。	1 第39条に規定する「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。	(1) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別し管理する。 (2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別し管理する。	(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	・保安規定第3条では、「個別業務」と「業務」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「すべてのプロセス」と「全過程」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条の「業務・原子炉施設」とは、設置許可本文十一号の「機器等及び個別業務」と同義と考えている。	(1) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別し管理する。 (2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別し管理する。
319.	(トレーサビリティの確保) 第四十条 原子力事業者等は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。	(トレーサビリティの確保)	(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4参照)。	(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	・保安規定第3条では、「個別業務」と「業務」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条の「原子炉施設」とは、設置許可本文十一号の原子炉施設を構成する「機器等」と同義と考えている。 ・設置許可本文十一号の「(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)」はトレーサビリティの定義であり、保安規定第3条には記載していない。 ・保安規定第3条では、「これを記録するとともに、当該記録を管理する」と「記録を維持する」は同義と考え現状の記載を継承した。	(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4参照)。
320.	(組織の外部の者の物品)	(組織の外部の者の物品)	7.5.4 組織の外部の者の所有物	7.5.4 組織の外部の者の物品		7.5.4 組織の外部の者の所有物
321.	第四十一条 原子力事業者等は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第41条に規定する「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q 9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	組織は、組織の外部の者の所有物 について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4参照)。	組織は、組織の外部の者の物品 を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。	・保安規定第3条では、「組織の外部の者の物品を所持している場合においては、」と「組織の外部の者の所有物について、それが組織の管理下にある間、」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・「…記録を作成し、これを管理する。」については、No146の差異説明を参照。	組織は、組織の外部の者の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4参照)。
322.	(調達物品の管理)	(調達物品の管理)	7.5.5 調達製品の管理	7.5.5 調達物品の管理		7.5.5 調達製品の管理

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
323.	第四十二条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)しなければならない。		組織は、関連するマニュアル等に基づき、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を管理する。この管理には、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。また、取替品、予備品にも適用する。	組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	・保安規定第3条の「要求事項への適合」は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間の要求事項であり、設置許可本文十一号の「調達物品等要求事項」と同義と考え、現状の記載を継承した。 ・その他は表現上の違いであり、同義と考え、現状の記載を継承した。 ・「また、取替品、予備品にも適用する。」については、設置許可本文十一号に記載されていないが、マネジメントシステムに必要と判断し追加した。	組織は、関連するマニュアル等に基づき、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を管理する。この管理には、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。また、取替品、予備品にも適用する。
324.	(監視測定のための設備の管理)	(監視測定のための設備の管理)	7.6 監視機器及び測定機器の管理	7.6 監視測定のための設備の管理	・保安規定第3条では、「監視測定のための設備」と「監視機器及び測定機器」は同義と考え現状の記載を継承した。	7.6 監視機器及び測定機器の管理
325.	第四十三条 原子力事業者等は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定めなければならない。		(1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を関連するマニュアル等に定める。	(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	・保安規定第3条に「組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を」において、「並びに」を追加した理由は、実施すべき監視及び測定を明確にした後に、その監視及び測定に必要な監視機器及び測定機器を明確にするためである。 ・保安規定第3条では、「機器等又は個別業務」と「業務・原子炉施設」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「当該監視測定のための設備」と「監視機器及び測定機器」は同義と考え現状の記載を継承した。	(1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を関連するマニュアル等に定める
326.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。		(2) 組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、関連するマニュアル等に定める。	(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	・保安規定第3条では、「(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。」と「監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、関連するマニュアル等に定める」は同義と考え現状の記載を継承した。	(2) 組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、関連するマニュアル等に定める。
327.	3 原子力事業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「施設管理基本マニュアル」に基づき、次の事項を満たす。	(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	・保安規定第3条の「測定値の正当性が保証されなければならない場合」とは、「根拠の確かな測定値の確保が必要な場合」をいい、測定値の正当性が保証されなければならない機器は、測定値によって業務・原子炉施設の適合性を判定する機器としている。 ・保安規定第3条では、「組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために」と「測定値の正当性が保証されなければならない場合には」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・規程・マニュアル名称を記載するとともに、規程・マニュアルに基づくことを記載している。	(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「施設管理基本マニュアル」に基づき、次の事項を満たす。
328.	一 あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。	1 第3項第1号に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、第23条第1項の規定に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。	a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する(4.2.4参照)。	a) あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされている。	・保安規定第3条では、「計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)」と「国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして」と「そのような標準が存在しない場合には、」は同義と考え現状の記載を継承した。	a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する(4.2.4参照)。
329.	二 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。		b) 校正の状態を明確にするために識別を行う。	b) 校正の状態が明確になるよう、識別されている。	・保安規定第3条では、「校正の状態が明確になるよう、識別されている」と「校正の状態を明確にするために識別を行	b) 校正の状態を明確にするために識別を行う。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
					う」は同義と考え現状の記載を継承した。	
330.	三 所要の調整がなされていること。		c) 機器の調整をする, 又は必要に応じて再調整する。	c) 所要の調整がなされている。	・調整(再調整)する場合には所要の調整(再調整)を行うことから, 同義と考え, 現状の記載を継承した。	c) 機器の調整をする, 又は必要に応じて再調整する。
331.	四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。	d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されている。	・7.6(3)項の「組織は, 監視測定の結果の妥当性を確保するため」とは, 当社では使用前事業者検査等及び自主検査等が該当し, 測定の結果に限られることから, 保安規定第3条では, 「監視測定の結果を無効とする操作から保護されている」と「測定した結果が無効になるような操作ができないようにする」は同義と考え現状の記載を継承した。	d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。
332.	五 取扱い, 維持及び保管の間, 損傷及び劣化から保護されていること。		e) 取扱い, 保守及び保管において, 損傷及び劣化しないように保護する。	e) 取扱い, 維持及び保管の間, 損傷及び劣化から保護されている。	・保安規定第3条では, 「取扱い, 維持及び保管の間, 損傷及び劣化から保護されている」と「取扱い, 保守及び保管において, 損傷及び劣化しないように保護する」は同義と考え現状の記載を継承した。	e) 取扱い, 保守及び保管において, 損傷及び劣化しないように保護する。
333.	4 原子力事業者等は, 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には, 従前の監視測定の結果の妥当性を評価し, これを記録しなければならない。		(4) 測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には, 組織は, その測定機器でそれまでに測定した 結果の妥当性を評価し, 記録する (4.2.4参照)。組織は, その機器, 及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して, 適切な処置をとる。 校正及び検証の結果の記録を維持する (4.2.4参照)。	(4) 組織は, 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には, 従前の監視測定の結果の 妥当性を評価し, これを記録する 。	・7.6(3)項の「組織は, 監視測定の結果の妥当性を確保するため」とは, 当社では使用前事業者検査等及び自主検査等が該当し, 測定の結果に限られることから, 保安規定第3条では, 「組織は, 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には, 」と「測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には, 」は同義と考え現状の記載を継承した。	(4) 測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には, 組織は, その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し, 記録する(4.2.4参照)。組織は, その機器, 及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して, 適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。
334.	5 原子力事業者等は, 前項の場合において, 当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について, 適切な措置を講じなければならない。			(5) 組織は, (4)の場合において, 当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について, 適切な措置を講じる。	・保安規定第3条の(4)と設置許可本文十一号の(5)は同義と考え, 現状の記載を継承した。	
335.	6 原子力事業者等は, 監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し, これを管理しなければならない。			(6) 組織は, 監視測定のための設備の 校正及び検証の結果の記録 を作成し, これを管理する。	・7.6(6)項の設置許可本文十一号の「監視測定のための設備」とは, 当社では検査及び試験が該当し, 保安規定第3条の「測定機器」が対象となるため, 同義と考え, 現状の記載を継承した。 ・「 …記録を作成し, これを管理する。 」については, No146の差異説明を参照。	
336.	7 原子力事業者等は, 監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは, その初回の使用に当たり, あらかじめ, 当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認しなければならない。		(5) 規定要求事項にかかわる監視及び測定にソフトウェアを使う場合には, そのソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は, 最初に使用するのに先立って実施する。また, 必要に応じて再確認する。	(7) 組織は, 監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは, その初回の使用に当たり, あらかじめ, 当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	・保安規定第3条では, 「初回の使用に当たり, あらかじめ, ~確認する」と「この確認は, 最初に使用するのに先立って実施する」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・「また, 必要に応じて再確認する」については, 設置許可本文十一号に記載されていないが, マネジメントシステムに必要と判断し追加した。	(5) 規定要求事項にかかわる監視及び測定にソフトウェアを使う場合には, そのソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は, 最初に使用するのに先立って実施する。また, 必要に応じて再確認する
337.	第六章 評価及び改善	第六章 評価及び改善	8. 評価及び改善	8. 評価及び改善		8. 評価及び改善
338.	(監視測定, 分析, 評価及び改善)	(監視測定, 分析, 評価及び改善)	8.1 監視及び測定, 分析, 評価及び改善	8.1 監視測定, 分析, 評価及び改善		8.1 監視及び測定, 分析, 評価及び改善
339.	第四十四条 原子力事業者等は, 監視測定, 分析, 評価及び改善に係るプロセスを計画し, 実施しなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定, 分析, 評価及び改善に係るプロセス」には, 取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め, 組織が当該改善の必要性, 方針, 方法等について検討するプロセスを含む。	(1) 組織は, 次の事項のために必要となる 監視, 測定, 分析, 評価及び改善のプロセスを計画し, 実施する。 a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。 b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。	(1) 組織は, 監視測定, 分析, 評価及び改善に係るプロセスを計画し, 実施する。	・保安規定第3条では, 「監視測定」と「監視, 測定」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・「a)~c)」については, 設置許可本文十一号に記載されていないが, マネジメントシステムに必要と判断し追加した。 ・保安規定においては, 品管規則の解釈	(1) 組織は, 次の事項のために必要となる監視, 測定, 分析, 評価及び改善のプロセスを計画し, 実施する。 a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。 b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考)保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
			c) 品質マネジメントシステムのパフォーマンス及び実効性を継続的に改善する。 このプロセスには、取り組むべき改善に関する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含める。		(青色マーキング箇所)を反映している。	c) 品質マネジメントシステムのパフォーマンス及び実効性を継続的に改善する。 このプロセスには、取り組むべき改善に関する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含める。
340.			(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。		・本項については、設置許可本文十一号に記載されていないが、マネジメントシステムに必要と判断し追加した。	(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。
341.	2 原子力事業者等は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない。	2 第2項に規定する「要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	(3) 監視及び測定の結果は、要員が容易に取得し、利用できるようにする。	(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。	・保安規定第3条では、「組織は、要員が(1)の監視測定の結果を」と「監視及び測定の結果は、要員が容易に取得し、」は同義と考え現状の記載を継承した。	(3) 監視及び測定の結果は、要員が容易に取得し、利用できるようにする。
342.			8.2 監視及び測定	8.2 監視及び測定		8.2 監視及び測定
343.	(組織の外部の者の意見)	(組織の外部の者の意見)	8.2.1 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見		8.2.1 組織の外部の者の意見
344.	第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握しなければならない。	1 第1項に規定する「組織の外部の者の意見を把握」には、例えば、外部監査結果の把握、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘等の把握がある。	組織は、品質マネジメントシステムの監視及び測定の一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を把握する。この情報の入手及び使用の方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」及び「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に定める。	(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	・保安規定第3条では、「組織は、監視測定の一環として、原子力安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する」と「組織は、品質マネジメントシステムの監視及び測定の一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を把握する」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定においては、具体的な規程・マニュアル名称を記載している。 ・品管規則の解釈「外部監査結果の把握」については、外部レビューによる当社の評価であり、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき情報を把握し、処置することから、保安規定第3条を「外部コミュニケーション基本マニュアル」及び「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に変更する。	組織は、品質マネジメントシステムの監視及び測定の一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を把握する。この情報の入手及び使用の方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」及び「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に定める。
345.	2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。			(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	・設置許可本文十一号の「(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法」については、保安規定第3条における「この情報の入手及び使用の方法」を含むものと考えており、具体的には「外部コミュニケーション基本マニュアル」及び「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に定めることとしている。	
346.	(内部監査)	(内部監査)	8.2.2 内部監査	8.2.2 内部監査		8.2.2 内部監査
347.	第四十六条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。	(1) 組織のうち客観的な評価を行う部門は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で「原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	・当社では、客観的な評価を行う部門として独立監査組織を設置しているため、保安規定第3条には設置許可本文十一号の「その他の体制」を記載していない。 ・保安規定第3条では具体的な規程・マニュアル名称を記載するとともに、規程・マニュアルに基づくことを記載している。	(1) 組織のうち客観的な評価を行う部門は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で「原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。
348.	一 この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項		a) 品質マネジメントシステムが、本品質マネジメントシステム計画の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。	a) 品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	・設置許可本文十一号の「品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項」を具体化したものが、保安規定第3条の「品質マネジメントシステムが、本品質マネジメントシステム計画の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。」である。	a) 品質マネジメントシステムが、本品質マネジメントシステム計画の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
349.	二 実効性のある実施及び実効性の維持		b) 品質マネジメントシステムが実効的に実施され、維持されているか。	b) 実効性のある実施及び実効性の維持	・保安規定第3条では、「実効性のある実施及び実効性の維持」と「品質マネジメントシステムが実効的に実施され、維持されているか」は同義と考え現状の記載を継承した。	b) 品質マネジメントシステムが実効的に実施され、維持されているか。
350.	2 原子力事業者等は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。		(3) 監査の基準、範囲、頻度、方法及び責任を規定する。	(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	・8.2.2項の表題が「内部監査」のため、設置許可本文十一号の「内部監査」は、保安規定第3条では「監査」としている。 ・保安規定第3条では、「判定基準」と「基準」は同義と考え現状の記載を継承した。	(3) 監査の基準、範囲、頻度、方法及び責任を規定する。
351.	3 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下単に「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持しなければならない。		(2) 組織は、監査の対象となる部門、業務、プロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して監査プログラムを策定し、実施するとともに、監査の実効性を維持する。	(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	・8.2.2項の表題が「内部監査」のため、設置許可本文十一号の「内部監査」は、保安規定第3条では「監査」としている。 ・当社では監査の対象となる部門、業務、プロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮し「監査プログラム」を踏まえ「年度品質監査計画」を定めている。このため、保安規定第3条の「監査プログラム」は、設置許可本文十一号の「内部監査の実施に関する計画(「内部監査実施計画」)」が含まれる。	(2) 組織は、監査の対象となる部門、業務、プロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して監査プログラムを策定し、実施するとともに、監査の実効性を維持する。
352.	4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。		(4) 監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。	(4) 組織は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	・8.2.2項の表題が「内部監査」のため、設置許可本文十一号の「内部監査員」は、保安規定第3条では「監査員」としている。	(4) 監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。
353.	5 原子力事業者等は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせてはならない。		(5) 監査員又は監査に関わる管理者(社長を除く。)は、自らの業務又は自らの管理下にある業務を監査しない。	(5) 組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	・8.2.2項の表題が「内部監査」のため、設置許可本文十一号の「内部監査」は、保安規定第3条では「監査」としている。	(5) 監査員又は監査に関わる管理者(社長を除く。)は、自らの業務又は自らの管理下にある業務を監査しない。
354.	6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定めなければならない。	2 第6項に規定する「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を経営責任者に直接報告する権限を含む。	(6) 監査の計画及び実施、結果の報告並びに記録の作成及び管理について、責任及び権限並びに要求事項を「原子力品質監査基本マニュアル」に定める。この責任及び権限には、必要に応じて監査員又は監査を実施した部門が社長に直接報告する権限を含める。 (7) 監査及びその結果の記録を維持する(4.2.4参照)。	(6) 組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。	・設置許可本文十一号の「内部監査実施計画の策定」は、保安規定第3条の「監査の計画」が対応している。これは、8.2.2(3)の「年度品質監査計画」に基づき、保安規定第3条の「監査の計画」として「監査実施計画書」を定め、監査を実施している。 ・設置許可本文十一号の「手順書等」は、保安規定第3条の「原子力品質監査基本マニュアル」が対応し、社内マニュアルの名称を記載している。 ・保安規定においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映している。 ・「監査及びその結果の記録を維持する」については、設置許可本文十一号に記載されていないが、マネジメントシステムに必要と判断し追加した。	(6) 監査の計画及び実施、結果の報告並びに記録の作成及び管理について、責任及び権限並びに要求事項を「原子力品質監査基本マニュアル」に定める。この責任及び権限には、必要に応じて監査員又は監査を実施した部門が社長に直接報告する権限を含める。 (7) 監査及びその結果の記録を維持する(4.2.4参照)。
355.	7 原子力事業者等は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。		(8) 監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に監査結果を通知する。	(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	・8.2.2項の表題が「内部監査」のため、設置許可本文十一号の「内部監査」は、保安規定第3条では「監査」としている。	(8) 監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に監査結果を通知する。
356.	8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、そ		(9) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。組織は、フォローアップとして、とられ	(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	・保安規定第3条では、「(7)の通知を受けた管理者」と「監査された領域に責任をもつ管理者」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる」と	(9) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。組織は、フォローアップとして、とられた処置の検証及び検証結果を報告さ

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
	の結果を報告させなければならない。		た処置の検証及び検証結果を報告させる (8.5.2 参照)。		「組織は、フォローアップとして、とられた処置の検証及び検証結果を報告させる」は同義と考え現状の記載を継承した。	せる(8.5.2 参照)。
357.	(プロセスの監視測定)	(プロセスの監視測定)	8.2.3 プロセスの監視及び測定	8.2.3 プロセスの監視測定	・保安規定第3条では、「監視測定」と「監視及び測定」は同義と考え現状の記載を継承した。	8.2.3 プロセスの監視及び測定
358.	第四十七条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行わなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。 2 第1項に規定する「監視測定」の方法には、次の事項を含む。 ・監視測定の実施時期 ・監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期	(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び適用可能な場合に行う測定には、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、適切な方法を適用する。 監視及び測定の対象には、業務・原子炉施設に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含める。 また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。 a) 監視及び測定の実施時期 b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法並びにその時期	(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行う。	・保安規定第3条においては、具体的な規程・マニュアル名称を記載するとともに、規程・マニュアルに基づくことを記載している。 ・保安規定第3条では、「監視測定」と「監視及び測定」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映している。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び適用可能な場合に行う測定には、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、適切な方法を適用する。 監視及び測定の対象には、業務・原子炉施設に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。 a) 監視及び測定の実施時期 b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法並びにその時期
359.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いなければならない。		(2) 監視及び測定の実施に際しては、保安活動の重要度に応じて、PIを用いる(4.1(5)c) 参照)。	(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	・設置許可本文十一号の「原子炉施設の保安活動」は、原子力安全を確保するために行っている。 ・また、設置許可本文十一号の「保安活動指標」は「PI(パフォーマンスを示す指標)」に含まれる。 ・このため、保安規定第3条の「監視及び測定の実施に際しては、保安活動の重要度に応じて、PIを用いる。」は、設置許可本文十一号の「組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。」と同義と考えている。 ・保安規定第3条では、「監視測定」と「監視及び測定」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・「PI」についてはNo38の差異説明を参照。	(2) 監視及び測定の実施に際しては、保安活動の重要度に応じて、PIを用いる(4.1(5)c) 参照)。
360.	3 原子力事業者等は、第一項の方法により、プロセスが第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。		(3) これらの方法は、プロセスが品質マネジメントシステムの計画(5.4.2(1)参照)及び業務の計画(7.1(1)参照)で定めた結果を得ることができることを実証するものとする。	(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	・保安規定第3条では、「組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。」と「これらの方法は、プロセスが品質マネジメントシステムの計画(5.4.2(1)参照)及び業務の計画(7.1(1)参照)で定めた結果を得ることができることを実証するものとする。」は同義と考え現状の記載を継承した。	(3) これらの方法は、プロセスが品質マネジメントシステムの計画(5.4.2(1)参照)及び業務の計画(7.1(1)参照)で定めた結果を得ることができることを実証するものとする。
361.	4 原子力事業者等は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じなければならない。		(4) 組織は、監視及び測定の結果に基づき、業務の改善のために、必要な措置をとる。	(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	・設置許可本文十一号の「保安活動」とは、保安活動を構成する個々のプロセスを実施することであり、保安規定第3条は「業務」としている。 ・保安規定第3条では、「監視測定」と「監視及び測定」は同義と考え現状の記載を継承した。	(4) 組織は、監視及び測定の結果に基づき、業務の改善のために、必要な措置をとる。
362.	5 原子力事業者等は、第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な		(5) 計画どおりの結果が達成できない又はできないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切に修正及び是正処置をとる。	(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	・保安規定第3条では、「組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために」と「計画どおりの結果が達成できない又はできないおそれがある場合には」は同義と考え現状の記載を継承した。	(5) 計画どおりの結果が達成できない又はできないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切に修正及び是正処置をとる。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
	措置を講じなければならない。				・保安規定第3条では、「適切な措置」と「修正及び是正処置」は同義と考え現状の記載を継承した。	
363.	(機器等の検査等)	(機器等の検査等)	8.2.4 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等		8.2.4 機器等の検査等
364.	第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。		(1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル」及び「運転管理基本マニュアル」に基づき、業務の計画(7.1参照)に従って、適切な段階で 使用前事業者検査等 及び 自主検査等 を実施する。	(1) 組織は、機器等に係る 要求事項 への適合性を 検証するために 、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係る プロセスの適切な段階において 、 使用前事業者検査等 又は 自主検査等 を実施する。	・設置許可本文十一号の「個別業務計画」とは、保安規定第3条の「「使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル」及び「運転管理基本マニュアル」」が対応している。 ・保安規定においては、具体的な規程・マニュアル名称を記載するとともに、規程・マニュアルに基づくことを記載している。	(1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル」及び「運転管理基本マニュアル」に基づき、業務の計画(7.1参照)に従って、適切な段階で 使用前事業者検査等 及び 自主検査等 を実施する。
365.	2 原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第2項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、 必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。	(2) 使用前事業者検査等 及び 自主検査等 の合否判定基準への適合の証拠(必要に応じ、使用した試験体、測定機器等に関する記録を含める。)を維持する(4.2.4参照)。	(2) 組織は、 使用前事業者検査等 又は 自主検査等 の結果に係る記録を作成し、これを管理する。	・保安規定第3条では、「結果に係る記録を作成しこれを管理する」と「合否判定基準への適合の証拠を維持する」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映している。	(2) 使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準への適合の証拠(必要に応じ、使用した試験体、測定機器等に関する記録を含める。)を維持する(4.2.4参照)。
366.	3 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行つた要員を特定することができる記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) プロセスの次の段階に進むことを承認した人 を記録する(4.2.4参照)。	(3) 組織は、 プロセスの次の段階に進むことの承認を行つた要員を特定 することができる記録を作成し、これを管理する。	・保安規定第3条では、「承認を行つた要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する」と「承認した人を記録する」は同義と考え現状の記載を継承した。	(3) プロセスの次の段階に進むことを承認した人 を記録する(4.2.4参照)。
367.	4 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく 使用前事業者検査等 又は 自主検査等 を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		(4) 業務の計画(7.1参照)で決めた 使用前事業者検査等 及び 自主検査等 を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限をもつ者が計画に定める手順により承認したときは、この限りではない。	(4) 組織は、個別業務計画に基づく 使用前事業者検査等 又は 自主検査等 を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	・保安規定第3条では、「個別業務計画」と「業務の計画」は同義と考え現状の記載を継承した。	(4) 業務の計画(7.1参照)で決めた 使用前事業者検査等 及び 自主検査等 を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限をもつ者が計画に定める手順により承認したときは、この限りではない。
368.	5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保しなければならない。	2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に 関与していない要員 に 使用前事業者検査等 を実施させることができる。 3 第5項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。 4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用	(5) 保安活動の重要度に応じて 、 使用前事業者検査等 及び 自主検査等の独立性を確保する。 この場合、 対象となる原子炉施設を所管する部門とは異なる部門に属する要員とすることその他の方法により、中立性及び信頼性が損なわれないようにする(自主検査等においては必要に応じるものとする。) 。	(5) 組織は、 保安活動の重要度に応じて 、 使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。) を確保する。	・保安規定第3条では、「使用前事業者検査等」と「自主検査等」の独立性を統合して記載した。 ・保安規定第3条では、「(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)」と「この場合、対象となる原子炉施設を所管する部門とは異なる部門に属する要員とすることその他の方法により、中立性及び信頼性が損なわれないようにする」を同義として記載した。	(5) 保安活動の重要度に応じて、 使用前事業者検査等 及び 自主検査等の独立性を確保する。 この場合、 対象となる原子炉施設を所管する部門とは異なる部門に属する要員とすることその他の方法により、中立性及び信頼性が損なわれないようにする(自主検査等においては必要に応じるものとする。) 。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
		前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。				
369.	6 前項の規定は、自主検査等について、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。			(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。	・保安規定第3条では、「使用前事業者検査等」と「自主検査等」の独立性を統合して記載した。(No368の差異説明を参照)	
370.	(不適合の管理)	(不適合の管理)	8.3 不適合管理	8.3 不適合の管理	・保安規定第3条では、「不適合の管理」と「不適合管理」は同義と考え現状の記載を継承した。	8.3 不適合管理
371.	第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。	1 第1項に規定する「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。	(1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。	(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。	・保安規定第3条では、「個別業務」と「業務」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「機器等」と「原子炉施設」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「識別し」と「特定し」は同義と考え現状の記載を継承した。	(1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。
372.	2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。	2 第2項に規定する「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。	(2) 不適合の処理に関する管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）並びにそれに関連する責任及び権限を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。	(2) 組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。	・表現上の違いであり、同義と考え、現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条においては、具体的な規程・マニュアル名称を記載している。 ・保安規定第3条においては、品管規則の解釈（青色マーキング箇所）を反映している。	(2) 不適合の処理に関する管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）並びにそれに関連する責任及び権限を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。
373.	3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。		(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。	(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	・保安規定第3条では、「組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、」と「該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、」は同義と考え現状の記載を継承した。	(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。
374.	一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。	a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずる。	・保安規定第3条では、「発見された～措置を講ずる」と「検出された～処置をとる」は同義と考え現状の記載を継承した。	a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。
375.	二 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)		b) 当該の権限をもつ者が、原子力安全に及ぼす影響を評価した上で、特別採用によって、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う。	b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う(以下「特別採用」という。)	・保安規定第3条には、「あらかじめ定められた手順により～評価」と「当該の権限をもつ者が～評価」は同義と考え現状の記載を継承した。	b) 当該の権限をもつ者が、原子力安全に及ぼす影響を評価した上で、特別採用によって、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う。
376.	三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置(廃棄を含む。)をとる。	c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。	・保安規定第3条では、「機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる」と「本来の意図された使用又は適用ができないような処置(廃棄を含む。)をとる」は同義と考え現状の記載を継承した。	c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置(廃棄を含む。)をとる。
377.	四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。	d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずる。	・設置許可本文十一号の「機器等の使用」は「業務の実施」として表わされるため、保安規定第3条では、「機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、」と「外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、」は同義と考え現状の記載を継承し	d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
					た。	
378.	4 原子力事業者等は, 不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し, これを管理しなければならない。		(5) 不適合の性質の記録, 及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する(4.2.4参照)。	(4) 組織は, 不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し, これを管理する。	・保安規定第3条では, 「組織は, 不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し, これを管理する」と「不適合の性質の記録, 及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・「…(に係る)記録を作成し, これを管理する。」については, No146の差異説明を参照。	(5) 不適合の性質の記録, 及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する(4.2.4参照)。
379.	5 原子力事業者等は, 第三項第一号の措置を講じた場合においては, 個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行わなければならない。		(4) 不適合に修正を施した場合には, 要求事項への適合を実証するための検証を行う。	(5) 組織は, (3)a)の措置を講じた場合においては, 個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	・設置許可本文十一号の「(3)a)の措置を講じた場合」とは「発見された不適合を除去するための措置」で, 保安規定第3条では「不適合に修正を施した場合」と記載している。 ・「修正」とは, JISQ9000:2015では「検出された不適合を除去するための処置」と定義され, 「不適合の除去」を意味し, 現状の記載を継承した。	(4) 不適合に修正を施した場合には, 要求事項への適合を実証するための検証を行う。
380.			(6) 組織は, 原子炉施設の保安の向上を図る観点から, 「トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基準に従い, 不適合の内容をニューシアへ登録することにより, 情報の公開を行う。		・本項については, 設置許可本文十一号に記載されていないが, マネジメントシステムに必要と判断し追加した。	(6) 組織は, 原子炉施設の保安の向上を図る観点から, 「トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基準に従い, 不適合の内容をニューシアへ登録することにより, 情報の公開を行う。
381.	(データの分析及び評価)	(データの分析及び評価)	8.4 データの分析及び評価	8.4 データの分析及び評価		8.4 データの分析及び評価
382.	第五十条 原子力事業者等は, 品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため, 及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために, 適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし, 収集し, 及び分析しなければならない。	1 第1項に規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には, 品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果, 課題や問題が確認されたプロセスを抽出し, 当該プロセスの改良, 変更等を行い, 品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。	(1) 組織は, 品質マネジメントシステムの実効性及び実効性を実証するため, また, 品質マネジメントシステムの実効性の継続的な改善(品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果, 課題や問題が確認されたプロセスを抽出し, 当該プロセスの改良, 変更等を行い, 実効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために, 「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき, 適切なデータを明確にし, それらのデータを収集し, 分析する。この中には, 監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。	(1) 組織は, 品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため, 及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために, 適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし, 収集し, 及び分析する。	・保安規定第3条では, 「品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため, 及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために, 」と「品質マネジメントシステムの実効性及び実効性を実証するため, また, 品質マネジメントシステムの実効性の継続的な改善の必要性を評価するために, 」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条においては, 品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映している。 ・保安規定第3条においては, 具体的な規程・マニュアル名称を記載するとともに, 規程・マニュアルに基づくことを記載している。	(1) 組織は, 品質マネジメントシステムの実効性及び実効性を実証するため, また, 品質マネジメントシステムの実効性の継続的な改善(品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果, 課題や問題が確認されたプロセスを抽出し, 当該プロセスの改良, 変更等を行い, 実効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために, 「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき, 適切なデータを明確にし, それらのデータを収集し, 分析する。この中には, 監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。
383.	2 原子力事業者等は, 前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い, 次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。		(2) データの分析及びこれに基づく評価によって, 次の事項に関連する情報を提供する。	(2) 組織は, (1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い, 次に掲げる事項に係る情報を得る。	・設置許可本文十一号の「(1)のデータの分析」に対応して, 保安規定第3条では「データの分析」と記載している。これは, 8.4(1)のデータ分析の内容を(2)で示しており, 8.4(1)であることが自明であるため, 同義と考えている。	(2) データの分析及びこれに基づく評価によって, 次の事項に関連する情報を提供する。
384.	一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見		a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめの傾向及び特徴その他分析により得られる知見(8.2.1参照)	a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	・保安規定第3条では, 「組織の外部の者からの意見」と「原子力安全の達成に関する外部の受けとめ」は同義と考え現状の記載を継承した。	a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめの傾向及び特徴その他分析により得られる知見(8.2.1参照)
385.	二 個別業務等要求事項への適合性		b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性(8.2.3及び8.2.4参照)	b) 個別業務等要求事項への適合性	・保安規定第3条では, 「個別業務等」と「業務・原子炉施設」は同義と考え現状の記載を継承した。	b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性(8.2.3及び8.2.4参照)
386.	三 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒)	2 第2項第3号に規定する「是正処置を行う端緒」とは, 不適合	c) 是正処置を行う端緒となるものを含む, プロセス及び原子炉施設の特性及び	c) 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む)	・保安規定第3条では, 「機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う	c) 是正処置を行う端緒となるものを含む, プロセス及び原子炉施設の特性及び

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
	となるものを含む。)	には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。	傾向 (8.2.3 及び 8.2.4 参照)	む。)	端緒となるものを含む。)」と「是正処置を行う端緒となるものを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向(8.2.3 及び 8.2.4 参照)」は同義と考え現状の記載を継承した。	傾向 (8.2.3 及び 8.2.4 参照)
387.	四 調達物品等の供給者の供給能力		d) 供給者の能力 (7.4 参照)	d) 調達物品等の供給者の供給能力	・保安規定第3条では、「調達物品等の供給者の供給能力」と「供給者の能力」は同義と考え現状の記載を継承した。	d) 供給者の能力 (7.4 参照)
388.			8.5 改善	8.5 改善		8.5 改善
389.	(継続的な改善)	(継続的な改善)	8.5.1 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善		8.5.1 継続的な改善
390.	第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。	1 第51条に規定する「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。	組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるために必要な変更を行い、継続的に改善する。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。	・保安規定第3条では、「組織は～講じる」と「組織は～改善する」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・8.2.2項の表題が「内部監査」のため、設置許可本文十一号の「内部監査」は、保安規定第3条では「監査」としている。 ・保安規定第3条においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映している。	組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるために必要な変更を行い、継続的に改善する。
391.	(是正処置等)	(是正処置等)	8.5.2 是正処置等	8.5.2 是正処置等		8.5.2 是正処置等
392.	第五十二条 原子力事業者等は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じなければならない。		(1) 組織は、不適合その他の事象の再発防止のため、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、速やかに原因を除去する処置をとる。 (2) 是正処置は、検出された不適合その他の事象の原子力安全に及ぼす影響に応じたものとし、次に定めるところにより速やかに実施する。	(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	・保安規定第3条では、「組織は～講じる」と「組織は～実施する」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条においては、具体的な規程・マニュアル名称を記載するとともに、規程・マニュアルに基づくことを記載している。	(1) 組織は、不適合その他の事象の再発防止のため、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、速やかに原因を除去する処置をとる。 (2) 是正処置は、検出された不適合その他の事象の原子力安全に及ぼす影響に応じたものとし、次に定めるところにより速やかに実施する。
393.	一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。		a) 是正処置の必要性を、次に定めるところにより評価する。	a) 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行う。	・保安規定第3条では、「是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行う」と「是正処置の必要性を、次に定めるところにより評価する」は同義と考え現状の記載を継承した。	a) 是正処置の必要性を、次に定めるところにより評価する。
394.	イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	1 第1項第1号イに規定する「不適合その他の事象の分析」には、次の事項を含む。 ・情報の収集及び整理 ・技術的、人的及び組織的側面等の考慮 2 第1項第1号イに規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。	i. 不適合その他の事象のレビュー及び分析。これには以下の事項を含める。 ①情報の収集、整理 ②技術的、人的及び組織的側面等の考慮 ii. 当該不適合の原因の特定。これには、必要に応じて以下の事項を含める。 ①日常業務のマネジメント ②安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係の整理	(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	・保安規定第3条では、「不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化」と「不適合その他の事象のレビュー及び分析」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「不適合の原因の明確化」と「不適合の原因の特定。」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映している。	i. 不適合その他の事象のレビュー及び分析。これには以下の事項を含める。 ①情報の収集、整理 ②技術的、人的及び組織的側面等の考慮 ii. 当該不適合の原因の特定。これには、必要に応じて以下の事項を含める。 ①日常業務のマネジメント ②安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係の整理
395.	ロ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化		iii. 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化。	(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化		iii. 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化。
396.	二 必要な是正処置を明確にし、実施すること。		b) 必要な処置を決定し実施する。	b) 必要な是正処置を明確にし、実施する。	・保安規定第3条では、「必要な是正処置を明確にし、実施する」と「必要な処置を決定し実施する」は同義と考え現状の記載を継承した。	b) 必要な処置を決定し実施する。
397.	三 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		c) とったすべての是正処置の実効性をレビューする。	c) 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。	・保安規定第3条においては、「評価」と「レビュー」は同義と考え、現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う」と「と	c) とったすべての是正処置の実効性をレビューする。

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
					ったすべての是正処置の実効性をレビューする」は同義と考え現状の記載を継承した。	
398.	四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。		d) 必要な場合には、計画策定段階で決定した業務・原子炉施設に係る 改善のため にとつた措置(5.6.2 m)と同じ。)を変更する。	d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の 改善のために講じた措置を変更する。	・保安規定第3条では、「必要に応じ、計画において決定した保安活動の」と「必要な場合には、計画策定段階で決定した業務・原子炉施設に係る」は同義と考え現状の記載を継承した。	d) 必要な場合には、計画策定段階で決定した業務・原子炉施設に係る改善のためにとつた措置(5.6.2 m)と同じ。)を変更する。
399.	五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。		e) 必要な場合には、 品質マネジメントシステムを変更する。	e) 必要に応じ、 品質マネジメントシステムを変更する。	・保安規定第3条では、「必要に応じ、」と「必要な場合には、」は同義と考え現状の記載を継承した。	e) 必要な場合には、品質マネジメントシステムを変更する。
400.	六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。	3 第1項第6号に規定する「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、 単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。	f) 原子力安全に対する影響が大きい不適合(単独の事象では影響が小さくても、 繰り返し同様の事象が発生することにより原子力安全に及ぼす影響が増大するおそれのあるものを含む。) については、根本的な原因の分析に関する事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定し、実施する。	f) 原子力安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。	・保安規定第3条では、「原子力安全に及ぼす～実施する」と「原子力安全に対する～実施する」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映している。 ・保安規定第3条においては、具体的な規程・マニュアル名称を記載している。	f) 原子力安全に対する影響が大きい不適合(単独の事象では影響が小さくても、繰り返し同様の事象が発生することにより原子力安全に及ぼす影響が増大するおそれのあるものを含む。)については、根本的な原因の分析に関する事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定し、実施する。
401.	七 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		g) とつたすべての処置の結果を記録し、これを維持する(4.2.4参照)。	g) 講じたすべての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。	・8.5.2(2)は是正処置の実施事項を規定しており、保安規定第3条では、「講じたすべての是正処置」と「とつたすべての処置」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・「 記録を作成し、これを管理する。 」については、No146の差異説明を参照。	g) とつたすべての処置の結果を記録し、これを維持する(4.2.4参照)。
402.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(3) (1)及び(2)に示す事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。	(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。	・8.5.2(1)は是正処置のことを規定しており、保安規定第3条では、「(1)に掲げる事項」と「(1)及び(2)に示す事項」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条においては、具体的な規程・マニュアル名称を記載している。	(3) (1)及び(2)に示す事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。
403.	3 原子力事業者等は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じなければならない。	4 第3項に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、第1項の規定のうち必要なものについて実施することを用いる。	(4) 組織は、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、 複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な是正処置をとる。	(3) 組織は、手順書等に基づき、 複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。	・保安規定第3条においては、具体的な規程・マニュアル名称を記載するとともに、規程・マニュアルに基づくことを記載している。 ・保安規定第3条では、「措置を講じる」と「是正処置をとる」は同義と考え現状の記載を継承した。	(4) 組織は、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な是正処置をとる。
404.	(未然防止処置)	(未然防止処置)	8.5.3 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置		8.5.3 未然防止処置
405.	第五十三条 原子力事業者等は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じなければならない。	1 第1項に規定する「自らの組織で起こり得る不適合」には、 原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。	(1) 組織は、起こり得る不適合(他の原子炉施設及びその他の施設における不適合その他の事象が、 自らの施設で起こる可能性について分析し特定した問題を含む。) が発生することを防止するために、他の原子炉施設及びその他の施設から得られた運転経験等の知見(BWR事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。)の活用を含め、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、 適切な未然防止処置を講じる。 この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者等と共有することを含む。 (2) 未然防止処置は、 起こり得る不適合の重要性に応じたものとし、次に定めるところにより実施する。	(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で 起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。	・保安規定第3条では、「原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、…適切な未然防止処置を講じる。」と「起こり得る不適合が発生することを防止するために、他の原子炉施設及びその他の施設から得られた運転経験等の知見の活用を含め、適切な未然防止処置を講じる。」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条においては、品管規則の解釈(青色マーキング箇所)を反映している。 ・保安規定第3条においては、具体的な規程・マニュアル名称を記載するとともに、規程・マニュアルに基づくことを記載している。	(1) 組織は、起こり得る不適合(他の原子炉施設及びその他の施設における不適合その他の事象が、自らの施設で起こる可能性について分析し特定した問題を含む。)が発生することを防止するために、他の原子炉施設及びその他の施設から得られた運転経験等の知見(BWR事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。)の活用を含め、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、 適切な未然防止処置を講じる。 この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者等と共有することを含む。 (2) 未然防止処置は、 起こり得る不適合の重要性に応じたものとし、次に定めるところにより実施する。
406.	一 起こり得る不適合及びその		a) 起こり得る不適合及びその原因を調	a) 起こり得る不適合及びその原因につ	・保安規定第3条では、「その原因につ	a) 起こり得る不適合及びその原因を調

No	品質管理基準規則	品質管理基準規則解釈	保安規定第3条(案) (東京・東通)	設置許可本文十一号 (東京, 20200401 届出)	保安規定第3条(案)と 設置許可本文十一号との差異説明	(参考) 保安規定第3条 (柏崎刈羽・20200526 既認可)
	原因について調査すること。		査する。	いて調査する。	いて調査する。」と「その原因を調査する。」は同義と考え現状の記載を継承した。	査する。
407.	二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		b) 未然防止処置の必要性を評価する。	b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。	・保安規定第3条では、「未然防止処置を講ずる必要性について評価する」と「未然防止処置の必要性を評価する」は同義と考え現状の記載を継承した。	b) 未然防止処置の必要性を評価する。
408.	三 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。		c) 必要な未然防止処置を決定及び実施する。	c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。	・保安規定第3条では、「明確にし、実施する」と「決定及び実施する」は同義と考え現状の記載を継承した。	c) 必要な未然防止処置を決定及び実施する。
409.	四 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		d) とったすべての未然防止処置の実効性をレビューする。	d) 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。	・保安規定第3条では、「講じたすべての」と「とったすべての」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条では、「評価を行う」と「レビューする」は同義と考え現状の記載を継承した。	d) とったすべての未然防止処置の実効性をレビューする。
410.	五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		e) とったすべての処置の結果を記録し、これを維持する(4.2.4参照)。	e) 講じたすべての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。	・保安規定第3条では、「講じたすべての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する」と「とったすべての処置の結果を記録し、これを維持する」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・「…記録を作成し、これを管理する。」については、No146の差異説明を参照。	e) とったすべての処置の結果を記録し、これを維持する(4.2.4参照)。
411.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(3) (1)及び(2)に示す事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。	(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。	・8.5.3(2)は未然防止処置の実施事項を規定しており、保安規定第3条では、「(1)に掲げる事項」と「(1)及び(2)に示す事項」は同義と考え現状の記載を継承した。 ・保安規定第3条においては、具体的な規程・マニュアル名称を記載している。	(3) (1)及び(2)に示す事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。
412.	第七章 使用者に関する特例 (令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)	第七章 使用者に関する特例 (令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)	対象外	対象外	—	
413.	第五十四条使用者(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。以下同じ。)は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。 二 前号の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。 2 使用者は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。	1 第2項に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」については、本規程第10条1を準用する。	対象外	対象外	—	

東通原子力発電所

保安規定第3条以外と設置許可との整合性について

令和2年8月

東京電力ホールディングス株式会社

保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第1章 総則		
第1条 目的	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第2条 基本方針	○ (本文十一号)	保安規定に係る基本方針であり、基本方針の内容である「保安活動は、…適切な品質保証活動に基づき実施する。」は、本文十一号に記載されるため、保安規定記載はこれに整合している。
第2条の2 関係法令及び保安規定の遵守	○ (本文十一号)	社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて、本文十一号(5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ(6))において規定しており、保安規定記載はこれに整合している。
第2章 品質保証		
第3条 品質マネジメントシステム計画	○ (本文十一号)	本文十一号との比較により、保安規定記載の設置許可との整合性を整理している。
第3章 保安管理体制		
第4条 保安に関する組織	○ (本文十一号) (添付書類五, 八)	添付書類五, 添付書類八(14.2 保安管理体制)に記載があるが、保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。 また、本文十一号(5.5 責任, 権限及びコミュニケーション)において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第5条 保安に関する職務	○ (本文十一号) (添付書類五)	添付書類五に記載があるが、保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。 また、本文十一号(5.5 責任, 権限及びコミュニケーション, 8.2.4 機器等の検査等)において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第6条 原子力発電保安委員会	○ (添付書類五, 八)	添付書類五, 八(14.2 保安管理体制)に委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第7条 原子力発電保安運営委員会	○ (添付書類五, 八)	添付書類五, 八(14.2 保安管理体制)に委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第8条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	○ (添付書類五)	添付書類五に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	○ (添付書類五)	添付書類五に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第9条の3 主任技術者の情報交換	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第4章 運転管理		
第5章 燃料管理		
第6章 放射性廃棄物管理		
第7章 放射線管理		
第8章 施設管理		
第107条 施設管理計画	○ (添付書類八)	添付書類八(14.7 保守管理)に記載があり、保安規定においては、原子力事業者等における使用前事業者検査, 定期事業者検査, 保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図る。
第107条の2 設計管理	○ (本文十一号)	本文十一号(7.3 設計開発)に設計開発に用いる情報に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。

保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第107条の3 作業管理	-	設置許可に記載はないが、保安規定においては、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図る。
第107条の4 使用前事業者検査の実施	○ (本文十一号)	本文十一号(8.2.4 機器等の検査等)に使用前事業者検査等に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第9章 緊急時の措置		
第10章 保安教育		
第118条 所員への保安教育	○ (添付書類八)	添付書類八(14.9 教育訓練)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第11章 記録及び報告		
第120条 記録	○ (添付書類八)	添付書類八(14.10 記録及び報告)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第12章 核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めること		
第122条 核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めること	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）」第43条の3の24第1項の規定に基づき、東通原子力発電所発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>(設置許可記載なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保安規定審査基準の記載「実用炉規則第92条第1項第21号」その他必要な事項 2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。」と保安規定の記載は整合している。
<p>(基本方針) 第2条 東通原子力発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p>	<p>[本文] 十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>2. 適用範囲 品質管理に関する事項は、東通原子力発電所の保安活動に適用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保安規定に係る基本方針であり、基本方針の内容である「保安活動は、…適切な品質保証活動に基づき実施する。」は、本文十一号に記載されるため、保安規定記載はこれに整合している。
<p>(関係法令及び保安規定の遵守) 第2条の2 1. 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう、基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。 2. 原子力・立地本部長及び内部監査室長は、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにするため、「法令等の遵守に係る活動基本マニュアル」を定め、これに基づき次の事項を実施する。 (1) 第1項の基本方針に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画を年度毎に策定する。 (2) 第3項の関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。 (3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画に反映する。 3. 第4条の組織は、第2項(1)の活動計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動を実施する。</p>	<p>[本文] 十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>5. 経営責任者等の責任 5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。 (中略) (6) 関係法令を遵守することその他原子力安全を確保することの重要性を要員に周知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本文十一号（5.1 経営者の原子力安全のためのリーダーシップ(6)）において、社長の法令等を確実に遵守するための取組について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。

東通原子力発電所 原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第3章 保安管理体制 (保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>※1: 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を総称して「主任技術者」という。</p> <p>図4 発電所の保安に関する組織</p>	<p>[本文] 十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる責任及び権限を与える。 (1)プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 (2)品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告する。 (3)健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力安全の確保についての認識が向上するようにする。 (4)関係法令を遵守する。 5.5.3 管理者 (1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。 c) 個別業務の実施状況に関する評価を行う。 d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。 e) 関係法令を遵守する。 (2)管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。 a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。 b) 要員が、原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取組を積極的に行えるようにする。 c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。 d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。 e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。 (3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。 5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p>	<p>・本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東通原子力発電所 原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>[添付書類五]</p> <p>1. 設計及び運転等のための組織</p> <p>平成 21 年 11 月 1 日現在における原子力関係組織は、第 1 図に示すとおりである。これらの組織は、定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を行っている。</p> <p>東通原子力発電所の建設に当たっては、基本設計及び詳細設計の実施管理を原子力設備管理部で責任・権限を明確化して実施する。</p> <p>また、着工に合わせて建設所の組織を構築するとともに、建設の進捗に伴い工事管理部門、放射線管理部門、炉心・燃料管理部門、運転管理部門及び技術総括部門を適宜設け、責任・権限を明確化し、その業務を的確に遂行できる組織とする計画である。</p> <p>(略)</p> <p>5. 運転及び保守のための組織</p> <p>原子力発電の安全確保に係る基本事項について審議するため、本店組織として原子力発電保安委員会を設けている。</p> <p>発電所の保安管理体制は、所長、原子炉主任技術者、総務部、防災安全部、品質・安全部、技術総括部、運転管理部、保全部等をもって構成し、発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議するため原子力発電保安運営委員会を設ける計画である。</p> <p>これらの役割分担は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 37 条第 1 項の規定に基づいて定める東通原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）において明確に定める。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>14.2 保安管理体制</p> <p>原子力発電所の安全確保に係る基本的事項について審議するため、本店組織として原子力発電保安委員会を設ける。</p> <p>発電所の保安管理体制は、所長、原子炉主任技術者、総務部、防災安全部、品質・安全部、技術総括部、運転管理部、保全部をもって構成する。</p> <p>さらに、発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議するため原子力発電保安運営委員会を設ける。</p>	<p>・添付書類五に組織構成に係る記載があり、保安規定記載はこの考え方に整合している。</p> <p>・添付書類八（14.2 保安管理体制）に組織構成に係る記載があり、保安規定記載はこの考え方に整合している。</p>

東通原子力発電所 原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織から適宜報告を求め、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p> <p>(3) 内部監査室は、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、原子力人材育成センター、原子力資材調達センターの長、青森事業本部長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(5) 原子力安全・統括部は、管理責任者を補佐し、原子力・立地本部における安全・品質の管理及び要員の計画、管理に関する業務を行う（自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。）。</p> <p>(6) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び施設管理に関する業務（原子力設備管理部所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(7) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う（自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。）。</p> <p>(8) 原子力人材育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</p> <p>(9) 原子力資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(10) 青森事業本部長は、原子力・立地本部長を補佐し、所長が行う建設に関する業務を統括するとともに、東通原子力発電所建設プロジェクトのエンジニアリング業務を統括管理する。</p> <p>(11) 東通建設プロジェクト統括室は、東通原子力発電所建設における工事の計画及び設計管理に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、青森事業本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(2) 所長付は、変更管理の体系及びリスク管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(3) 防災安全・品質グループは、品質保証体系の総括、不適合情報、運転経験情報等の分析・評価・活用に関する業務を行う。</p>	<p>[本文]</p> <p>十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる責任及び権限を与える。</p> <p>(1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告する。</p> <p>(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力安全の確保についての認識が向上するようにする。</p> <p>(4) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。</p> <p>b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。</p> <p>c) 個別業務の実施状況に関する評価を行う。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p>	<p>・本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション、8.2.4 機器等の検査等）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東通原子力発電所 原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(4) 総務グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(5) 経理資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p>(6) 検査グループは、事業者検査の総括に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) タービン・ラドウェストグループは、原子炉施設のうちタービン設備及び廃棄物処理設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 電気・計装グループは、原子炉施設のうち電気設備及び計測制御設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 土木設備グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 港湾・土木調査グループは、原子炉施設のうち港湾設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 発電所各グループは、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本社各部長（青森事業本部長，原子力人財育成センター所長及び原子力資材調達センター所長を含む。）は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループ等の業務を統括管理する。</p> <p>(2) 各グループマネージャー（以下「各GM」といい、グループマネージャー相当の職位及び東通建設プロジェクト統括室長を含む。）は、グループ員（所長付要員及び東通建設プロジェクト統括室員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育並びに及び記録及び報告を行う。</p> <p>(3) グループ員（所長付要員及び東通建設プロジェクト統括室員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等 （中略）</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>[添付書類五]</p> <p>5. 運転及び保守のための組織 原子力発電の安全確保に係る基本事項について審議するため、本店組織として原子力発電保安委員会を設けている。 発電所の保安管理体制は、所長，原子炉主任技術者，総務部，防災安全部，品質・安全部，技術総括部，運転管理部，保全部等をもって構成し、発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議するため原子力発電保安運営委員会を設ける計画である。 これらの役割分担は、「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第1項の規定に基づいて定める東通原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）において明確に定める。</p>	<p>・添付書類五（5.運転及び保守のための組織）に役割分担は保安規定において明確に定める旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東通原子力発電所 原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(原子力発電保安委員会) 第6条</p> <p>1. 本社に原子力発電保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ保安委員会にて定めた事項は、原子力発電保安運営委員会にて審議し、確認する。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更</p> <p>(2) 保安規定の変更</p> <p>(3) 保安教育に関する事項</p> <p>(4) その他保安委員会で定めた審議事項</p> <p>3. 原子力・立地本部長を委員長とする。</p> <p>4. 保安委員会は、委員長、原子力安全・統括部長、原子力運営管理部長、原子力設備管理部長、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。なお、委員には原子炉主任技術者免状を有する者を含める。</p> <p>5. 委員長は、保安上重要な審議結果について、定期的に社長に報告する。</p>	<p>[添付書類五]</p> <p>5. 運転及び保守のための組織</p> <p>原子力発電の安全確保に係る基本事項について審議するため、本店組織として原子力発電保安委員会を設けている。</p> <p>発電所の保安管理体制は、所長、原子炉主任技術者、総務部、防災安全部、品質・安全部、技術総括部、運転管理部、保全部等をもって構成し、発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議するため原子力発電保安運営委員会を設ける計画である。</p> <p>これらの役割分担は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第1項の規定に基づいて定める東通原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）において明確に定める。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>14.2 保安管理体制</p> <p>原子力発電所の安全確保に係る基本事項について審議するため、本店組織として原子力発電保安委員会を設ける。</p> <p>発電所の保安管理体制は、所長、原子炉主任技術者、総務部、防災安全部、品質・安全部、技術総括部、運転管理部、保全部をもって構成する。</p> <p>さらに、発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議するため原子力発電保安運営委員会を設ける。</p>	<p>・添付書類五（5. 運転及び保守のための組織）に原子力発電保安委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付書類八（14.2 保安管理体制）に原子力発電保安委員会を設ける旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>
<p>(原子力発電保安運営委員会) 第7条</p> <p>1. 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 保安管理体制に関する事項</p> <p>(2) 施設管理に関する事項</p> <p>(3) 原子炉施設の改造に関する事項</p> <p>(4) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。なお、委員には原子炉主任技術者免状を有する者を含める。</p>	<p>[添付書類五]</p> <p>5. 運転及び保守のための組織</p> <p>原子力発電の安全確保に係る基本事項について審議するため、本店組織として原子力発電保安委員会を設けている。</p> <p>発電所の保安管理体制は、所長、原子炉主任技術者、総務部、防災安全部、品質・安全部、技術総括部、運転管理部、保全部等をもって構成し、発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議するため原子力発電保安運営委員会を設ける計画である。</p> <p>これらの役割分担は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第1項の規定に基づいて定める東通原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）において明確に定める。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>14.2 保安管理体制</p> <p>原子力発電所の安全確保に係る基本事項について審議するため、本店組織として原子力発電保安委員会を設ける。</p> <p>発電所の保安管理体制は、所長、原子炉主任技術者、総務部、防災安全部、品質・安全部、技術総括部、運転管理部、保全部をもって構成する。</p> <p>さらに、発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議するため原子力発電保安運営委員会を設ける。</p>	<p>・添付書類五（5. 運転及び保守のための組織）に原子力発電保安運営委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付書類八（14.2 保安管理体制）に原子力発電保安運営委員会を設ける旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東通原子力発電所 原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任) 第8条の2</p> <p>1. 原子力・立地本部長は、電気主任技術者を、第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ボイラー・タービン主任技術者を、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。</p> <p>2. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、特別管理職とし、それぞれ業務に直接係らない者とする。なお、該当者がいない場合は、これに準じる者とする。</p> <p>3. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の代行者は、特別管理職とする。なお、該当者がいない場合は、これに準じる者とする。</p> <p>4. 電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は、それぞれの代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項及び第2項に基づき、改めて電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者を選任する。</p>	<p>[添付書類五]</p> <p>2. 設計及び工事に係る技術者の確保 (2) 有資格者数</p> <p>平成21年11月1日現在における原子力・立地本部在籍技術者中、原子炉主任技術者の有資格者が93名、放射線取扱主任者(第1種)の有資格者が225名、電気主任技術者(第1種)の有資格者が20名及びボイラー・タービン主任技術者(第1種)の有資格者が50名である。</p> <p>今後とも設計及び工事を適切に行い安全の確保を図るため、必要な教育及び訓練による技術者の確保と各種資格取得を奨励し、必要な有資格者数を確保していく。</p>	<p>・添付書類五に、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合性している。</p>
<p>(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等) 第9条の2</p> <p>1. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電電工作物※(原子炉施設に限る。)の工事、維持及び運用に関する保安(以下「電気工作物の保安」という。)の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の保安のための諸計画立案にあたっては、必要に応じて電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し指示又は指導・助言する。</p> <p>(2) 電気工作物の保安上必要な場合には、電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者へ指示又は指導・助言する。</p> <p>(3) 使用前事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従って検査の指導及び監督を行う。</p> <p>(4) 法令に基づき行われる立入検査に立会う。</p> <p>(5) あらかじめ定められた点検すべき記録について、確認を行う。</p> <p>(6) 運営委員会に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が少なくともそれぞれ1名が必ず出席する。</p> <p>(7) その他、電気工作物の保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者とその保安のためにする指示に従う。</p> <p>※:原子力発電電工作物とは、電気事業法第38条に定める事業用電気工作物のうち、電気事業法第106条に定める原子力を原動力とする発電用の電気工作物をいう。</p>	<p>[添付書類五]</p> <p>2. 設計及び工事に係る技術者の確保 (2) 有資格者数</p> <p>平成21年11月1日現在における原子力・立地本部在籍技術者中、原子炉主任技術者の有資格者が93名、放射線取扱主任者(第1種)の有資格者が225名、電気主任技術者(第1種)の有資格者が20名及びボイラー・タービン主任技術者(第1種)の有資格者が50名である。</p> <p>今後とも設計及び工事を適切に行い安全の確保を図るため、必要な教育及び訓練による技術者の確保と各種資格取得を奨励し、必要な有資格者数を確保していく。</p>	<p>・添付書類五に、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合性している。</p>

東通原子力発電所 原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(主任技術者の情報交換) 第9条の3 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、意思疎通を図るため、定期的に及び必要に応じて相互の職務について情報交換する。</p>	<p>(設置許可記載なし)</p>	<p>・保安規定審査基準の記載 「<u>実用炉規則第9.2条第1項第4号、第5号、第6号</u> 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等 5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。」と保安規定の記載は整合している。</p>
<p>第4章 運転管理</p>		
<p>第5章 燃料管理</p>		
<p>第6章 放射性廃棄物管理</p>		
<p>第7章 放射線管理</p>		
<p>第8章 施設管理</p>		
<p>(施設管理計画) 第107条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【施設管理計画】</p> <p>1. 用語の定義 保全：プラントの運転に関わる設備の機能を確認、維持又は向上させる活動。原子炉施設の安全確保を前提に、電力の供給信頼性を維持するとの観点から設備の重要さ度合いに応じて、効率性、経済性を考慮しながら行われるもので、設計、点検、巡視、工事を含む。 工事：補修、取替え及び改造の総称であり、建設、使用前点検を含む。 作業管理：保全のうち設計を除く点検、巡視、工事等のための作業の管理。</p> <p>2. 施設管理の実施方針及び施設管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12. の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.2参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。 (2) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、12. の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.2参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p>	<p>[添付書類八] 14. 運転保守 14.7 保守管理 原子炉施設の保守は、保安規定に定める保守管理計画に基づき、所定の計画と適切な手順に従って、原子炉施設の安全の確保を妨げることがないように行う。</p>	<p>・添付書類八(14.7 保守管理)に、施設管理(保守管理)に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。(設置許可には保安規定に定める事項を遵守することを記載している。)</p>

東通原子力発電所 原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>3. 保全プログラムの策定 組織は、2. の施設管理目標を達成するため4. より 11. からなる保全プログラムを策定する。また、12. の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.2 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、原子炉施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (3) 原子炉設置（変更）許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管又は設置要求があり、許可又は認可を得た設備 (4) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 (5) その他自ら定める設備</p> <p>5. 施設管理の重要度の設定 組織は、4. の保全対象範囲について、系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として設計及び工事に用いる重要度を設定する。 (1) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。 (2) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために施設管理目標の中で保全活動管理指標を設定する。 (2) 組織は、保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 (3) 組織は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 (4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>7. 保全計画の策定 (1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 a) 設計及び工事の計画（7.1 参照） b) 特別な保全計画（7.2 参照）</p>		

東通原子力発電所 原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験 b) 使用環境及び設置環境 c) 劣化、故障モード d) 機器の構造等の設計的知見 e) 科学的知見 <p>7.1 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器及び構造物の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※1}の可否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 組織は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査^{※2}並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 事業者検査及び試験等の具体的方法 b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準 c) 事業者検査及び試験等の実施時期 <p>※1：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）及び第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）、並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</p> <p>※2：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第107条の4による使用前事業者検査をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>7.2 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合など工事期間において一部の設備を長期に使用する場合は、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状況に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 点検の具体的方法 		

東通原子力発電所 原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 点検の実施時期</p> <p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7. で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、第 107 条の 2 による設計管理及び第 107 条の 3 による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 組織は、保全の結果について記録する。</p> <p>9. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※3}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期[※]までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※3：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a) 及び b) の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a) 及び b) に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a) 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 組織は、(1)及び(2)の活動を第 3 条に基づき実施する。</p> <p>11. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p>		

東通原子力発電所 原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>a) 保全活動管理指標の監視結果 b) 保全データの推移 c) トラブルなど運転経験 d) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ e) リスク情報、科学的知見 (2) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>12. 施設管理の有効性評価 (1) 組織は、11. の保全の有効性評価の結果及び2. の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>13. 構成管理 組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 (1) 設計要件（第3条7.2.1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第107条の2の設計に対する要求事項をいう。） (2) 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報」をいう。） (3) 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</p> <p>14. 情報共有 組織は、保全を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>		
<p>(設計管理) 第107条の2 1. 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更該当するかどうかを判断する。 2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。 (1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項 (2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定及び原子炉設置(変更)許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理及び第107条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>[本文] 十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 7.個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 7.3 設計開発 7.3.2 設計開発に用いる情報 (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 a) 機能及び性能に係る要求事項 b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの c) 関係法令 d) その他設計開発に必要な要求事項</p>	<p>・本文十一号（7.3 設計開発）に、設計開発に用いる情報について記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東通原子力発電所 原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(作業管理) 第107条の3 1. 組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。 2. 組織は、原子炉施設の点検及び設置又は変更の工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取 (3) 作業工程の管理 (4) 供用開始までの作業対象設備の管理</p>	<p>(設置許可記載なし)</p>	<p>・保安規定審査基準の記載 「<u>実用炉規則第92条第1項第18号</u>」発電用原子炉施設の施設管理 1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号—7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。」と保安規定の記載は整合している。</p>
<p>(使用前事業者検査の実施) 第107条の4 1. 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。 2. 検査GMは、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を検査実施GMとして指名する。 3. 検査実施GMは、自ら検査実施責任者となるか、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。 4. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書*を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。 a) 設工認に従って行われたものであること。 b) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。 (4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a)及びb)の基準に適合することを最終判断する。 ※: 検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 a) 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法設工認に従って行われたものであること。</p>	<p>[本文] 十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 8.評価及び改善 8.2 監視及び測定 8.2.4 機器等の検査等 (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 (2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。 (3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。 (4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。 (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。 (6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性(自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。</p>	<p>・本文十一号(8.2.4 機器等の検査等)に、使用前事業者検査等について記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東通原子力発電所 原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>b) 機能及び性能を確認するために十分な方法 c) その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>5. 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。 (1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。 (2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。 (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>6. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>7. 各GMは、第4項及び第5項に係る事項について、次の各号を実施する。 (1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 (2) 検査に係る記録の管理を行う。 (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>		
<p>第9章 緊急時の措置</p>		
<p>第10章 保安教育</p>		
<p>(所員への保安教育)</p> <p>第118条 原子炉施設の管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「保安教育マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。 (1) 原子力人財育成センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表118の実施方針に基づいて作成し、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者及び所長の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。 (2) 原子力人財育成センター所長は、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、第6条第2項に基づき保安委員会の確認を得る。 (3) 各GMは、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。原子力人財育成センター所長は、年度毎に実施結果を電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、所長及び原子力・立地本部長へ報告する。 ただし、各GMが、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<p>[添付書類八] 14.運転保守 14.9 教育訓練 所員に対して原子炉施設の保安及び放射線防護に関する教育並びに緊急事態に対処するための総合的な実施訓練を定期的及び必要に応じて計画し実施する。</p>	<p>・添付書類八（14.9 教育訓練）に、基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東通原子力発電所 原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文					設置許可記載		設置許可との整合性説明
(4) 原子力人材育成センター所長は、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。							
表 1 1 8 所員への保安教育実施方針							
保安教育の内容					対象者及び教育時間 ^{※2}		
大分類	中分類 (実用炉規則 第92条の内 容)	小分類 (項目)	内容	実施時期	技術系所員	事務系所員	
入所時に 実施する 教育 ^{※1}	関係法令 及び保安 規定の遵 守に関す ること	原子炉 等規制 法	原子炉等規制法に関連する 法令の概要、並びに関係法令 及び保安規定の遵守に関す ること	入所時 (新規配属 時)	◎ (1.0 時間 以上)	◎ (1.0 時間 以上)	
		原子炉施 設の構造、 性能に関 すること	原子炉のしくみ		◎ (0.5 時間 以上)	◎ (0.5 時間 以上)	
	設 備 概 要、主要 系 統 の 機能	原子炉容器等主要機器の構 造に関する事 原子炉冷却系統等主要系統 の機能・性能に関する事	○ (0.5 時間 以上)		×		
保安教育の内容					対象者及び教育時間 ^{※2}		
大分類	中分類 (実用炉規則 第92条の内 容)	小分類 (項目)	内容	実施時期	技術系所員	事務系所員	
その他反 復教育	関係法令 及び保安 規定の遵 守に関す ること	原子炉 施設保 安規定	保安規定（総則、品質保証、 体制及び評価、保安教育、記 録）の概要、並びに関係法令 及び保安規定の遵守に関す ること	1 回/ 10 年毎以 上	○ (1.0 時間 以上)	○ (1.0 時間 以上)	
		原子炉施 設の運 転 に 関 する こと	施設管理		施設管理計画に関する事	○ (1.0 時間 以上)	×
※1：各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。							
※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。							
◎：全員が教育の対象（関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり）							
○：業務に関連する者が教育の対象（関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり）							
×：教育の対象外							
()：合計の教育時間							

東通原子力発電所 原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文			設置許可記載	設置許可との整合性説明
第11章 記録及び報告 (記録) 第120条 1. 組織は、表120-1、表120-3及び表120-4に定める保安に関する記録を適正に作成(表120-1の1.の記録を除く。)し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 2. 各GMは、表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 表120-1			[添付書類八] 14.運転保守 14.10 記録及び報告 原子炉施設の保安管理上必要な記録を作成し、保存するとともに、報告すべき事項について定め、必要な機関に報告を行う。	・添付書類八(14.10 記録及び報告)に、記録に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間		
1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間		
2. 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間		
3. 保全の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間		
4. 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間		
5. 保全の不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理、是正処置及び未然防止処置を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間		
6. 保全の有効性評価、施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間		
7. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間		
8. 保安教育の実施日時、項目及び受け手の氏名	実施の都度	3年間		
※1: 記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く (以下、略)				
第12章 核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めること (核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めること) 第122条 核燃料物質を原子炉に装荷する前までに、表122の保安規定目次に示す事項について、同表に設定した時期までにその条文を定める。また、本規定の条文についても、核燃料物質を原子炉に装荷する前までに必要な変更を行う。 表122*			(設置許可記載なし)	・保安規定審査基準の記載「実用炉規則第92条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めことが困難であり、かつ、それらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場若しくは事業所に搬入又

東通原子力発電所 原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文			設置許可記載	設置許可との整合性説明
保安規定目次	核燃料物質を発電所に搬入する前まで	核燃料物質を原子炉に装荷する前まで		は原子炉に装荷するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、それらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにそれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。」と保安規定記載は整合している。
第1章 <総則>				
第1条 目的	○	○		
第2条 基本方針	○	○		
第2条の2 関係法令及び保安規定の遵守	○	○		
第2章 <品質保証>				
第3条 品質マネジメントシステム計画	○	○		
第3章 <保安管理体制>				
第4条 保安に関する組織	○	○		
第5条 保安に関する職務	○	○		
第6条 原子力発電保安委員会	○	○		
第7条 原子力発電保安運営委員会	○	○		
第8条 原子炉主任技術者の選任	○	○		
第8条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	○	○		
第9条 原子炉主任技術者の職務等	○	○		
第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	○	○		
第9条の3 主任技術者の情報交換	○	○		
第4章 <運転管理>				
第11条 構成及び定義		○		
第11条の2 原子炉の運転期間		○		
第12条 原子炉の運転員等の確保		○		
第12条の2 運転管理業務		○		
第13条 巡視点検		○		
第14条 マニュアルの作成		○		
第15条 引継		○		
第16条 原子炉起動前の確認事項		○		
第17条 火災発生時の体制の整備	○	○		
第17条の2 内部溢水発生時の体制の整備	○	○		
第17条の3 火山影響等発生時の体制の整備		○		
第17条の4 その他自然災害発生時等の体制の整備	○	○		
第17条の5 有毒ガス発生時の体制の整備	○	○		
第17条の6 資機材等の整備	⊖	○		
第17条の7 重大事故等発生時の体制の整備		○		
第17条の8 大規模損壊発生時の体制の整備		○		
第17条の9 電源機能等喪失時の体制の整備		⊖		

東通原子力発電所 原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文				設置許可記載	設置許可との整合性説明
第2節 運転上 の留意 事項	第18条 水質管理		○		
	第18条の2 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁管理		○		
第3節 運転上 の制限	第19条 停止余裕		○		
	第20条 反応度監視		○		
	第21条 制御棒の動作確認		○		
	第22条 制御棒のスクラム機能		○		
	第23条 制御棒の操作		○		
	第24条 ほう酸水注入系		○		
	第25条 原子炉熱的制限値		○		
	第26条 原子炉熱出力及び炉心流量		○		
	第27条 計測及び制御設備		○		
	第28条 原子炉再循環ポンプ		○		
	第30条 主蒸気逃がし安全弁		○		
	第31条 格納容器内の原子炉冷却材漏えい率		○		
	第32条 非常用炉心冷却系等の系統圧力監視		○		
	第33条 原子炉冷却材中のよう素131濃度		○		
	第34条 原子炉停止時冷却系その1		○		
	第35条 原子炉停止時冷却系その2		○		
	第36条 原子炉停止時冷却系その3		○		
	第37条 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率		○		
	第38条 原子炉圧力		○		
	第39条 非常用炉心冷却系その1		○		
	第40条 非常用炉心冷却系その2		○		
	第42条 主蒸気隔離弁		○		
	第43条 格納容器及び原子炉格納容器隔離弁		○		
	第44条 サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁		○		
	第45条 サプレッションプール平均水温		○		
	第46条 サプレッションプールの水位		○		
	第47条 可燃性ガス濃度制御系		○		
	第48条 格納容器内の酸素濃度		○		
	第49条 原子炉建屋		○		
	第50条 原子炉建屋給排気隔離弁		○		
第51条 非常用ガス処理系		○			
第52条 原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系		○			
第53条 非常用ディーゼル発電設備冷却系		○			
第55条 使用済燃料貯蔵プールの水位及び水温		○			

東通原子力発電所 原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文				設置許可記載	設置許可との整合性説明
	第56条 燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位		○		
	第57条 中央制御室非常用換気空調系		○		
	第58条 外部電源		○		
	第59条 非常用ディーゼル発電機その1		○		
	第60条 非常用ディーゼル発電機その2		○		
	第61条 非常用ディーゼル発電機燃料油等		○		
	第62条 直流電源その1		○		
	第63条 直流電源その2		○		
	第64条 所内電源系統その1		○		
	第65条 所内電源系統その2		○		
	第66条 重大事故等対処設備		○		
	第67条 原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き		○		
	第68条 単一制御棒駆動機構の取り外し		○		
	第69条 複数の制御棒引き抜きを伴う検査		○		
	第70条 原子炉の昇温を伴う検査		○		
	第71条 原子炉モードスイッチの切替を伴う検査		○		
	第72条 運転上の制限の確認		○		
	第73条 運転上の制限を満足しない場合		○		
	第74条 予防保全を目的とした 保全作業点検・保修 を実施する場合		○		
	第75条 運転上の制限に関する記録		○		
第4節 異常時の措置	第76条 異常発生時の基本的な対応	○	○		
	第77条 異常時の措置		○		
	第78条 異常収束後の措置		○		
第5章 <燃料管理>					
	第79条 新燃料の運搬	○	○		
	第80条 新燃料の貯蔵	○	○		
	第81条 燃料の検査		○		
	第82条 燃料の取替実施計画		○		
	第83条 燃料移動手順		○		
	第84条 燃料移動		○		
	第85条 使用済燃料の貯蔵		○		
	第86条 使用済燃料の運搬		○		
第6章 <放射性廃棄物管理>					
	第87条 放射性廃棄物管理に係る基本方針	○	○		
	第87条の2 頻度の定義	○	○		
	第88条 放射性固体廃棄物の管理	○	○		
	第88条の2 放射性廃棄物でない廃棄物の管理	○	○		
	第88条の3 事故由来放射性物質の降下物の影響確認	○	○		
	第89条 放射性液体廃棄物の管理		○		
	第90条 放射性気体廃棄物の管理		○		
	第91条 放出管理用計測器の管理		○		

東通原子力発電所 原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文			設置許可記載	設置許可との整合性説明
第7章 <放射線管理>				
	第92条 放射線管理に係る基本方針	○	○	
	第92条の2 頻度の定義	○	○	
	第93条 管理区域の設定及び解除	○	○	
	第94条 管理区域内における区域区分	○	○	
	第95条 管理区域内における特別措置	○	○	
	第96条 管理区域への出入管理	○	○	
	第97条 管理区域出入者の遵守事項	○	○	
	第98条 保全区域		○	
	第99条 周辺監視区域	○	○	
	第100条 放射線業務従事者の線量管理等	○	○	
	第101条 床、壁等の除染	○	○	
	第102条 平常時の環境放射線モニタリング	○	○	
	第102条の2 外部放射線に係る線量当量率等の測定	○	○	
	第103条 放射線計測器類の管理	○	○	
	第104条 管理区域外等への搬出及び運搬	○	○	
	第105条 発電所外への運搬	○	○	
	第106条 協力企業の放射線防護	○	○	
第8章 <施設管理>				
	第107条 施設管理計画	○	○	
	第107条の2 設計管理	○	○	
	第107条の3 作業管理	○	○	
	第107条の4 使用前事業者検査の実施	○	○	
	第107条の5 定期事業者検査の実施		○	
	第107条の6 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針		○	
第9章 <緊急時の措置>				
	第108条 原子力防災組織	○	○	
	第109条 原子力防災組織の要員	○	○	
	第109条の2 緊急作業従事者の選定	○	○	
	第110条 原子力防災資機材等	○	○	
	第111条 通報経路	○	○	
	第112条 緊急時演習	○	○	
	第113条 通報	○	○	
	第114条 原子力防災態勢の発令	○	○	
	第115条 応急措置	○	○	
	第116条 緊急時における活動	○	○	
	第116条の2 緊急作業従事者の線量管理等	○	○	
	第117条 原子力防災態勢の解除	○	○	
第10章 <保安教育>				
	第118条 所員への保安教育	○	○	
	第119条 協力企業従業員への保安教育	○	○	
第11章 <記録及び報告>				
	第120条 記録	○	○	
	第121条 報告	○	○	

東通原子力発電所 原子炉施設保安規定に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文			設置許可記載	設置許可との整合性説明
第12章 <核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めること>				
	第122条 核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めること	○		
<附則>				
	第1条 施行期日	○	○	
	第2条 営業運転を開始する前までの経過措置	○	○	
	第3条 核燃料物質を原子炉に装荷する前までの経過措置	○	○	
	第4条 核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めること	⊖	⊖	
<添付>				
	原子炉がスクラムした場合の運転操作手順		○	
	火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準	○	○	
	重大事故時等及び大規模損壊対応に係る実施基準		○	
	管理区域図	○	○	
	保全区域図		○	
※：本規定申請時点での標準的な記載であり、今後の保安規定の変更によって変わる可能性がある。				

東通原子力発電所

施設管理について

令和2年8月

東京電力ホールディングス株式会社

1. 条文の記載方針について

- ✓ 第8章「施設管理」は、設置の工事に着手する前の段階から運転段階を通じて一貫した条文とするために、運転炉の保安規定第8章「施設管理」を基準とし、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」及び「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」を満たすよう規定する。施設管理の全体イメージを別図に示す。
- ✓ ただし、原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査、その他の施設の管理（以下、「施設管理」という。）に関して講ずべき措置は、建設工事の進捗に合わせて段階的に拡充して記載することで、不必要な附則を設けず、規定する内容を明確化する。
- ✓ 今回の申請では、設置の工事（燃料搬入前）段階に実施する事項（設計管理、作業管理及び使用前事業者検査を含む。）を規定する。

2. 段階的に定める事項について

- ✓ 施設管理として段階的に定める事項について、その考え方を別表に示す。

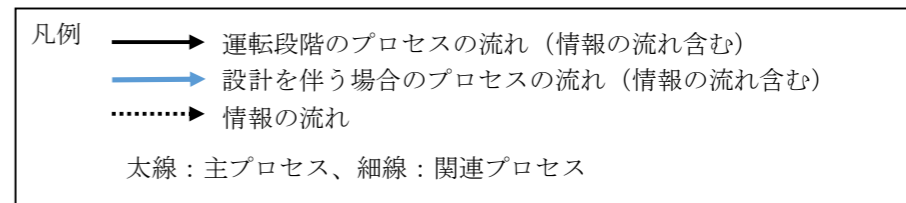
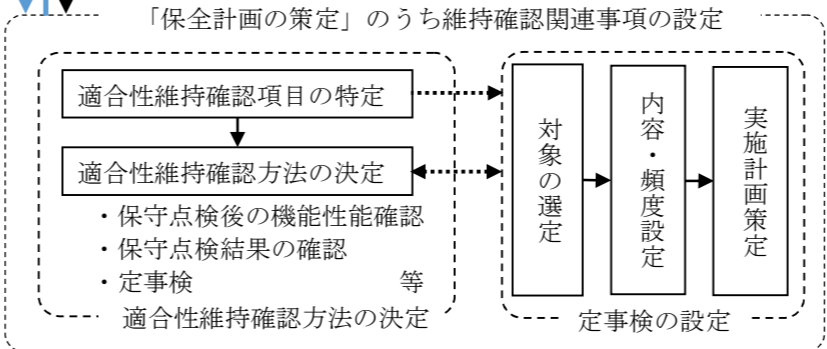
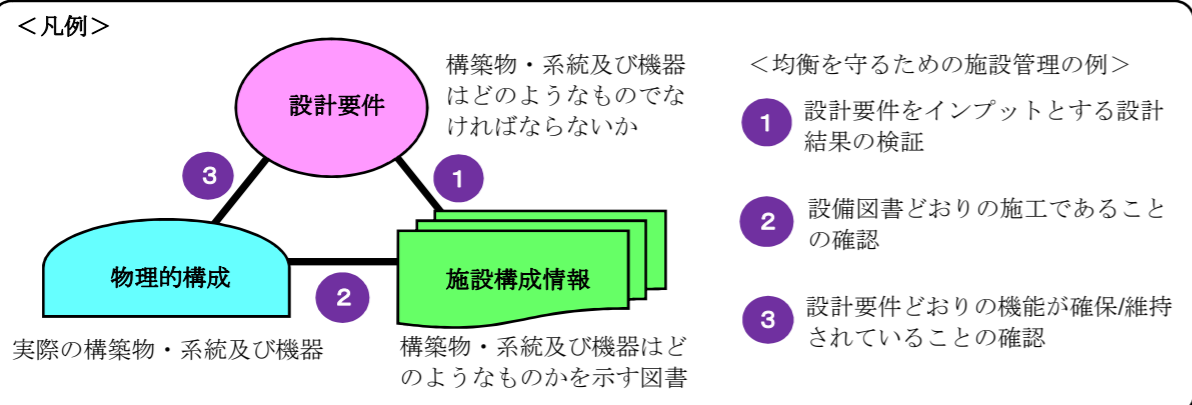
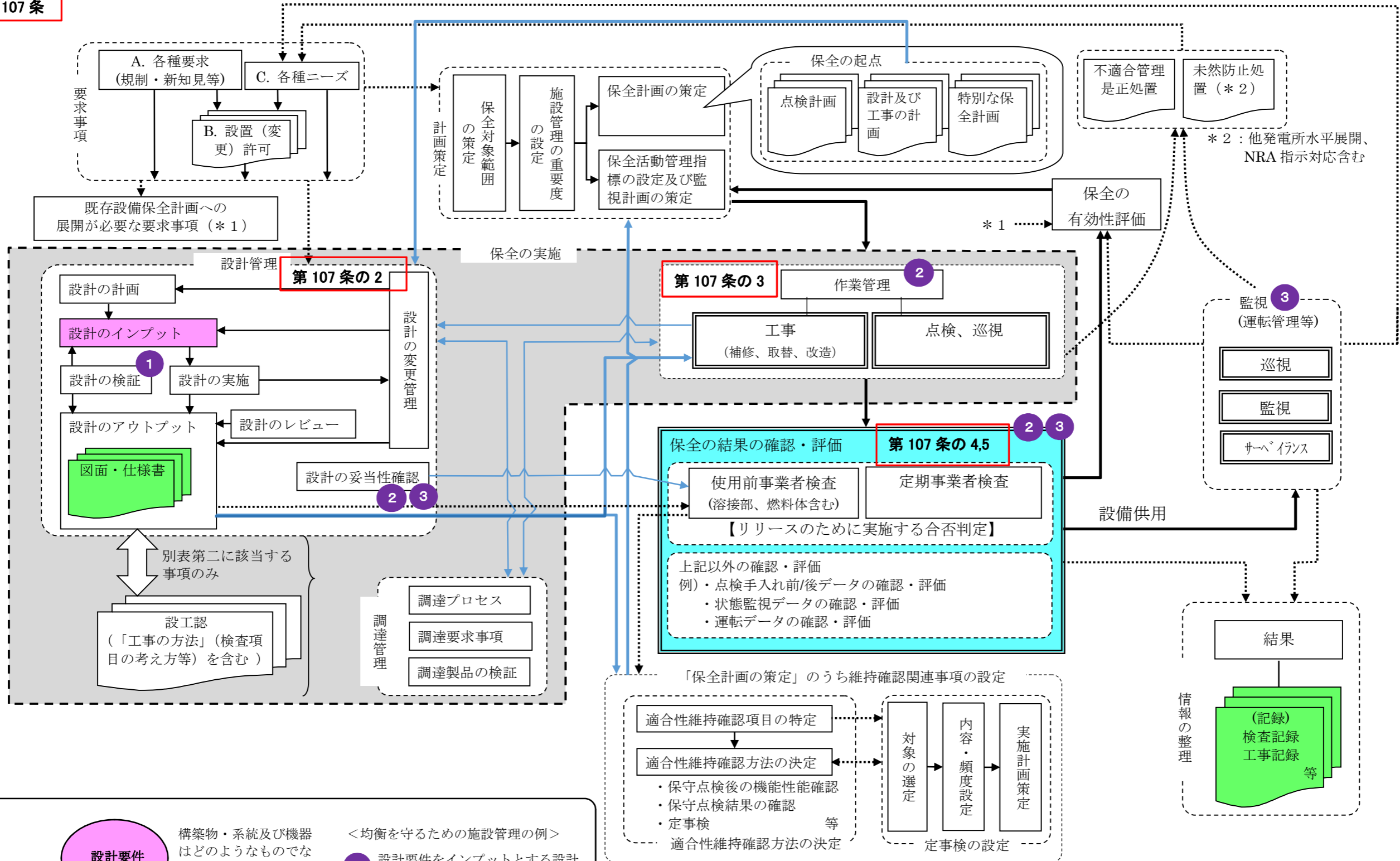
別表 施設管理 段階的に定める事項の考え方について

条文	規定する事項		各段階と規定する事項との関係			段階的に規定する考え方	
			今回申請	核燃料物質を 発電所に搬入 する前まで	核燃料物質を 原子炉に装荷 する前まで		
第107条	2.	施設管理の実施方針及び施設管理目標	施設管理の実施方針	○	○	○	設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定する。ただし、保安規定の添付書類となる長期施設管理方針は運転開始後30年を経過するまでに定める。
		長期施設管理方針			○		
		施設管理目標		○	○	○	
	3.	保全プログラムの策定		○	○	○	
	4.	保全対象範囲の策定		○	○	○	
	5.	施設管理の重要度の設定	保全重要度			○	設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定する。 なお、点検計画に基づく点検は運転開始以降に開始することから、条文の適用は運転開始以降とすることを附則で規定する。
			設計及び工事の重要度	○	○	○	
	6.	保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視		△	△	○	核燃料物質を発電所に搬入する前までは条文の枠組みのみを記載し、プラントレベル、系統レベルの指標は規定せず、適用する保全活動管理指標は附則で規定する。 プラントレベル、系統レベルの指標は、設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定する。
	7.	保全計画の策定	点検計画			○	設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定する。 なお、点検計画に基づく点検は運転開始以降に開始することから、条文の適用は運転開始以降とすることを附則で規定する。
			設計及び工事の計画	○	○	○	
			特別な保全計画	○	○	○	
	8.	保全の実施		○	○	○	
	9.	保全の結果の確認・評価		○	○	○	
	10.	不適合管理、是正処置及び未然防止処置		○	○	○	
11.	保全の有効性評価		△	△	○	核燃料物質を発電所に搬入する前までは、有効性評価で考慮する情報は、この段階で考慮可能なものを記載する。 有効性評価で考慮するもののうち、経年劣化の長期的な傾向監視、高経年化技術評価は、設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定する。	
12.	施設管理の有効性評価		○	○	○		
13.	構成管理		○	○	○		
14.	情報共有		○	○	○		
第107条の2	設計管理		○	○	○		
第107条の3	作業管理	作業管理の実施 (柱書)	△	△	○	点検計画に基づく点検は運転開始以降に開始することから、核燃料物質を装荷する前までは「点検及び工事を行う場合、～」の「点検及び」は記載しない。 なお、「点検及び」は設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定するが、当該部分の適用は運転開始以降とすることを附則で規定する。	
		作業管理の実施 (考慮事項)	△	○	○	作業管理の考慮事項とする「供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止」「放射性廃棄物管理」「放射線管理」は、核燃料物質を発電所に搬入する前までに規定する。	
		巡視		△	○	施設管理の巡視は、核燃料物質を発電所に搬入する段階で、一部の原子炉施設の使用開始に合わせて開始するため、核燃料物質を発電所に搬入する前までに規定する。 ただし、運転管理の巡視は核燃料物質を装荷する前までに定めるため、運転管理との条文の取合いは、核燃料物質を装荷する前までに規定する。	
第107条の4	使用前事業者検査の実施		○	○	○		
第107条の5	定期事業者検査の実施				○	設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定する。	
第107条の6	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針				○	設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定する。	

○：運転段階と同様の条文を記載するもの、△：運転段階の条文の一部を記載しないもの

【施設管理の全体イメージ】

第107条



東通原子力発電所

検査の独立性の確保について

令和2年8月

東京電力ホールディングス株式会社

1. 検査の独立性に関する要求事項

<品質管理基準規則>

第四十八条 (機器等の検査等)

- 5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、**使用前事業者検査等の独立性**（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）**を確保**しなければならない。

<解釈>

第48条 (機器等の検査等)

- 3 第5項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、**原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属**していることをいう。
- 4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、**当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあること**をいう。

<保安措置運用ガイド(抜粋)>

また、検査の方法については、検査の独立性確保の観点から、検査の判定に係る実施体制も含めて、検査の体系を具体的に整理する必要があり、要求事項に適合している状態が維持されていることを体系的に確認できるよう構成される必要がある。

特に**検査に係る責任者及び要員は、当該検査対象となる機器等を所管する者又は検査対象の施設管理に係る保安活動を行う部門から判定に関して影響を受けないよう配慮する必要がある**。また、思い込みによる確認漏れや人手不足などの資源不足による不十分な確認を是正できるよう留意して体制を整備し、実施していく必要がある



■使用前事業者検査等の**検査に係る責任者及び要員^{※1}は、検査対象となる機器等を所管する者又は検査対象の施設管理に係る保安活動を行う組織(グループ)(以下「設備主管箇所」という。)**以外から確保する(部門を異にする)必要がある。

※1：検査に係る責任者及び要員：**検査の合否判定を担う者**

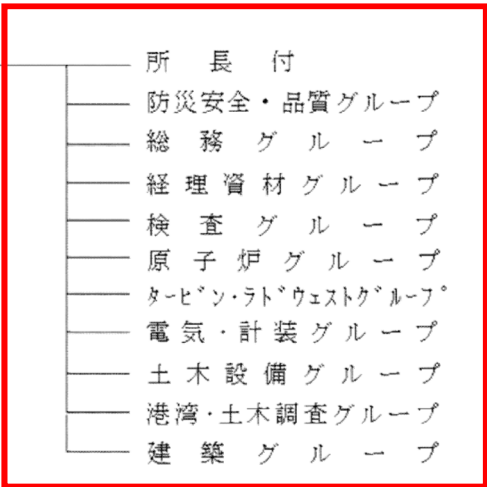
2. 「部門を異にする」単位について

部門を異にする単位としては、保安規定第4条に規定している保安に関する各職務が割り当てられている下記□内を部門の単位とし、独立性を確保する。

【東通原子力発電所】

※※※ → 所長

原子力発電
保安運営委員会



3. 独立性確保の考え方

2項記載の検査の独立性を確保する部門を考慮し検査体制を構築する。

○検査の独立性確保のイメージ

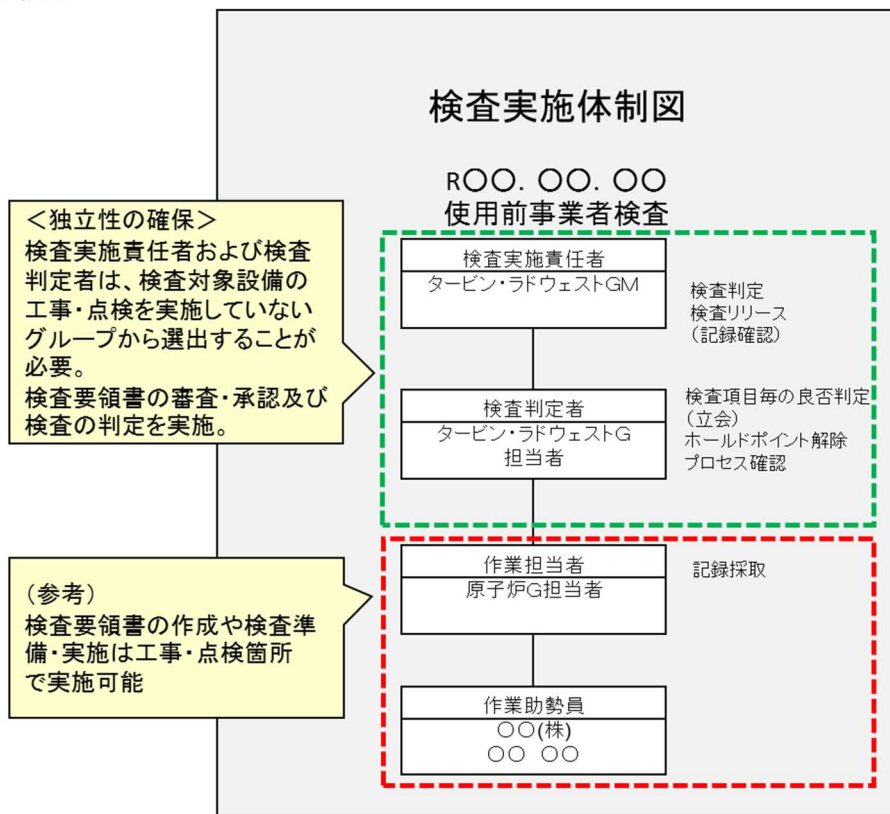
<原子炉G担当工事の使用前事業者検査をイメージ>

“検査実施責任者”が記録確認, “検査判定者”が

立会の場合

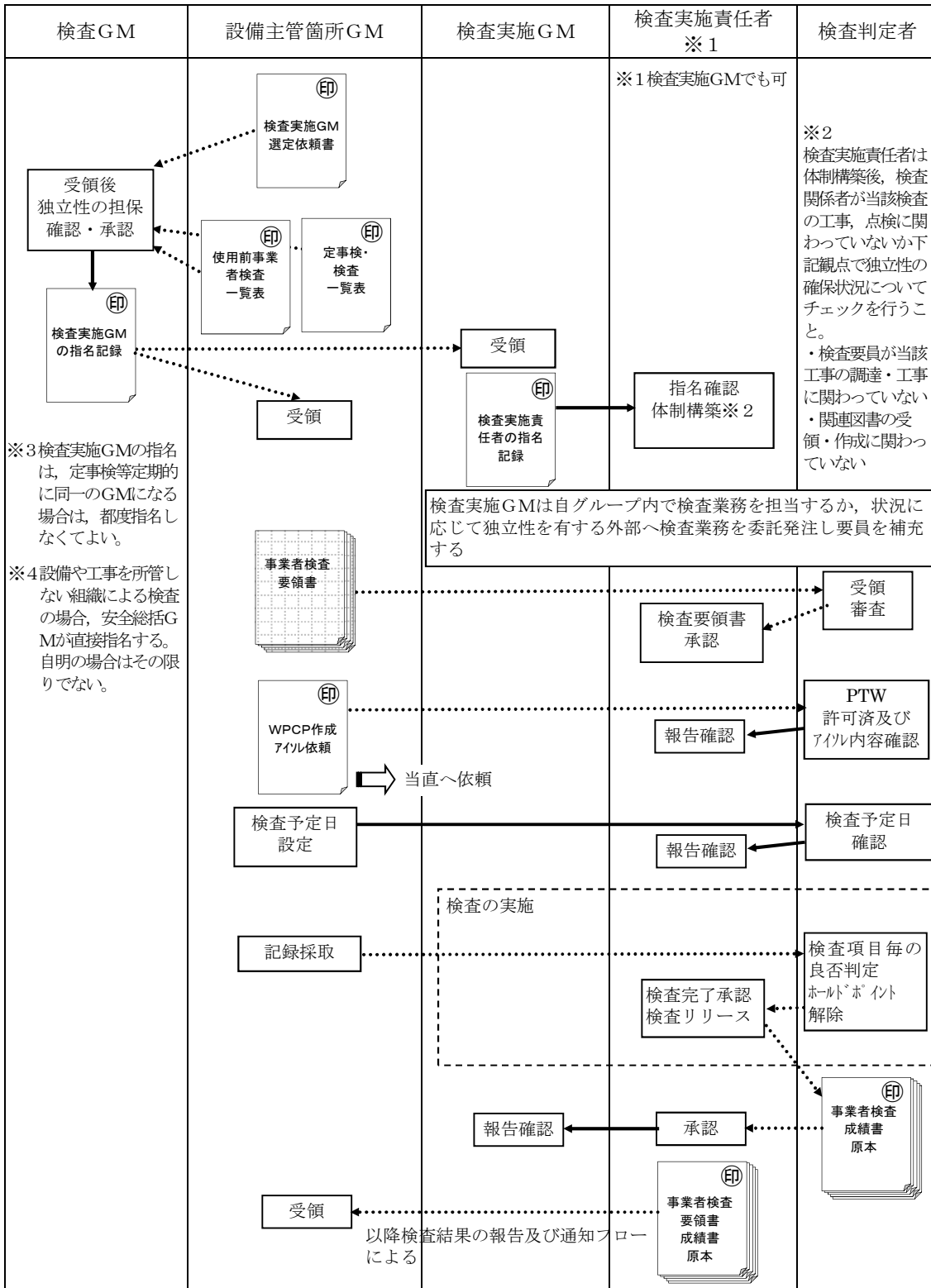
: 独立性要求範囲

: 検査のための準備を実施



4. 社内の運用例

社内の運用として3項の独立性確保の考え方を踏まえ、事業者検査を総括する検査GMが検査ごと検査実施GMを指名し、指名された検査実施GMが検査の体制を整える。具体的運用は下記のとおり。



保安規定記載内容（柏崎刈羽）	保安規定記載内容（東通）
<p>（品質保証計画）</p> <p>第3条</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル」及び「運転管理基本マニュアル」に基づき、業務の計画（7.1参照）に従って、適切な段階で使用前事業者検査等及び自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準への適合の証拠（必要に応じ、使用した試験体、測定機器等に関する記録を含める。）を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>(3) プロセスの次の段階に進むことを承認した人を記録する（4.2.4参照）。</p> <p>(4) 業務の計画（7.1参照）で決めた使用前事業者検査等及び自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該の権限をもつ者が計画に定める手順により承認したときは、この限りではない。</p> <p>(5) 保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等及び自主検査等の独立性を確保する。</p> <p>この場合、対象となる原子炉施設を所管する部門とは異なる部門に属する要員とすることその他の方法により、中立性及び信頼性が損なわれないようにする（自主検査等においては必要に応じるものとする。）。</p>	<p>（品質保証計画）</p> <p>第3条</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル」及び「運転管理基本マニュアル」に基づき、業務の計画（7.1参照）に従って、適切な段階で使用前事業者検査等及び自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準への適合の証拠（必要に応じ、使用した試験体、測定機器等に関する記録を含める。）を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>(3) プロセスの次の段階に進むことを承認した人を記録する（4.2.4参照）。</p> <p>(4) 業務の計画（7.1参照）で決めた使用前事業者検査等及び自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該の権限をもつ者が計画に定める手順により承認したときは、この限りではない。</p> <p>(5) 保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等及び自主検査等の独立性を確保する。</p> <p>この場合、対象となる原子炉施設を所管する部門とは異なる部門に属する要員とすることその他の方法により、中立性及び信頼性が損なわれないようにする（自主検査等においては必要に応じるものとする。）。</p>

保安規定記載内容（柏崎刈羽）	保安規定記載内容（東通）
<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第107条の4</p> <p>所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. 安全総括GMは、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施GMとして指名する。</p> <p>3. 検査実施GMは、自ら検査実施責任者となるか、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</p> <p>4. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書^{*1}を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</p> <p>a) 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a) 及び b) の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1：使用前事業者検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a) 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b) 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c) その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第107条の4</p> <p>1. 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. 検査GMは、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を検査実施GMとして指名する。</p> <p>3. 検査実施GMは、自ら検査実施責任者となるか、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</p> <p>4. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書[※]を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</p> <p>a) 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a) 及び b) の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a) 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b) 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c) その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>

保安規定記載内容（柏崎刈羽）	保安規定記載内容（東通）
<p>5. 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>6. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>7. 各GMは、第4項及び第5項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>5. 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>6. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>7. 各GMは、第4項及び第5項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>

以上

東通原子力発電所

その他について

令和2年8月

東京電力ホールディングス株式会社

1. 保安管理体制について

(1) 記載方針

設置の工事（燃料搬入前）に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容を規定する。

具体的には、設置の工事（燃料搬入前）段階において必要となる、品質保証（第2章）、施設管理（第8章）、保安教育（第10章）及び記録及び報告（第11章）の業務を実施する組織及び各職位の職務内容を記載する。

第4条（保安に関する組織）

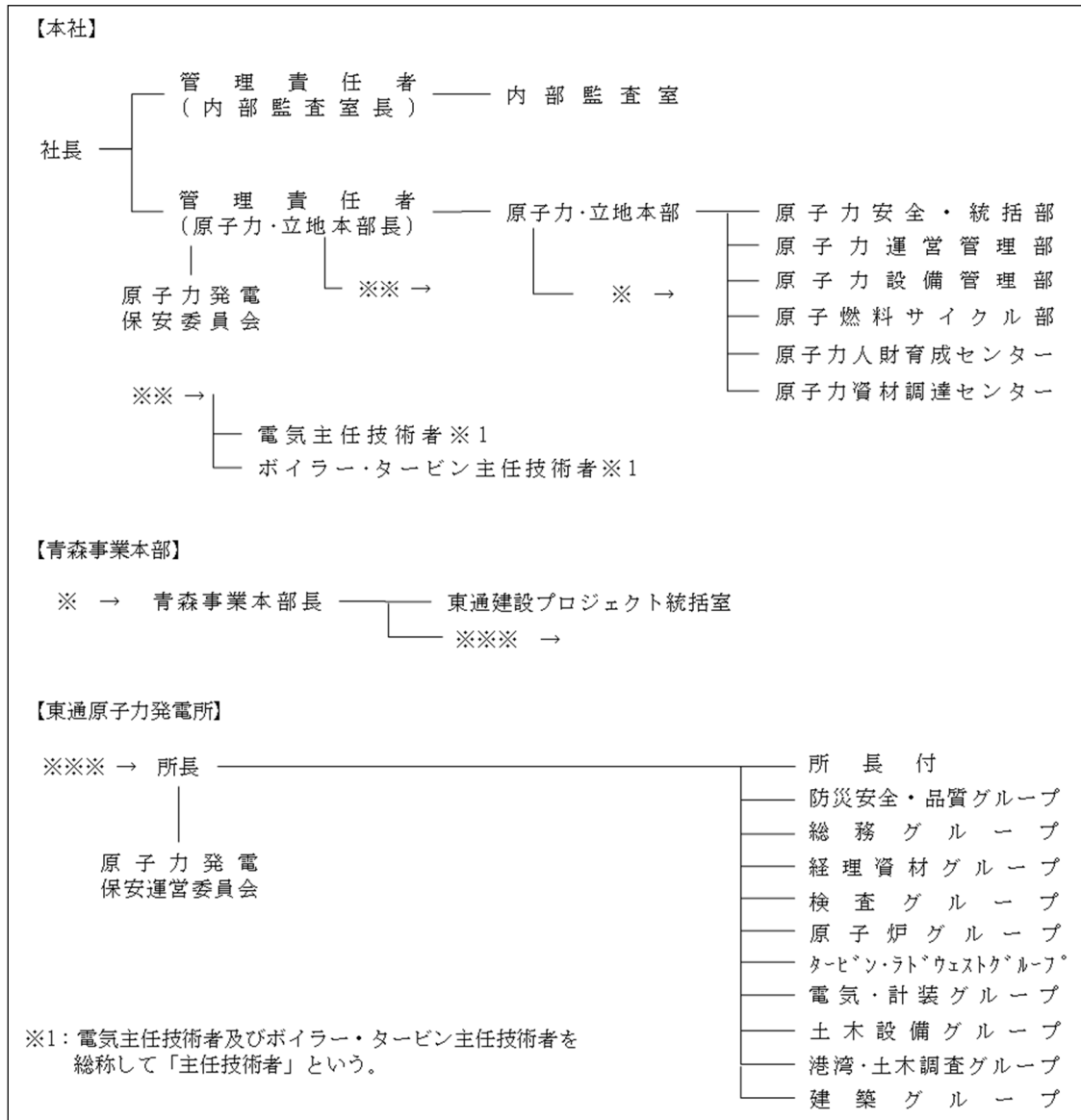


図4 発電所の保安に関する組織

(2) 記載の考え方

保安規定審査基準において、「1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。」「2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。」とされており、設置の工事（燃料搬入前）段階においては、第4条（保安に関する組織）図4に示す組織及び各職位において、第5条（保安に関する職務）に示す職務を行うことを定め、その責任及び権限を明確にすることで、核燃料物質等又は原子炉による災害の防止上支障がないことを担保する。

各職位のうち主なものを以下に示す。

- 原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、原子力人材育成センター、原子力資材調達センターの長、青森事業本部長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。
- 青森事業本部長は、原子力・立地本部長を補佐し、所長が行う建設に関する業務を統括するとともに、東通原子力発電所建設プロジェクトのエンジニアリング業務を統括管理する。
- 東通建設プロジェクト統括室は、東通原子力発電所建設における工事の計画及び設計管理に関する業務を行う。
- 所長は、青森事業本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。
- 防災安全・品質グループは、品質保証体系の総括、不適合情報、運転経験情報等の分析・評価・活用に関する業務を行う。
- 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る施設管理に関する業務を行う。

なお、詳細は原子力品質保証規程（一次文書）に規定し、二次文書以下の社内規程類にて各プロセスの実効性のある計画、運用及び管理を定めている。

2. 原子炉主任技術者の扱いについて

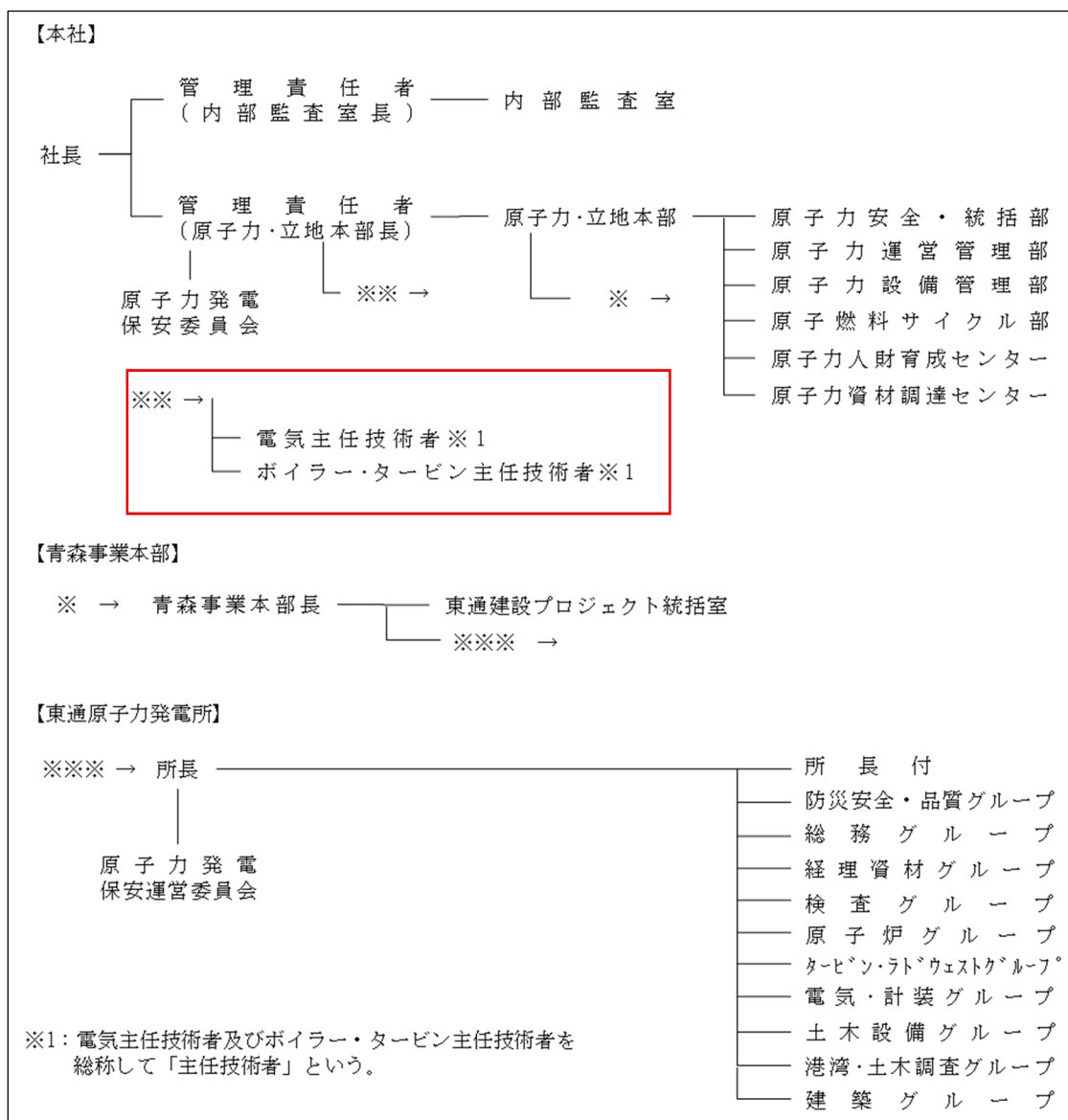
原子炉主任技術者（以下「炉主任」という。）は、以下の理由により、設置の工事（燃料搬入前）段階では選任しないこととし、核燃料物質を発電所に搬入する前までに定める保安規定が認可され、実際に核燃料物質を発電所に搬入する前までに選任する。

- ✓ 発電用原子炉の運転に関して保安の監督を行う必要がないこと。
- ✓ 発電所構内に核燃料物質がなく、核燃料物質等による災害の可能性がないこと。

ただし、設置の工事（燃料搬入前）段階においても、原子力発電保安委員会及び原子力発電保安運営委員会において、原子炉設置（変更）許可申請、設計及び工事の計画（変更）認可申請等の保安上重要な事項の審議を行うこととしており、炉主任相当の専門的な知識を有する者の意見の反映に万全を期す観点から、原子炉主任技術者免状保有者を当該委員会の委員として参画させる。

上記のほか、将来炉主任が実施する業務には、保安教育の実施計画及び実施結果の確認等があり、設置の工事（燃料搬入前）段階における設計及び工事の管理主体を対象とした保安教育についても、その確認対象になり得る。しかしながら、設置の工事（燃料搬入前）段階においては、核燃料物質等による災害の可能性がないことから、炉主任に代わって、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者がこれを実施する。

第4条（保安に関する組織）



【電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の権限及び組織上の位置づけ】

電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者（以下「電気主任・BT 主任」という。）の組織上の位置づけは、第4条（保安に関する組織）図4において、青森事業本部長及び所長以下のライン上にないものとしている。

電気主任・BT 主任の職務については、第9条の2において、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電工作物（原子炉施設に限る。）の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実に行うこととしており、また、原子力発電工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、その指示に従うこととしている。

さらに、電気主任・BT 主任の選解任権限者を、原子力・立地本部長とすることで、発電所の保安に関する業務を統括する青森事業本部長及び所長との関係において独立性を確保し、青森事業本部長、所長の関与によって電気主任・BT 主任が行う保安の監督に支障を来さないようにしている。

(電気主任・BT 主任の独立性の十分性について)

炉主任については、保安規定審査基準の「上位者等との関係において独立性が確保されていること」を満たすため、発電所の保安に関する業務を統括する者の上位者が選解任することとしている。

電気主任・BT 主任についても同様に、上述のとおり電気主任・BT 主任の選解任権限者を、原子力・立地本部長とすることで、発電所の保安に関する業務を統括する青森事業本部長及び所長との関係において独立性を確保している。

3. 保安教育について

(1) 保安教育の内容

設置の工事（燃料搬入前）段階においては、発電所構内に核燃料物質がないため、実用炉規則第92条第1項第7号ロに規定する保安教育の内容のうち、①及び②のみを実施するものとし、③～⑤は核燃料物質を発電所に搬入する前までに定める保安規定が認可され、実際に核燃料物質を発電所に搬入する前までに実施する。

【実用炉規則第92条第1項第7号ロ】

- ① 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
- ② 発電用原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。
- ③ 放射線管理に関すること。
- ④ 核燃料物質及び核燃料物質に汚染された物の取扱いに関すること。
- ⑤ 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

(2) 保安教育の対象者

保安教育の対象は、発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者であり、設置の工事（燃料搬入前）段階においては、設計及び工事の管理主体である所員（青森事業本部東通建設プロジェクト統括室を含む。）を対象とする。

一方、協力企業従業員については、設置の工事（燃料搬入前）段階においては、その作業が核燃料物質等又は原子炉による災害の防止上直ちに支障を来すものではないことから対象外とし、核燃料物質を発電所に搬入する前までに定める保安規定が認可され、実際に核燃料物質を発電所に搬入する前までに実施する保安教育から対象とする。

4. 記録について

(1) 実用炉規則第 67 条に基づく記録（保安規定第 120 条 表 120-1, 3）

保安規定第 120 条 表 120-1, 3 の記載と実用炉規則第 67 条（記録）との対応関係を以下に示す。実用炉規則第 67 条第 1 項に規定される記録のうち、設置の工事（燃料搬入前）段階において作成・管理が必要な記録（第 1 号, 第 8 号及び第 10 号）を記載している。なお, 表 120-3 については, 既認可済の福島第二及び柏崎刈羽と同様の記載とし, 必要なものを記録することとしている。

実用炉規則第 67 条			東通 保安規定第 120 条		
【実用炉規則第 67 条（抜粋）】			表 120-1		
記録事項	記録すべき場合	保存期間	記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合 ※1	保存期間
一 発電用原子炉施設の 施設管理（第八十一条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録			1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間
イ 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の 確認 の時までの期間	2. 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
ロ 第八十一条第一項第四号の規定による 施設管理 の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理 の実施の都度	施設管理 を実施した発電用原子炉施設の 解体又は廃棄をした 後 5 年が経過するまでの期間	3. 保全の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
ハ 第八十一条第一項第五号の規定による 施設管理方針, 施設管理目標 及び 施設管理実施計画 の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の 施設管理方針, 施設管理目標 又は 施設管理実施計画 の改定までの期間	4. 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
[略]	[略]	[略]	5. 保全の不適合管理, 是正処置, 未然防止処置及びその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理, 是正処置及び未然防止処置を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
八 保安教育の記録			6. 保全の有効性評価, 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針, 施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
イ 保安教育の実施計画	策定の都度	三年間	7. 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	三年間	8. 保安教育の実施日時, 項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3 年間
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	三年間			
[略]	[略]	[略]			

※1: 記録可能な状態において常に記録することを意味しており, 点検, 故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く

十 品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書または記録の作成又は変更後五年が経過するまでの間
[略]	[略]	[略]

表120-3※3

記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間
1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書		
第3条品質マネジメントシステム計画4.2.1 a)～d)に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
2. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録		
(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年
(2) 力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録	作成の都度	5年
(3) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年
(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5年
(5) 業務・原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録	作成の都度	5年
(6) 設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年
(7) 設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年
(8) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年
(9) 設計・開発の変更の記録	作成の都度	5年

	(続き)		
	記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間
	(10) 設計・開発の変更のレビュー, 検証及び妥当性確認の結果の記録, 及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5 年
	(11) 供給者の評価の結果の記録, 及び評価によって必要とされた処置があればその記録	作成の都度	5 年
	(12) プロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5 年
	(13) 業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5 年
	(14) 組織の外部の者の所有物に関して, 組織が必要と判断した場合の記録	作成の都度	5 年
	(15) 校正又は検証に用いた基準の記録	作成の都度	5 年
	(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の, 従前の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5 年
	(17) 校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5 年
	(18) 内部監査の結果の記録	作成の都度	5 年
	(19) 使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準への適合の記録	作成の都度	5 年
	(20) プロセスの次の段階に進むことを承認した人の記録	作成の都度	5 年
	(21) 不適合の内容及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	作成の都度	5 年
	(22) 是正処置の結果の記録	作成の都度	5 年
	(23) 未然防止処置の結果の記録	作成の都度	5 年

※3 : 表 1 2 0 - 1 又は表 1 2 0 - 2 を適用する場合は, 本表を適用しない。

(2) 実用炉規則第 14 条の 3 に基づく記録（保安規定第 120 条 表 120-2）

保安規定第 120 条 表 120-2 の記載と実用炉規則第 14 条の 3（使用前事業者検査の記録）との対応関係を以下に示す。

実用炉規則第 14 条の 3	東通保安規定第 120 条		
<p>実用炉規則第 14 条の 3</p> <p><u>使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <p>一 検査年月日 二 検査の対象 三 検査の方法 四 検査の結果 五 検査を行った者の氏名 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 七 検査の実施に係る組織 八 検査の実施に係る工程管理 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 十 検査記録の管理に関する事項 十一 検査に係る教育訓練に関する事項</p> <p><u>2 使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間保存するものとする。（溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示）</u></p>	表 120-2		
	記録（実用炉規則第 14 条の 3 に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間
	<p>使用前事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間

(3) 原子炉等規制法附則（平成二九年四月一四日法律第一五号）第 7 条に基づく使用前検査に関する記録（保安規定第 120 条 表 120-4）

保安規定第 120 条 表 120-4 の記載と使用前検査に関する記録の要求事項を規定した旧実用炉規則第 67 条（記録）及び実用炉規則附則との対応関係を以下に示す。既に着手済みの工事については、原子炉等規制法附則を適用し使用前検査が実施されるため、旧実用炉規則に基づく記録を記載し、保存期間については、実用炉規則附則に基づく読み替え後の期間を記載する。

旧実用炉規則第 67 条 【令和元年九月一三日公布（令和元年原子力規制委員会規則第四号）改正】	東通保安規定第 120 条														
<p>【旧実用炉規則第 67 条（抜粋）】</p> <table border="1" data-bbox="168 1117 1115 1316"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 発電用原子炉施設の保守管理記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 使用前検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>【実用炉規則 附則（令和二年一月二三日原子力規制委員会規則第三号） 第五条 施行日前に旧法第四十三条の三の二十一の規定により記録した旧実用炉規則第六十七条第一項の表の上欄に掲げる事項の保存期間については、なお従前の例による。この場合において、同表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査と読み替えるものとする。」</p>	記録事項	記録すべき場合	保存期間	一 発電用原子炉施設の保守管理記録			イ 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間	[略]	[略]	[略]	表 120-4		
記録事項	記録すべき場合	保存期間													
一 発電用原子炉施設の保守管理記録															
イ 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間													
[略]	[略]	[略]													
	記録（原子炉等規制法 附則（平成二九年四月一四日法律第一五号） 抄 第 7 条に基づく使用前検査に関する記録）	記録すべき場合	保存期間												
	使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査 令和 2 年 4 月 1 日以降の最初の使用前確認の時までの期間												

5. 保安規定に段階的に定める事項の考え方

保安規定審査基準において、「(前略)ただし、実用炉規則第92条第1項において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、それらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場若しくは事業所に搬入又は原子炉に装荷するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、それらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにそれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。」とされている。

本項では、実用炉規則第92条第1項各号を受けて定めるべき内容を具体化した、保安規定審査基準の各要求事項に対応する保安規定条文とそれらを定める時期の考え方を一覧表(表2)に整理することにより、上記要求事項を受けて定める時期を記載した第122条(核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めること)の適切性を表1に示す。

設置の工事に着手する段階で定めていない条文については、保安規定には条文の番号及び名称のみ記載しており、運用上の観点から他発電所(福島第二及び柏崎刈羽)と整合した条文の付番を行い、附則にてその条文の内容を定める時期を明確にしている。

また、保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)については、保安活動に対する一連のPDCAの枠組みを規定した条文であること、社内では統一した品質保証体系を確立していることから、設置の工事に着手する段階においても、運転段階である他発電所(福島第二及び柏崎刈羽)同様、網羅的な記載としている。

なお、「施設管理」については、段階的に定める事項の考え方の詳細を、別途資料③「施設管理について」2.に示し、燃料搬入段階から規定することとしている「火災発生時の体制の整備」、「内部溢水発生時の体制の整備」、「その他自然災害発生時等の体制の整備」、「有毒ガス発生時の体制の整備」及び「資機材等の整備」については、段階的に定める事項の考え方の詳細を表3に示す。

表1 核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めること

保安規定目次		核燃料物質を発電所に搬入する前まで	核燃料物質を原子炉に装荷する前まで	表2との対応番号
第1章 <総則>				
	第1条 目的	○	○	—
	第2条 基本方針	○	○	—
	第2条の2 関係法令及び保安規定の遵守	○	○	—
第2章 <品質保証>				
	第3条 品質マネジメントシステム計画	○	○	—
第3章 <保安管理体制>				
	第4条 保安に関する組織	○	○	—
	第5条 保安に関する職務	○	○	—
	第6条 原子力発電保安委員会	○	○	(1)
	第7条 原子力発電保安運営委員会	○	○	(1)
	第8条 原子炉主任技術者の選任	○	○	(1)
	第8条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	○	○	—
	第9条 原子炉主任技術者の職務等	○	○	(1) (26)
	第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	○	○	—
	第9条の3 主任技術者の情報交換	○	○	—
第4章 <運転管理>				
第1節 通則	第11条 構成及び定義		○	(4)
	第11条の2 原子炉の運転期間		○	(4)
	第12条 原子炉の運転員等の確保		○	(4) (7)
	第12条の2 運転管理業務		○	(4)
	第13条 巡視点検		○	(4)
	第14条 マニュアルの作成		○	(4)
	第15条 引継		○	(4)
	第16条 原子炉起動前の確認事項		○	(4)
	第17条 火災発生時の体制の整備	○	○	(5)
	第17条の2 内部溢水発生時の体制の整備	○	○	(5)
	第17条の3 火山影響等発生時の体制の整備		○	(6)
	第17条の4 その他自然災害発生時等の体制の整備	○	○	(5)
	第17条の5 有毒ガス発生時の体制の整備	○	○	(5)
	第17条の6 資機材等の整備	⊖	○	(補正1)
	第17条の7 重大事故等発生時の体制の整備		○	(7)
	第17条の8 大規模損壊発生時の体制の整備		○	(7)
	第17条の9 電源機能等喪失時の体制の整備		⊖	—
第2節 運転上の留意事項	第18条 水質管理		○	(4)
	第18条の2 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁管理		○	(4)
第3節 運転上の制限	第19条 停止余裕		○	(4)
	第20条 反応度監視		○	(4)
	第21条 制御棒の動作確認		○	(4)
	第22条 制御棒のスクラム機能		○	(4)
	第23条 制御棒の操作		○	(4)
	第24条 ほう酸水注入系		○	(4)

表1 核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めること

保安規定目次	核燃料物質を発電所に搬入する前まで	核燃料物質を原子炉に装荷する前まで	表2との対応番号
第25条 原子炉熱的制限値		○	(4)
第26条 原子炉熱出力及び炉心流量		○	(4)
第27条 計測及び制御設備		○	(4)
第28条 原子炉再循環ポンプ		○	(4)
第30条 主蒸気逃がし安全弁		○	(4)
第31条 格納容器内の原子炉冷却材漏えい率		○	(4)
第32条 非常用炉心冷却系等の系統圧力監視		○	(4)
第33条 原子炉冷却材中のよう素131濃度		○	(4)
第34条 原子炉停止時冷却系その1		○	(4)
第35条 原子炉停止時冷却系その2		○	(4)
第36条 原子炉停止時冷却系その3		○	(4)
第37条 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率		○	(4)
第38条 原子炉圧力		○	(4)
第39条 非常用炉心冷却系その1		○	(4)
第40条 非常用炉心冷却系その2		○	(4)
第42条 主蒸気隔離弁		○	(4)
第43条 格納容器及び原子炉格納容器隔離弁		○	(4)
第44条 サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁		○	(4)
第45条 サプレッションプール平均水温		○	(4)
第46条 サプレッションプールの水位		○	(4)
第47条 可燃性ガス濃度制御系		○	(4)
第48条 格納容器内の酸素濃度		○	(4)
第49条 原子炉建屋		○	(4)
第50条 原子炉建屋給排気隔離弁		○	(4)
第51条 非常用ガス処理系		○	(4)
第52条 原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系		○	(4)
第53条 非常用ディーゼル発電設備冷却系		○	(4)
第55条 使用済燃料貯蔵プールの水位及び水温		○	(4)
第56条 燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位		○	(4)
第57条 中央制御室非常用換気空調系		○	(4)
第58条 外部電源		○	(4)
第59条 非常用ディーゼル発電機その1		○	(4)
第60条 非常用ディーゼル発電機その2		○	(4)
第61条 非常用ディーゼル発電機燃料油等		○	(4)
第62条 直流電源その1		○	(4)
第63条 直流電源その2		○	(4)
第64条 所内電源系統その1		○	(4)
第65条 所内電源系統その2		○	(4)
第66条 重大事故等対処設備		○	(4)
第67条 原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き		○	(4)
第68条 単一制御棒駆動機構の取り外し		○	(4)
第69条 複数の制御棒引き抜きを伴う検査		○	(4)
第70条 原子炉の昇温を伴う検査		○	(4)
第71条 原子炉モードスイッチの切替を伴う検査		○	(4)
第72条 運転上の制限の確認		○	(4)
第73条 運転上の制限を満足しない場合		○	(4)

表1 核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めること

保安規定目次		核燃料物質を発電所に搬入する前まで	核燃料物質を原子炉に装荷する前まで	表2との対応番号
第4節 異常時の措置	第74条 予防保全を目的とした 保全作業点検・保守 を実施する場合		○	(4)
	第75条 運転上の制限に関する記録		○	(4)
	第76条 異常発生時の基本的な対応	○	○	(8)
	第77条 異常時の措置		○	(9)
	第78条 異常収束後の措置		○	(9)
第5章 <燃料管理>				
	第79条 新燃料の運搬	○	○	(21)
	第80条 新燃料の貯蔵	○	○	(21)
	第81条 燃料の検査		○	(28)
	第82条 燃料の取替実施計画		○	(10)
	第83条 燃料移動手順		○	(22)
	第84条 燃料移動		○	(22)
	第85条 使用済燃料の貯蔵		○	(4)
	第86条 使用済燃料の運搬		○	(4)
第6章 <放射性廃棄物管理>				
	第87条 放射性廃棄物管理に係る基本方針	○	○	(25)
	第87条の2 頻度の定義	○	○	(25)
	第88条 放射性固体廃棄物の管理	○	○	(23) (24)
	第88条の2 放射性廃棄物でない廃棄物の管理	○	○	(18)
	第88条の3 事故由来放射性物質の降下物の影響確認	○	○	(18)
	第89条 放射性液体廃棄物の管理		○	(16) (19)
	第90条 放射性気体廃棄物の管理		○	(16) (19)
	第91条 放出管理用計測器の管理		○	(16) (19)
第7章 <放射線管理>				
	第92条 放射線管理に係る基本方針	○	○	(17)
	第92条の2 頻度の定義	○	○	(15)
	第93条 管理区域の設定及び解除	○	○	(11) (17)
	第94条 管理区域内における区域区分	○	○	(11) (17)
	第95条 管理区域内における特別措置	○	○	(11)
	第96条 管理区域への出入管理	○	○	(11)
	第97条 管理区域出入者の遵守事項	○	○	(11) (17)
	第98条 保全区域		○	(12)
	第99条 周辺監視区域	○	○	(13)
	第100条 放射線業務従事者の線量管理等	○	○	(17)
	第101条 床、壁等の除染	○	○	(17)
	第102条 平常時の環境放射線モニタリング	○	○	(21)
	第102条の2 外部放射線に係る線量当量率等の測定	○	○	(17) (20)
	第103条 放射線計測器類の管理	○	○	(17) (20) (16)
	第104条 管理区域外等への搬出及び運搬	○	○	(11) (17)
	第105条 発電所外への運搬	○	○	(11) (17)
第106条 協力企業の放射線防護	○	○	(14)	
第8章 <施設管理>				
	第107条 施設管理計画	○	○	(20) (16)
	第107条の2 設計管理	○	○	—
	第107条の3 作業管理	○	○	—
	第107条の4 使用前事業者検査の実施	○	○	—

表1 核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めること

保安規定目次		核燃料物質を発電所に搬入する前まで	核燃料物質を原子炉に装荷する前まで	表2との対応番号
	第107条の5 定期事業者検査の実施		○	(27) (28)
	第107条の6 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針		○	(4)
第9章 <緊急時の措置>				
	第108条 原子力防災組織	○	○	(21)
	第109条 原子力防災組織の要員	○	○	(21)
	第109条の2 緊急作業従事者の選定	○	○	(21)
	第110条 原子力防災資機材等	○	○	(21)
	第111条 通報経路	○	○	(21)
	第112条 緊急時演習	○	○	(21)
	第113条 通報	○	○	(21)
	第114条 原子力防災態勢の発令	○	○	(21)
	第115条 応急措置	○	○	(21)
	第116条 緊急時における活動	○	○	(21)
	第116条の2 緊急作業従事者の線量管理等	○	○	(21)
	第117条 原子力防災態勢の解除	○	○	(21)
第10章 <保安教育>				
	第118条 所員への保安教育	○	○	—
	第119条 協力企業従業員への保安教育	○	○	(2) (3)
第11章 <記録及び報告>				
	第120条 記録	○	○	—
	第121条 報告	○	○	(26)
第12章 <核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めること>				
	第122条 核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めること	○		—
<附則>				
	第1条 施行期日	○	○	—
	第2条 営業運転を開始する前までの経過措置	○	○	—
	第3条 核燃料物質を原子炉に装荷する前までの経過措置	○	○	—
	第4条 核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めること	⊖	⊖	—
<添付>				
	原子炉がスクラムした場合の運転操作手順		○	(9)
	火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準	○	○	(5)
	重大事故時等及び大規模損壊対応に係る実施基準		○	(7)
	管理区域図	○	○	(11)
	保全区域図		○	(12)

表2 保安規定審査基準の各要求事項に対応する保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

(凡例: 今回申請対象 燃料搬入前までに定めるもの 燃料装荷前までに定めるもの)

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)	保安規定条文		定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応番号
<p>冒頭文</p> <p>発電用原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の24第1項の規定に基づき、工場又は事業所ごとに保安規定を定め、発電用原子炉施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。)第92条第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第43条の3の24第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉等規制法第43条の3の5第1項若しくは第43条の3の8第1項の許可を受けたところ又は同条第3項若しくは第4項前段の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであると認められないことを確認するための審査を行うこととしている。 <p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p>	—	(手続きに関する事項であり、保安規定に記載なし)	—	—	—
	第122条	核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めること	今回申請中	—	—
<p>実用炉規則第92条第1項第1号【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】</p>	第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守	今回申請中	—	—
	第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守			
	第5条	保安に関する職務			
<p>実用炉規則第92条第1項第2号【品質マネジメントシステム】</p>	第3条	品質マネジメントシステム計画	今回申請中	—	—
	第3条	品質マネジメントシステム計画			
	第3条	品質マネジメントシステム計画			
	第3条	品質マネジメントシステム計画			
<p>実用炉規則第92条第1項第3号【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】</p>	第4条	保安に関する組織	今回申請中	—	—
	第5条	保安に関する職務			
	第4条	保安に関する組織			
	第5条	保安に関する職務			
<p>実用炉規則第92条第1項第4号、第5号、第6号【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】</p>	第8条	原子炉主任技術者の選任	燃料搬入前まで	燃料搬入以降から放射線等による災害の可能性が生じること、管理区域の設定及び解除、地震、火災等発生時の対応等、炉主任が確認すべき事項が発生することから、炉主任の選任・職務等については燃料搬入前までに定める。【A】	(1)
	第3条	品質マネジメントシステム計画			—
	第6条	原子力発電保安委員会			(1)
	第7条	原子力発電保安運営委員会			
	第9条	原子炉主任技術者の職務等			

表2 保安規定審査基準の各要求事項に対応する保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

(凡例： 今回申請対象 燃料搬入前までに定めるもの 燃料装荷前までに定めるもの)

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)	保安規定条文	定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応番号		
限及び組織上の位置付けがなされていること。			条文(第9条)が定められる時期と整理する。			
3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。	第8条	原子炉主任技術者の選任				
4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	今回申請中	—		
	第6条	原子力発電保安委員会				
	第7条	原子力発電保安運営委員会				
	第8条の2	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任				
	第9条の2	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等				
5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。	第6条	原子力発電保安委員会	今回申請中	—		
	第7条	原子力発電保安運営委員会				
	第9条	原子炉主任技術者の職務等	燃料搬入前まで	【A】	(1)	
	第9条の2	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	今回申請中	—	—	
	第9条の3	主任技術者の情報交換	今回申請中	—	—	
実用炉規則第92条第1項第7号【保安教育】	1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。	第118条	所員への保安教育	今回申請中	—	
		第119条	協力企業従業員への保安教育	燃料搬入前まで	協力企業従業員への保安教育は、設置の工事(燃料搬入前)段階においては、その作業が核燃料物質等又は原子炉による災害の防止上直ちに支障を来すものではないことから、核燃料物質等による災害の可能性が生じる燃料搬入前までに定める。【B】	(2)
	2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第118条	所員への保安教育	今回申請中	—	—
		第119条	協力企業従業員への保安教育	燃料搬入前まで	【B】	(2)
	3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第118条	所員への保安教育	今回申請中	—	—
		第119条	協力企業従業員への保安教育	燃料搬入前まで	【B】	(2)
	4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第118条	所員への保安教育	今回申請中	—	—
		第119条	協力企業従業員への保安教育	燃料装荷前まで	燃料取替、放射性廃棄物取扱設備に関する業務が発生する燃料装荷前までに定める。	(3)
	5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第118条	所員への保安教育	今回申請中	—	—
		第119条	協力企業従業員への保安教育	燃料搬入前まで	【B】	(2)
実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで【発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】	1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第12条	運転員等の確保	燃料装荷前まで	原子炉の運転に関することであるため、原子炉の運転を開始する燃料装荷前までに定める。【C】	(4)
		第14条	マニュアルの作成			
		第15条	引継			
		第16条	原子炉起動前の確認事項			
	5. 地震、火災、有毒ガス(予期せず発生するものを含む。)等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	第17条	火災発生時の体制の整備	燃料搬入前まで	燃料搬入以降から地震、火災等による原子炉施設への波及的影響が生じることから、燃料搬入前までに定める。なお、添付の実施基準において、第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備)に係る事項については、その条文の内容が定まる燃料装荷前までに反映する。【D】	(5)
		第17条の2	内部溢水発生時の体制の整備			
		第17条の4	その他自然災害発生時等の体制の整備			
		第17条の5	有毒ガス発生時の体制の整備			
		添付	火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準			
		第17条の6	資機材等の整備	燃料装荷前まで	設計基準事故が発生した場合に用いる資機材等について規定したものであり、設計基準事故の発生の可能性が生じる原子炉の運転を開始する燃料装荷前までに定める。【補正A】	(補正1)
		第17条の3	火山影響等発生時の体制の整備	燃料装荷前まで	火山影響等に対する機能維持が必要な非常用交流電源設備等の管理が発生する燃料装荷前までに定める。【E】	(6)
		第17条の7	重大事故等発生時の体制の整備	燃料装荷前まで	重大事故等又は大規模損壊の発生リスクが生じる燃料装荷前までに定める。【F】	(7)
		第17条の8	大規模損壊発生時の体制の整備			
		添付	重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準			
	6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第18条	水質管理	燃料装荷前まで	【C】	(4)
第19条		停止余裕	燃料装荷前まで	【C】	(4)	
7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。)等について、運転状態に対応した運転上の制限(Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。)、LCOを逸脱していないことの確認(以下「サーベイランス」という。)の実施方法及び頻度、LCO	第20条	反応度監視	燃料装荷前まで			
	第21条	制御棒の動作確認				
	第22条	制御棒のスクラム機能				
	第22条	制御棒のスクラム機能				

表2 保安規定審査基準の各要求事項に対応する保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との 対応番号			
		条文番号	条文内容						
<p>○を逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time. 以下「AOT」という。）が定められていること。なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。</p>	第23条	制御棒の操作	燃料搬入前まで	原子炉がスクラムした場合の措置については、原子炉の	(8)				
	第24条	ほう酸水注入系							
	第25条	原子炉熱的制限値							
	第26条	原子炉熱出力及び炉心流量							
	第27条	計測及び制御設備							
	第28条	原子炉再循環ポンプ							
	第30条	主蒸気逃がし安全弁							
	第31条	格納容器内の原子炉冷却材漏えい率							
	第32条	非常用炉心冷却系等の系統圧力監視							
	第33条	原子炉冷却材中のよう素131濃度							
	第34条	原子炉停止時冷却系その1							
	第35条	原子炉停止時冷却系その2							
	第36条	原子炉停止時冷却系その3							
	第37条	原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率							
	第38条	原子炉圧力							
	第39条	非常用炉心冷却系その1							
	第40条	非常用炉心冷却系その2							
	第42条	主蒸気隔離弁							
	第43条	格納容器及び格納容器隔離弁							
	第44条	サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁							
	第45条	サブプレッションプールの平均水温							
	第46条	サブプレッションプールの水位							
	第47条	可燃性ガス濃度制御系							
	第48条	格納容器内の酸素濃度							
	第49条	原子炉建屋							
	第50条	原子炉建屋給排気隔離弁							
	第51条	非常用ガス処理系							
	第52条	原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系							
	第53条	非常用ディーゼル発電設備冷却系							
	第55条	使用済燃料プールの水位及び水温							
	第56条	燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位							
	第57条	中央制御室非常用換気空調系							
	第58条	外部電源							
	第59条	非常用ディーゼル発電機その1							
	第60条	非常用ディーゼル発電機その2							
	第61条	非常用ディーゼル発電機燃料油等							
	第62条	直流電源その1							
	第63条	直流電源その2							
	第64条	所内電源系統その1							
	第65条	所内電源系統その2							
	第66条	重大事故等対処設備							
	第67条	原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き							
	第68条	単一制御棒駆動機構の取り外し							
	第69条	複数の制御棒引き抜きを伴う検査							
	第70条	原子炉の昇温を伴う検査							
	第71条	原子炉モードスイッチの切替を伴う検査							
	8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。	第72条				運転上の制限の確認	燃料搬入前まで	原子炉がスクラムした場合の措置については、原子炉の	(8)
	9. LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。	第73条				運転上の制限を満足しない場合			
	10. LCOに係る記録の作成について定められていること。	第75条				運転上の制限に関する記録			
	11. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超	第76条				異常発生時の基本的な対応	燃料搬入前まで	原子炉がスクラムした場合の措置については、原子炉の	(8)

表2 保安規定審査基準の各要求事項に対応する保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

(凡例： 今回申請対象 燃料搬入前までに定めるもの 燃料装荷前までに定めるもの)

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応番号
	過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第77条	異常時の措置	燃料装荷前まで	運転を開始する燃料装荷前までに定めるが、燃料搬入段階においても、新燃料を取り扱うにあたり、放射性物質の原子炉施設外への漏えいがある場合又はそのおそれがある場合の措置を定める必要があることから、燃料搬入前までに定める。	(9)
		第78条	異常収束後の措置			
		添付	原子炉がスクラムした場合の運転操作手順			
	12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOI内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価(PRA: Probabilistic Risk Assessment)等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	第74条	予防保全を目的とした 保全作業 を実施する場合	燃料装荷前まで	[C]	(4)
		第11条	構成及び定義	燃料装荷前まで	[C]	(4)
	第12条の2	運転管理業務				
実用炉規則第92条第1項第8号ニ【発電用原子炉の運転期間】	1. 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。	第11条の2	原子炉の運転期間	燃料装荷前まで	[C]	(4)
	2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	第82条	燃料取替実施計画	燃料装荷前まで	燃料装荷以降の燃料取替実施計画(取替炉心の配置及び体制)に係る事項であり、燃料装荷前までに定める。[G]	(10)
	3. 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第8号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書(発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。)が添付されていること。	-	(手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし)	-	-	-
	4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間(発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)、のうちのいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間(定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。 実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。	-	(手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし)	-	-	-
	5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。	-	(手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし)	-	-	-
	6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。	-	(運転期間を延長する場合には、該当する)	-	-	-
	7. 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。	-	(運転期間を延長する場合には、該当する)	-	-	-
	8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	-	(運転期間を延長する場合には、該当する)	-	-	-
	1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第6条	原子力発電保安委員会	今回申請中	-	-
		第7条	原子力発電保安運営委員会			
実用炉規則第92条第1項第9号【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第93条	管理区域の設定及び解除	燃料搬入前まで	燃料搬入以降から管理区域を設定するため、燃料搬入前までに定める。	(11)
		添付	管理区域図			
	2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第94条	管理区域内における区域区分			
		添付	管理区域図			
	3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第95条	管理区域内における特別措置			
	4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第96条	管理区域への出入管理			
5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第96条	管理区域への出入管理				
6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第97条	管理区域出入者の遵守事項				

表2 保安規定審査基準の各要求事項に対応する保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

(凡例： 今回申請対象 燃料搬入前までに定めるもの 燃料装荷前までに定めるもの)

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応番号	
7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。 8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第104条	管理区域外等への搬出及び運搬	燃料搬入前まで				
		発電所外への運搬					
	第98条	保全区域	燃料装荷前まで	燃料装荷前まで	保全区域(工学的安全施設(補助施設、関連する保安電源設備及び関連する安全保護系を含む)を含む区域)を設定する燃料装荷前までに定める。	(12)	
	添付	保全区域図					
	第99条	周辺監視区域	燃料搬入前まで		周辺監視区域の設定による立入制限が必要となる燃料搬入前までに定める。	(13)	
第106条	協力企業の放射線防護	燃料搬入前まで		協力企業による管理区域内作業に係る放射線防護が必要となる燃料搬入前までに定める。	(14)		
9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。 10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第92条の2	頻度の定義	燃料搬入前まで		放射線管理を開始する燃料搬入前までに定める。	(15)	
	第89条	放射性液体廃棄物の管理	燃料装荷前まで		放出管理すべき放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物が発生する燃料装荷前までに定める。【H】	(16)	
	第90条	放射性気体廃棄物の管理					
	第91条	放出管理用計測器の管理					
	第103条	放射線計測器類の管理					
第107条	施設管理計画						
実用炉規則第92条第1項第10号【排気監視設備及び排水監視設備】 1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るもの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第100条	放射線業務従事者の線量管理等	燃料搬入前まで		燃料取扱いに伴う線量管理、汚染拡大防止等の措置が発生する燃料搬入前までに定める。【I】	(17)	
	第103条	放射線計測器類の管理					
	2. 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第92条	放射線管理に係る基本方針				
		第100条	放射線業務従事者の線量管理等				
	3. 実用炉規則第78条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第101条	床、壁等の除染				
	4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第102条の2	外部放射線に係る線量当量率等の測定				
	5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第104条	管理区域外等への搬出及び運搬				
	6. 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第104条	管理区域外等への搬出及び運搬				
		第105条	発電所外への運搬				
	7. 原子炉等規制法第61条の2第2項より認可を受けた場合においては、同項より認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	(クリアランス規定を採用する場合には、保安規定に記載する)	—	—	—	—
8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第88条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	燃料搬入前まで		雑固体廃棄物をできる限り低減させるため、管理区域の設定を開始する燃料搬入前までに定める。	(18)	
9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第88条の3	事故由来放射性物質の降下物の影響確認					
	第93条	管理区域の設定及び解除	燃料搬入前まで		【I】	(17)	
	第94条	管理区域内における区域区分					
	第97条	管理区域出入者の遵守事項					
	第101条	床、壁等の除染					
第104条	管理区域外等への搬出及び運搬						
実用炉規則第92条第1項第12号【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】 1. 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。 2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第89条	放射性液体廃棄物の管理	燃料装荷前まで		放出管理用計測器の使用を開始する燃料装荷前までに定める。	(19)	
	第90条	放射性気体廃棄物の管理					
	第91条	放出管理用計測器の管理					
	2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第102条の2	外部放射線に係る線量当量率等の測定	燃料搬入前まで		放射線計測器の使用を開始する燃料搬入前までに定める。	(20)
		第103条	放射線計測器類の管理				
第107条	施設管理計画						
実用炉規則第92条第1項第13号【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等】 1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の	第79条	新燃料の運搬	燃料搬入前まで		新燃料の取扱いを開始する燃料搬入前までに定める。【J】	(21)	
	第80条	新燃料の貯蔵					
	第85条	使用済燃料の貯蔵	燃料装荷前まで		【C】	(4)	
	第86条	使用済燃料の運搬					
	第79条	新燃料の運搬	燃料搬入前まで		【J】	(21)	

表2 保安規定審査基準の各要求事項に対応する保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

(凡例: 今回申請対象 燃料搬入前までに定めるもの 燃料装荷前までに定めるもの)

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)	保安規定条文		定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応番号
外での運搬中に関するものを除く。)に関することが定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとして項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第86条	使用済燃料の運搬	燃料装荷前まで	【C】	(4)
	第82条	燃料取替実施計画	燃料装荷前まで	【G】	(10)
	第83条	燃料移動手順	燃料装荷前まで	燃料装荷以降の原子炉内及び原子炉-使用済燃料貯蔵プール間での燃料移動に係る事項であり、燃料装荷前までに定める。	(22)
	第84条	燃料移動	燃料装荷前まで		
1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第88条	放射性固体廃棄物の管理	燃料搬入前まで	管理区域で発生する雑固体廃棄物については、放射性固体廃棄物として扱うことから、燃料搬入前までに定める。	(23)
2. 放射性液体廃棄物の固化等処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。	第88条	放射性固体廃棄物の管理	燃料装荷前まで	雑固体廃棄物以外も含めた放射性固体廃棄物の処理、貯蔵、保管、運搬、廃棄等を開始する燃料装荷前までに定める。	(24)
3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第88条	放射性固体廃棄物の管理	燃料装荷前まで		
4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第89条	放射性液体廃棄物の管理	燃料装荷前まで		
5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第90条	放射性気体廃棄物の管理	燃料装荷前まで	【H】	(16)
6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。	第102条	平常時の環境放射線モニタリング	燃料搬入前まで	【J】	(21)
7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第87条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	燃料搬入前まで	放射性固体廃棄物の管理が発生する燃料搬入前までに定める。【K】	(25)
	第89条	放射性液体廃棄物の管理	燃料装荷前まで	【H】	(16)
	第90条	放射性気体廃棄物の管理	燃料装荷前まで	【H】	(16)
	第87条の2	頻度の定義	燃料搬入前まで	【K】	(25)
	第108条	原子力防災組織	燃料搬入前まで	【J】	(21)
1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第109条	原子力防災組織の要員	燃料搬入前まで	【J】	(21)
2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第110条	原子力防災資機材等	燃料搬入前まで	【J】	(21)
3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第111条	通報経路	燃料搬入前まで	【J】	(21)
4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第113条	通報	燃料搬入前まで	【J】	(21)
5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第108条	原子力防災組織	燃料搬入前まで	【J】	(21)
6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 (1) 緊急作業時の放射線の生体に対する影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第114条	原子力防災態勢の発令	燃料搬入前まで	【J】	(21)
7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第115条	応急措置	燃料搬入前まで	【J】	(21)
8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第116条	緊急時における活動	燃料搬入前まで	【J】	(21)
9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第109条の2	緊急作業従事者の選定	燃料搬入前まで	【J】	(21)
1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 (1) 発電用原子炉施設に必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。 イ 火災	第117条	原子力防災態勢の解除	燃料搬入前まで	【D】	(5)
	第112条	緊急時演習	燃料搬入前まで	【D】	(5)
	第17条	火災発生時の体制の整備	燃料搬入前まで	【D】	(5)
	第17条の2	内部溢水発生時の体制の整備	燃料搬入前まで	【D】	(5)
	第17条の4	その他自然災害発生時等の体制の整備	燃料搬入前まで	【D】	(5)
	第17条の5	有毒ガス発生時の体制の整備	燃料搬入前まで	【D】	(5)
	添付	火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準	燃料搬入前まで	【D】	(5)

表2 保安規定審査基準の各要求事項に対応する保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

(凡例: 今回申請対象 燃料搬入前までに定めるもの 燃料装荷前までに定めるもの)

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)	保安規定条文	定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応番号	
<p>可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関する事。</p> <p>ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。）</p> <p>① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関する事。</p> <p>② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関する事。</p> <p>③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関する事。</p> <p>ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）</p> <p>① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関する事。</p> <p>② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関する事。</p> <p>③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関する事。</p> <p>④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関する事。</p> <p>⑤ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記①から④までの対策に関する事を含む。）に関する事。</p> <p>⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関する事。</p> <p>ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）</p> <p>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する事。</p> <p>② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する事。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する事。</p> <p>④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する事。</p> <p>⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関する事。</p> <p>⑥ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事。</p> <p>(2) (1)に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとする事。</p> <p>イ 重大事故等発生時</p> <p>① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等対しの確かつ柔軟に対処することを妨げるものでない事。</p> <p>② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められている事。原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められている事。</p> <p>③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（②に関するものを除く。）については記載を要しない。</p> <p>ロ 大規模損壊発生時定められた内容が大規模損壊対しの確かつ柔軟に対処することを妨げるものでない事。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関する事。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期的に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。</p> <p>(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付ける事。</p> <p>(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	第17条の6	資機材等の整備	燃料装荷前まで	【補正A】	(補正1)
	第17条の3	火山影響等発生時の体制の整備	燃料装荷前まで	【E】	(6)
	第12条	運転員等の確保	燃料装荷前まで	【F】	(7)
	第17条の7	重大事故等発生時の体制の整備			
	第17条の8	大規模損壊発生時の体制の整備			
添付	重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準				

表2 保安規定審査基準の各要求事項に対応する保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応番号
	2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。	第12条	運転員等の確保	燃料装荷前まで	【F】	(7)
		第17条の7	重大事故等発生時の体制の整備			
		第17条の8	大規模損壊発生時の体制の整備			
		添付	重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準			
実用炉規則第92条第1項第17号【記録及び報告】	1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	今回申請中	—	—
		第120条	記録			
	2. 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。	第120条	記録	燃料搬入前まで	—	(26)
		第9条	原子炉主任技術者の職務等			
		第121条	報告			
3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第121条	報告	燃料搬入前まで	燃料搬入以降から実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象又はこれらに準ずるものが発生する可能性が生じることから、燃料搬入前までに定める。	(26)	
	第121条	報告				
実用炉規則第92条第1項18号【発電用原子炉施設の施設管理】	1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。	第121条	報告	今回申請中	—	—
		第107条	施設管理計画			
		第107条の2	設計管理			
		第107条の3	作業管理			
		第107条の4	使用前事業者検査の実施			
	2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。	第107条の5	定期事業者検査の実施	燃料装荷前まで	燃料装荷前までに定めることを原則とするが、施設の一部使用を開始時点で、定期事業者検査を適切に実施するよう保安規定を変更する。【L】	(27)
		第13条	巡視点検	燃料装荷前まで	【C】	(4)
	3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	第107条の6	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	燃料装荷前まで	【C】	(4)
		—	(長期施設管理方針については、運転を開始した日以後30年を経過する日までに定める)	—	—	—
	4. 実用炉規則第92条第1項18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。	—	(手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし)	—	—	—
—		(長期施設管理方針については、運転を開始した日以後30年を経過する日までに定める)	—	—	—	
5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。	第107条の4	使用前事業者検査の実施	今回申請中	—	—	
	第107条の5	定期事業者検査の実施	燃料装荷前まで	【L】	(27)	
	第107条の5	定期事業者検査の実施	燃料装荷前まで	再装荷予定の照射された燃料の検査に係るものであり、燃料装荷前までに定める。	(28)	
6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第81条	燃料の検査	燃料装荷前まで	—	—	
	—	—	—	—	—	
7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	第107条	施設管理計画	今回申請中	—	—	
実用炉規則第92条第1項19号【技術情報の共有】	1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第107条	施設管理計画	今回申請中	—	—
		—	—	—	—	—
実用炉規則第92条第1項20号【不適合発生時の情報の公開】	1. 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	今回申請中	—	—
		第3条	品質マネジメントシステム計画	—	—	—
実用炉規則第92条第1項21号【その他必要な事項】	2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。	第1条	目的	今回申請中	—	—
		第1条	目的	—	—	—
	2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第2条	基本方針	今回申請中	—	—

表3 「火災発生時の体制の整備」等 段階的に定める事項の考え方について

条文	規定する事項	各段階と規定する事項との関係			段階的に規定する考え方
		今回申請	核燃料物質を 発電所に搬入 する前まで	核燃料物質を 原子炉に装荷 する前まで	
第17条 火災発生時の体制 の整備	(第1項) 次の事項を含む計画の策定 ・消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置 ・要員の配置, 教育訓練, 資機材の配備, 可燃物の適切な管理		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・体制の整備に係る活動の枠組みを規定したものであるため, 当該事象による原子炉施設への波及的影響が生じうる核燃料物質を発電所に搬入する前までに規定する。 ・防護対象となる原子炉施設については, 設置の工事における原子炉施設の使用開始状況に応じ, 段階的に拡張していくとともに, 具体的運用については, 保安規定添付「火災, 内部溢水, 火山影響等, その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」及び社内規程類にて段階的に規定する。
	(第2項) 第1項の計画に基づく原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備		○	○	
	(第3項) 第2項の活動の実施結果の取り纏め, 第1項に定める事項の定期的な評価及び評価結果に基づく措置		○	○	
	(第4項) 原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合の措置		○	○	
第17条の2 内部溢水発生時の 体制の整備	(第1項) 次の事項を含む計画の策定 ・要員の配置, 教育訓練, 資機材の配備		○	○	同上
	(第2項) 第1項の計画に基づく原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備		○	○	
	(第3項) 第2項の活動の実施結果の取り纏め, 第1項に定める事項の定期的な評価及び評価結果に基づく措置		○	○	
	(第4項) 原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合の措置		○	○	
第17条の4 その他自然災害発 生時等の体制の整 備	(第1項) 次の事項を含む計画の策定 ・要員の配置, 教育訓練, 資機材の配備		○	○	同上
	(第2項) 第1項の計画に基づく原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備		○	○	
	(第3項) 第2項の活動の実施結果の取り纏め, 第1項に定める事項の定期的な評価及び評価結果に基づく措置		○	○	
	(第4項) 原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合の措置		○	○	
	(第5項) その他自然災害に係る新たな知見等の収集, 反映等の実施		○	○	
	(第6項) その他自然災害のうち地震に関して, 新たな波及的影響の観点の抽出の実施		○	○	
	(第7項) 地震観測及び影響確認に関する活動の実施		○	○	
	(第8項) 航空機落下確率評価に用いるデータの変更状況の定期的な確認及び確認結果に基づく防護措置		○	○	
第17条の5 有毒ガス発生時の 体制の整備	(第1項) 次の事項を含む計画の策定 ・要員の配置, 教育訓練, 資機材の配備		△	○	<ul style="list-style-type: none"> ・運転員及び緊急時対策要員の防護は, 原子炉の運転を開始する燃料装荷以降から必要となるが, 燃料搬入以降から「緊急時の措置」を保安規定に規定することから, 核燃料物質を発電所に搬入する前までに一部規定する。 ・防護対象となる原子炉施設については, 設置の工事における原子炉施設の使用開始状況に応じ, 段階的に拡張していくとともに, 具体的運用については, 保安規定添付「火災, 内部溢水, 火山影響等, その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」及び社内規程類にて段階的に規定する。
	(第2項) 第1項の計画に基づく運転員及び緊急時対策要員の防護のための活動の実施		△	○	
	(第3項) 第2項に定める事項の定期的な評価及び評価結果に基づく措置, 第1項に定める事項の定期的な評価及び評価結果に基づく措置		△	○	
	(第4項) 原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合の措置		△	○	
第17条の6 資機材等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路並びに避難用及び事故対策用照明の整備 ・作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明の配備 ・設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置及び通信連絡設備の整備 ・警報装置及び通信連絡設備の操作に関する手順並びに専用通信回線及びデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順の整備 		※	○	<ul style="list-style-type: none"> ・設計基準事故が発生した場合に用いる資機材等について規定したものであり, 設計基準事故の発生の可能性が生じる原子炉の運転を開始する燃料装荷以降に必要な事項であることから, 核燃料物質を装荷する前までに規定する。 ※申請時点において, 要求事項に照らして, 燃料装荷前までに定めることで災害の防止上支障がないことが明らかな火山影響等, 重大事故等及び大規模損壊対応に係る条文以外については, 核燃料物質を発電所に搬入する前までに定めることとしていたが, 本条文についても, 上記考え方に基づき, 核燃料物質を装荷する前までに規定するよう補正予定。

○: 運転段階と同様の条文を記載するもの, △: 運転段階の条文の一部を記載しないもの